

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(案)  
報告

はじめに

- I 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 (案)
- II 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 (案)解説
- III 奈良市子ども条例検討の取り組みについて
- IV 委員名簿

平成 26 年 10 月

奈良市子ども条例検討委員会

## はじめに

私たち、奈良市子ども条例検討委員会委員6名は、平成24年3月に仲川市長より委嘱を受け、平成24年3月に第1回検討委員会を開催して以降、これまでに17回の検討委員会と6回の検討作業部会を開催し条例（案）の検討を進めてきました。

その中で、児童虐待、いじめや不登校、ひきこもりなどが大きな社会問題となっている中で、条例の検討に当たっては当事者である子どもたちの声を聴くことが大切であるとの考えのもと、アンケート調査、児童養護施設等へ出向いてのインタビュー調査、子どもワークショップ、そして、未来をひらく子どもシンポジウムでの意見交換といった取組を行ってきました。そうした取組から聞こえてきた子どもたちの声を踏まえ、子どもにやさしいまちづくりを目指す条例となるように検討を重ね、このたび「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）」として取りまとめました。

今後、奈良市がこの条例を制定され、奈良の未来をひらく子どもたちが今を幸せに生き、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちづくりを目指されることを、委員一同、心から願っています。

平成26年10月7日

奈良市子ども条例検討委員会  
委員長 浜田進士

## I 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例をつくるうえで、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」「意見を言う場がほしい」「大人といっしょに奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していくうえでも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。

2 この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

3 この条例は、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- （1）日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- （2）市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮

すること。

- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第1号に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## 第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

- 2 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

## 第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。
- (2) 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。
- (3) 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ

の役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。
- (3) 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

## 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯

罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

## 第5章 施策の推進

(計画と検証)

第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

## II 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案） 解説

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。

2 この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

3 この条例は、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

#### 【解説】 <目的規定>

・この条例を定める目的についての条文です。この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めることを目的としています。

・第2項では、「子どもにやさしいまち（Child Friendly Cities）」とは何かを説明しています。この条文では、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり又は若者が帰ってきやすいまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組むという考え方を表しています。「子どもにやさしいまち」は、ユニセフ（国際連合児童基金）が1996年に提唱した考え方で、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」は、このような国際的な動きを名称に取り入れた条例です。

・第3項では、この条例が子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とすることについて説明しています。子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子どもと子どもの育ちに関わる人の意見を聴くことや、まちづくりの過程に子どもが参加する機会を増やしていくことを表しています。ここで規定する「成長」には身体だけでなく、自己肯定感を育むなど精神的にも成熟していくことを通じて、日々の生活を充実させながら成長していくという意味が含まれています。

#### （基本理念）

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- （1） 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- （2） 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に

考慮すること。

- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

【解説】 <基本理念>

- ・この条例を定めるに当たっての基本的な理念についての条文です。
- ・第1号では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の考えに基づき、子どもにやさしいまちづくりを実現するための取組においては、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての基礎となることを表しています。

子どもの権利に関して、「権利を認めると子どもがわがままになる」、「権利は一人前になってはじめて主張できるもの」、「権利を主張するなら義務を果たすべき」という考え方もありますが、本条例で定める権利とは、児童の権利に関する条約（日本は1994年4月に批准）に定められている権利であり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。

国際連合は、10年間にわたり審議し、1989年11月20日に、児童の権利に関する条約を定め、全ての子どもが無条件に持つことができる「あたりまえ」=権利=Rightsを決めました。ユニセフは、その権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利=思いや意見を聴いてもらえる権利」の4つに整理しました。

- ・第2号では、子どもを取り巻く様々な関係者の皆さんが、子どもを支援する際には常に「子どもの最善の利益」=「子どもにとってもっともよいこと」を考慮するよう努めることを明記しています。児童の権利に関する条約では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」（第3条1）と規定されています。

・「子どもの最善の利益を第一に考慮する」とは、子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければならないという考え方です。

- ・第3号では、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を奈良市の取組の基礎とすることを掲げています。

・子どもの最善の利益を考えることは、大人の責任です。しかし、子どもは大人から一方的に「与えられ」「守られる」だけの存在ではありません。この条例を作る過程で、子どもと大人を対象としたアンケート調査、児童養護施設等に出向いての子どもからの聞き取り調査、子どもワークショップ等を実施しました。その中で子どもたちから寄せられた意見を通して「子どもは大人が想像している以上に、深くものごとを考えている」「子どもは言いたいことがあるということをお大人が理解できていない」「子どもは奈良市が好き。好きだからこそ、いろいろ意見も伝えたい」「子どもは奈良のまちづくりにもっと関わりたいと思っている」といったことが分かってきました。

子どもの最善の利益は、子どもの意見を聴き、まちづくりへの参加を保障することによって、より具体的なものになると考えられます。

児童の権利に関する条約が定める子どもの意見表明の「意見 (views)」は、必ずしも理路整然とした主張や見解のみを指すものではなく、子どもの気持ちや心情、つまり「つらい」とか「悲しい」とか、そのようなことも含めて「意見」としています。大人が、子どもの発達や成長の段階に応じて、子どもの「意見」を受け止めることによって、子どもの発達や成長が支えられていく、ということです。それは子どもの立場からすれば、家庭や地域や学校で自分の意見を表明して、その社会の一員として社会参加していく過程を通して、子どもは豊かに発達・成長することができる、ということです。子どもの育ちと親の子育てに不可欠な要件が、子どもの意見表明と参加だと考えられます。

**(定義)**

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第1号に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

**【解説】 <定義規定>**

- ・この条例に定められている用語の意味を明らかにしている条文です。
- ・第1号では、子どもについて、明らかにしています。「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。また「その他これらの者」とは、18歳未満でなくても、未成年で高校生である人などを対象としています。
- ・第2号では、保護者について明らかにしています。親や、親に代わり子どもを養育する者を保護者としています。児童福祉法では、保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう」としています（第6条）。また、同法では、里親を「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう」（第6条の4第1項）とし、養育里親を「前項に規

定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう」(第6条の4第2項)としています。この条例にいう保護者も、このような内容を含んでいます。

・第3号では、地域住民について明らかにしています。「その他の団体」とは、自治会、子ども会、老人会、地域教育協議会などをいいます。

・第4号では、子どもが育ち・学ぶ施設について明らかにしています。「その他これらに類する施設」とは、認可外保育施設、地域子育て拠点施設、放課後児童健全育成事業施設(バンビーホームなど)といった、市内にある子どもが育ち・学ぶためのあらゆる施設をいいます。

・第5号では、事業者について明らかにしています。「その他の団体」とは、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、政党要件を満たさない政治団体、マンションの管理組合、サークルなどをいいます。

## 第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

### 【解説】 <権利規定>

- ・子どもが保障される権利と他者の権利の尊重についての条文です。
- ・この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。
- ・さらに第2項では、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが「努めるものとする」ことを表しています。
- ・この条例における「努めるものとする」や「するものとする」といった言葉の使い分けについては、市として確実に責任を持って行うことができることが明確である部分は「するものとする」といった断定的な表現をしています。また、「努めるものとする」と表記している部分についても、市として、決して消極的ということではなく積極的な姿勢で取り組んでいきます。しかし、個別具体的な様々なケースにおいては、確実に取組を行うことができない場合も考えられるため、「努めるものとする」といった表現をしています。

そして、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者については、それぞれの関係者の皆様のご協力のもとに実現していくという考えをしていますので、「努めるものとする」という表現をしています。

## 第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。
- (2) 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。
- (3) 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。
- (3) 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】 <大人等の役割>

・市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者を対象とした、子どもにやさしいまちづくりを行う上での役割についての条文です。

・第5条では、市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者に共通する役割として、互いに連携し、及び協働して子どもにやさしいまちづくりを行うよう努力することを表しています。

・第6条では、市の役割を明らかにしています。(1) 国や都道府県・市区町村といった行政機関や関係機関と連携していくこと、(2) 子どもに関する様々な施策について推進していくこと、(3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が必要な支援を行うことを掲げています。

・第7条では、保護者の役割を明らかにしています。子どもの育成について保護者にまず責任があり、子どもが健やかに育つよう努力される必要があることを表しています。そして、保護者は、子どもを健やかに育てる上で市に相談やその他の支援を求めることができることを表しています。

・第8条では、地域住民の役割を明らかにしています。地域住民の役割として、(1) 子どもの健やかな育ちを支援すること、(2) 子どもへの虐待をはじめとするあらゆる暴力や、犯罪、事故から子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努力されること、(3) 地域における取組の中で、子どもが多様な世代の人たちや子ども同士で、交流や様々な体験をすることができる機会を提供するよう努力されることを掲げています。

・第9条では、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割を明らかにしています。子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割として、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、(1) 子どもが心身ともに健やかに成長し生きる力を身に付け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めること、(2) 子どもが育ち・学ぶ施設が子どもにとって安全で安心な場となるように保護者や地域住民等と連携協力して環境づくりに努めること、(3) 子どもへの虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、これらを未然に防止する取組・早期発見・解決に向けた取組を行うように努力することを掲げています。

・第10条では、事業者の役割を明らかにしています。事業者の役割として、(1) その事業者のもとで働く人たちが、仕事と子育てを両立できるように職場環境を整備するよう努力すること、(2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う、子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努力することを掲げています。なお、「必要な職

場環境の整備」とは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、育児休業・短時間勤務といった柔軟な働き方を支える制度を整備することや、そのような制度を利用しやすい職場風土づくりを推進していくことなどをいいます。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

##### （子どもの意見表明及び参加の促進）

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

##### （子ども会議）

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

##### （子育て家庭への支援）

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

##### （特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援）

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

##### （子どもへの虐待等に対する取組）

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、

必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第 16 条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

### 【解説】 <子どもにやさしいまちづくりの推進>

・この章では、「子どもにやさしいまち」を奈良市で具体化していくために必要な施策等に関する事項について掲げています。

・第 11 条では、子どもにやさしいまちづくりを推進していくに当たって、子どもによる意見表明や参加の促進がもっとも大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来このまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことであり、以下の施策の基盤となる考えであることを表しています。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもの主体的な活動を奨励し、子どもへの支援を行うように努力することを掲げています。さらに第 2 項、第 3 項及び第 4 項では、市、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもが意見表明や参加を行えるような機会を設けるように努力することを表しています。

・第 12 条は、子ども会議についての条文です。子どもにとってよりよい決定を行い、子どもにとっての最善の利益を確保していくためにも、子どもが意見表明をし、参加することは欠かせないものです。児童の権利に関する条約では、その第 12 条で、子どもの意見の尊重を重視しています。このような子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、市が子ども会議を設置することを掲げています。さらに、子どもの意見表明や参加は、子どもが自己肯定感を育み自己実現をしていくためにも、家庭・学校・社会の構成員としての役割を果た

していくためにも重要な意味を持ちます。また、子どもが成長していくための人間関係づくりにも不可欠なものです。そして第2項では、子ども会議は、子どもの自主的・自発的な取組によって運営されるものとし、この場合において、子ども会議は、市に必要な支援を求めることができ、市は、そのための方法や仕組みを整えるものとし、第3項では、子ども会議が子どもの意見をまとめ、その意見を市長に提出できることをそれぞれ表しています。

・第13条は、子育て家庭への支援についての条文です。市が子育て家庭に対して必要な支援を行うよう努力することを掲げています。第2項では、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努力することを掲げています。

・第14条は、障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等（経済的に困難な家庭の子ども、不登校・ひきこもりの子どもなど）、特別なニーズのある子どもやその家庭に対する条文です。これらの子ども・家庭に対して、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割に応じて必要な支援を行うように努力することを表しています。

・第15条は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等に対する取組についての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等に対して予防と早期発見に努めることを表しています。さらに第2項では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、このような子どもへの虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、救済に必要な支援を行うように努力することを表しています。

・第16条は、有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることについての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ子どもを犯罪や交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるように、安全な環境を作る努力をすることを表しています。さらに第2項では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが有害な環境から自らを守る力を育むことができるよう、必要な支援を行うために努力することを表しています。

・第17条は、子どもの居場所や遊び場づくりについての条文です。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが安心して過ごすだけでなく、自然とのふれあいや遊びといった様々な体験や子ども同士の交流を行い、また成長していく場所として、豊かな自己を育むことができる居場所や遊び場づくりに努力することを表しています。

・第18条は、子どもが直接相談できる体制についての条文です。子どもが、自分自身、家庭及び学校などの身近なことや、子どもへの虐待、いじめ、体罰等について、子どもが市に直接、安心して容易に相談できるような体制を市が充実させていくことを表しています。なお、「充実」とは、この条例の第2条第2号「子どもの最善の利益を第一に考慮すること」といった内容をもとに、市が、子どもが直接相談しやすい環境を整えていくことをいいます。第2項では、子どもからの相談内容に応じて、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関（奈良県中央こども家庭相談センター、奈良県警本部少年サポートセンターなど）などと連携して、子どもへの虐待、いじめ、体罰等から子ども

の救済を図るために必要な支援を行っていくことを表しています。第3項では、市が、このような相談窓口について、子どもをはじめ全ての市民や関係者に対し広く知らせていくことを表しています。市だけではなく、関係機関にもこのような相談窓口がありますので、市以外の相談窓口についても広く知らせていくようにします。

## 第5章 施策の推進

### (計画と検証)

第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

### (体制整備)

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

### (広報及び啓発)

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

### 【解説】 <施策の推進>

- ・この条例によって市が行う施策と、その施策を推進していくための条文です。
- ・第19条では、この条例に基づいて行われる施策とその施策による成果を検証していくことを表しています。この条例に基づいた子どもに関する施策と、子どもの未来に影響を及ぼす施策について、国の子ども・子育て支援法に定められた市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることを表しています。また第2項では、市が計画を定めたときには、この計画を公表することを表しています。第3項では、この条例がどのように運営され、この条例に基づく事業が条例の理念に沿って実施されているかを、奈良市子ども・子育て会議で、定期的に検証していくことを表しています。そして第4項では、この奈良市子ども・子育て会議での検証結果を市長に報告し、これを公表することを表しています。
- ・第20条では、子どもに関する施策や、子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して、市役所内での調整を総合的に行うための体制づくりを行うことを表しています。
- ・第21条では、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者それぞれの皆さんの理解を深めるために、広報・啓発活動を市が行っていくことを表しています。なお、これにはこの条例の基本理念を市が市の職員に啓発することも含まれます。

### III 奈良市子ども条例検討の取り組みについて

平成24年3月に第1回奈良市子ども条例検討委員会を開催して以降、これまでに17回の検討委員会を開催してきましたが、その中で、条例の検討に当たっては当事者である子どもたちの声を聴くことが大切であるとの考えのもと、奈良市と共にこれまでに四つの取り組みを行ってきました。

一つ目は、学校、家庭や地域社会における子どもたちの思いや課題などを聴き、そして大人の子どもたちへの関わりや大人から見た子ども像などを、奈良市全域から幅広く聴くために、小学5年生、中学2年生、17歳の市民及び大人を対象としたアンケート調査を行いました。

二つ目は、アンケート調査では把握しきれない、普段意見が届きにくい子どもたちの声を聴くために、児童養護施設と母子生活支援施設に子ども条例検討委員と子ども政策課職員が出向いて、子どもたちからインタビュー調査を行いました。また、そうした子どもたちをとりまく大人たちの声を聴くために、児童相談所と児童家庭支援センターの職員から、そして非行と向き合う親たちの会と不登校・引きこもりを考える親たちの会の保護者から、それぞれインタビュー調査を行いました。

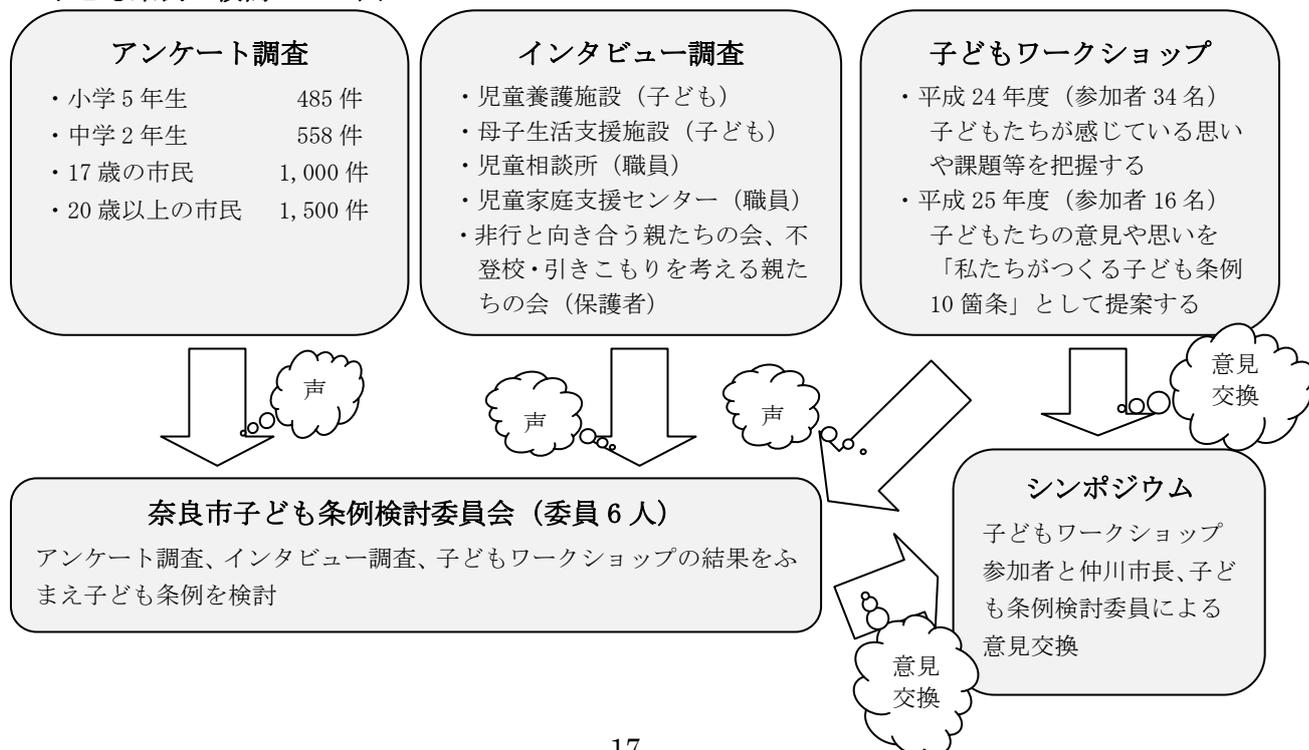
三つ目は、子どもに関わりのあるテーマについて、子どもたち自身に話し合ってもらい、そして提案をしてもらうために、平成24年度と平成25年度の夏休み期間を中心に未来をひらく子どもワークショップを開催するとともに、子どもたちにワークショップで出された意見や提案がどのように条例検討に活かされたのかを説明するためのワークショップを開催しました。

四つ目は、これら三つの取り組みから聴こえてきた子どもたちの声をふまえ、子ども条例について市民と共に考えるために、平成25年5月に未来をひらく子どもシンポジウムを開催し、その中で、「私が奈良市長だったらこんな奈良市にしたい」というテーマで、子どもワークショップ参加者と仲川市長、子ども条例検討委員による意見交換を行いました。

こうした取り組みから聴こえてきた、子どもの声や、子どもをとりまく大人の声やふまえ、奈良の未来をひらく子どもたちが今を幸せに生き、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちづくりを目指す条例となるように、その内容について検討を進め、条例骨子案の中間報告を平成26年5月にとりまとめ、6月にパブリックコメントを実施しました。

その結果も参考にし「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）」の報告を取りまとめました。

#### ・子ども条例の検討フロー図



# 1 奈良市子ども条例検討委員会及び同検討作業部会の開催

## (1) 奈良市子ども条例検討委員会の開催

回	開催日	検討テーマ
第1回	平成24年3月9日	役員の選任 制定に向けた取り組み等
第2回	平成24年4月27日	年間スケジュール 子どもワークショップ設置等
第3回	平成24年5月31日	子どもワークショップ実施内容 インタビュー調査実施方法等
第4回	平成24年7月31日	子どもワークショップ実施 インタビュー調査方法等
第5回	平成24年9月5日	子どもワークショップ中間報告 インタビュー調査実施報告等
第6回	平成24年10月26日	アンケート調査項目 <b>子どもワークショップ成果発表会</b>
第7回	平成24年12月21日	子どもワークショップ及び出前実態調査の検証等
第8回	平成25年2月20日	アンケート調査分析方法
第9回	平成25年4月19日	ワークショップ等の検討委員会コメント シンポジウム開催・子どもワークショップ実施
第10回	平成25年6月7日	平成25年度子どもワークショップ開催案 奈良市子ども条例の方向性
第11回	平成25年8月23日	<b>平成25年度未来をひらく子どもワークショップ参加者との意見交換</b> 意見交換を終えて条例への反映
第12回	平成25年10月30日	奈良市子ども条例検討作業部会の設置 子ども条例における目的・子どもの権利と責任・大人等の責務と役割
第13回	平成25年12月25日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進
第14回	平成26年2月24日	子ども条例における子どもの権利の侵害に対する相談体制及び救済
第15回	平成26年4月25日	子ども条例中間報告
第16回	平成26年7月18日	子ども条例前文 パブリックコメントに対する市の考え方(案)
第17回	平成26年9月24日	子ども条例最終報告

## (2) 奈良市子ども条例検討作業部会の開催

奈良市子ども条例検討委員会に作業部会を設置し子ども条例の条文案を集中的に検討しています。

回	開催日	検討テーマ
第1回	平成25年11月25日	子ども条例における目的・定義・子どもの権利と他者の権利の尊重・大人等の役割 ①
第2回	平成25年12月9日	子ども条例における目的・定義・子どもの権利と他者の権利の尊重・大人等の役割 ②
第3回	平成26年1月23日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進 ①
第4回	平成26年2月2日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもシンポジウム参加者との意見交換
第5回	平成26年3月12日	子ども条例における子どもの権利の侵害に対する相談体制及び救済
第6回	平成26年8月1日	子ども条例前文

## 2 子どもの声を聴くための取組

### (1) アンケート調査の実施

#### ① 小学5年生を対象とするアンケート調査

- ア 調査件数 485件（地区ごとに児童数を比例按分し学校を抽出）
- イ 調査方法 学校を通じて配布・回収
- ウ 実施期間 平成24年12月18日（火）～平成25年1月8日（火）

#### ② 中学2年生を対象とするアンケート調査

- ア 調査件数 558件（地区ごとに生徒数を比例按分し学校を抽出）
- イ 調査方法 学校を通じて配布・回収
- ウ 実施期間 平成24年12月18日（火）～平成25年1月8日（火）

#### ③ 17歳の者を対象とするアンケート調査

- ア 発送件数 1,000件（住基データより無作為抽出）
- イ 回収件数 470件（回収率47.0%）
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 実施期間 平成24年12月18日（火）～平成25年1月7日（月）

#### ④ 20歳以上の市民を対象とするアンケート調査

- ア 発送件数 1,500件（住基データより無作為抽出）
- イ 回収件数 814件（回収率54.3%）
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 実施期間 平成24年12月18日（火）～平成25年1月7日（月）

## (2) 子ども関連施設等へのインタビュー調査の実施

### ① 実施日

平成24年8月28日(火)から平成24年9月3日(月)

### ② 対象施設等及び調査対象

対象施設等	調査対象
奈良県中央こども家庭相談センター(児童相談所)	職員
(福) 奈良社会福祉院佐保山荘(母子生活支援施設)	子ども
(福) 宝山寺福祉事業団愛染寮(児童養護施設)	子ども
(福) 天理児童家庭支援センターてんり(児童家庭支援センター)	職員
奈良つきあかりの会(非行と向き合う親たちの会)	会の代表者等
ふきのとうの会(不登校・引きこもりを考える親たちの会)	会の代表者等

### ③ インタビュー内容

- ア 子ども保護者の現状
- イ 子どもを取りまく地域の姿
- ウ 子どもを取りまく社会の状況
- エ 親、保護者の姿
- オ 困難を抱える子どもたちの状況(悩みや困っていること)等

## (3) 未来をひらく子どもワークショップ

### (3) - 1 平成24年度

#### ① 要旨

子ども条例の制定に向け、その内容を検討するに当たり、子どもたちが普段から感じている思いや課題やニーズ等を把握するために、夏休み期間を中心に5回のワークショップを開催しました。

そして、その成果を取りまとめ市長、副市長、教育長らが出席のもと成果発表会を行いました。

#### ② ワークショップ参加者

奈良市内に在住する小学5年生から高校1年生までの34名の子どもたちが参加しました。

#### ③ ファシリテーター

シチズンシップ共育企画 代表 川中 大輔 氏

#### ④ サポーター

12名の大学生等が参加しました。なお、サポーターにワークショップの運営補助等を効果的に行うにあたり必要な知識や技量を身につけてもらうためにサポーター養成講座を開催しました。

#### ⑤ ワークショップ開催状況

##### ア 開催日、テーマ及び参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数
第1回	平成24年 7月31日(火)	奈良市と私の「今」	28人
第2回	平成24年 8月 2日(木)	奈良市と私の「未来」	22人

第3回	平成24年 8月 8日 (水)	奈良市と私の「未来」	28人
第4回	平成24年 8月23日 (木)	「未来」と「今」をつなぐ	14人
	平成24年 8月24日 (金)		12人
第5回	平成24年10月20日 (土)	発表に向けてのまとめ	16人
第6回	平成24年11月17日 (土)	成果発表会	23人

※ 第4回は参加人数の関係で2回に分けて開催した。

#### イ 開催時間及び場所

- ・開催時間 午前10時から午前12時まで
- ・開催場所 奈良市役所会議室

### (3) - 2 平成25年度

#### ① 要旨

子ども条例の制定に向け、その内容を検討するに当たり、子どもたちの意見や思いを「私たちがつくる子ども条例10箇条」として提案してもらうために、夏休み期間に5回のワークショップを開催しました。

そして、5回のワークショップの成果を取りまとめ、奈良市子ども条例検討委員会において、参加者の子どもたち10人と子ども条例検討委員による意見交換を行いました。

#### ② ワークショップ参加者

奈良市内に在住する小学5年生から中学2年生までの16名の子どもたちが参加しました。

#### ③ ファシリテーター

シチズンシップ共育企画 代表 川中 大輔 氏

#### ④ サポーター

10名の大学生等が参加しました。なお、サポーターにワークショップの運営補助等を効果的に行うにあたり必要な知識や技量を身につけてもらうためにサポーター養成講座を開催しました。

#### ⑤ ワークショップ開催状況

##### ア 開催日、テーマ及び参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数
第1回	平成25年8月 1日 (木)	仲間と出会い、奈良を見つめる	8人
第2回	平成25年8月 5日 (月)	私たちの声を届けよう！(1)	12人
第3回	平成25年8月 7日 (水)	私たちの声を届けよう！(2)	11人
第4回	平成25年8月19日 (月)	私たちの声を聞いてもらおう！	15人
第5回	平成25年8月21日 (水)	私たちがつくる子ども条例10箇条	14人
	平成25年8月23日 (金)	奈良市子ども条例検討委員との意見交換	10人

#### イ 開催時間及び場所

- ・開催時間 午前10時から午前12時まで  
(※奈良市子ども条例検討委員との意見交換のみ午後1時から午後2時30分まで)
- ・開催場所 奈良市役所会議室

### (3) - 3 平成24・25年度 未来をひらく子どもワークショップ参加者への説明のためのワークショップ

#### ① 要旨

平成24・25年度 未来をひらく子どもワークショップ参加者に、ワークショップで出された意見や提案がどのように条例の検討に活かされたのかを、子ども条例検討委員から子どもたちに説明するためのワークショップを開催しました。

#### ② 開催日時及び場所

平成26年3月21日(金) 午後2時から午後3時30分  
奈良市役所 奈良市役所会議室

#### ③ 参加者

- ・子どもワークショップ参加者 10人
- ・子ども条例検討委員 5人
- ・子どもワークショップサポーター 2人

### (4) 未来をひらく子どもシンポジウムの開催

#### ① 開催日時及び場所

平成25年5月19日(日) 午後1時から午後3時30分  
はぐくみセンター9階 大講座室

#### ② 参加者数

	162名
ア 子ども条例検討委員	6名
イ 子どもワークショップ参加者	7名
ウ 子どもワークショップサポーター	2名
エ 一般参加者	147名

#### ③ 内容

ア 開会

イ 仲川市長あいさつ

ウ 基調講演

講師 千葉大学大学院教授 木下 勇 氏

テーマ 「子どもの参画による子どもにやさしいまち

～世界の動向から奈良の将来を考える」

エ 奈良市子ども条例検討の経過報告

奈良市子ども条例検討委員会委員長 浜田 進士 氏

(特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長)

オ 休憩

カ 子どもワークショップ参加者と仲川市長、子ども条例検討委員との意見交換

テーマ「私が奈良市長だったらこんな奈良市にしたい」

キ 閉会

### (5) パブリックコメントの実施

#### ① 募集期間

平成26年6月2日(月) から平成26年6月30日(月)

#### ② 提出状況

15人から35件

#### IV 委員名簿

##### 1 奈良市子ども条例検討委員会委員名簿

	氏名	役職等
委員長	浜田 進士	特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長
副委員長	木下 勇	千葉大学大学院教授
委員	奥田 眞紀子	市民公募
委員	近藤 正基	神戸大学大学院准教授
委員	原 京子	一般財団法人 子ども財団 理事
委員	都築 由美	市民公募

##### 2 奈良市子ども条例検討作業部会委員名簿

	氏名	役職等
部会長	浜田 進士	特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長
委員	奥田 眞紀子	市民公募
委員	近藤 正基	神戸大学大学院准教授
委員	都築 由美	市民公募

## 子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について

### 1 趣旨

平成27年4月から本格的な施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」に関して、「子ども・子育て支援法」の制定、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）」及び「児童福祉法」の改正に伴い、本市におきましても各種施設等の設備及び運営に関する基準を制定しました。

また、「認定こども園法」の改正に伴い、「奈良市子ども・子育て会議条例」を改正しました。

### 2 対象条例

#### (1) 各種施設等の設備及び運営に関する基準

- ・奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（改正）

#### (2) その他

- ・奈良市子ども・子育て会議条例（改正）

### 3 条例の制定に係る経緯

日付	概要
平成26年4月30日	関係府省令の公布
4月17日	認可・運営基準検討部会において審議
5月9日	認可・運営基準検討部会において審議
5月28日	子ども・子育て会議へ報告、審議
6月2日～6月20日	パブリックコメント手続の実施
7月4日	認可・運営基準検討部会において審議
7月14日	子ども・子育て会議へ報告、審議
10月1日	市議会（9月定例会）において条例案可決

#### 4 本市の独自基準の概要

基準名	国の基準	従・参	独自基準の概要
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	(食事) ・規定なし	—	(食事) ・食事の提供に当たっては、 <u>県内で生産された農林水産物</u> （以下この項において「 <u>県内産農林水産物</u> 」という。）及び <u>県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。</u> ※奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	【家庭的保育事業】 (職員) ・家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。</u>	従	(職員) ・家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士とする。</u>
	(職員) ・規定なし	—	(職員) ・家庭的保育事業を行う場所において、 <u>家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回ることができない。</u>
	【小規模保育事業（C型）】 (職員) ・家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。</u>	従	(職員) ・家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した <u>保育士とする。</u>
	(職員) ・規定なし	—	(職員) ・小規模保育事業所C型において、 <u>家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、2人を下回ることができない。</u>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	—	—	(当該基準個別の独自基準なし)
上記の3基準共通	(規定なし)	—	その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(参考) 表中の従・参について

- ・ 従…従うべき基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
- ・ 参…参酌すべき基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

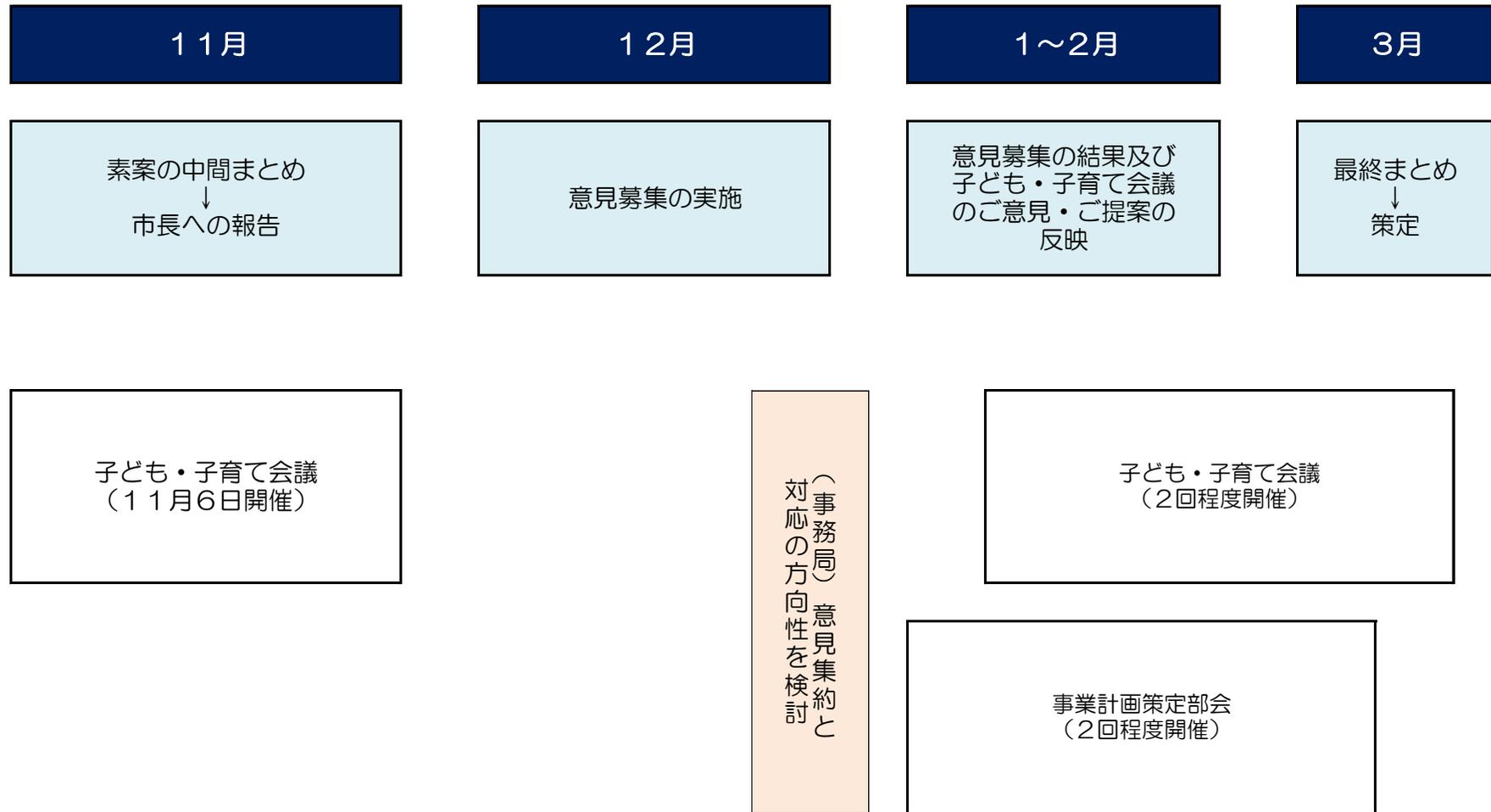
# 奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会について

奈良市子ども未来部子ども政策課  
平成26年11月6日

## 1. 部会の開催経過について

回	開始日	概要
第1回	平成25年8月9日	・ニーズ調査項目の設計等について
第2回	平成25年10月4日	・ニーズ調査実施の報告について ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について ・子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第3回	平成26年1月31日	・子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第4回	平成26年4月24日	・教育・保育の提供区域の設定について ・量の見込みの算出について
第5回	平成26年6月26日	・量の見込みの算出について ・子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第6回	平成26年8月8日	・教育・保育の量の見込みと確保方策について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
第7回	平成26年10月2日	・子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第8回	平成26年10月22日	・奈良市子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について

## 2. スケジュールについて



### 3. 子ども・子育て支援事業計画素案の構成について

第1章 事業計画の策定について		
(1) 計画の趣旨・位置付け ⇒国が規定する事項以外に「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）を最高規範とし、現行の「奈良市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ。		
(2) 計画の期間	(3) 計画の対象	(4) 本市の他計画との関係

第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題	
(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境 ○主に平成25年度に実施したニーズ調査の結果を基に、本市の状況について記載。 ・家族の状況、保護者の就労状況の変化 ・子育てに対する保護者の意識の変化 ・子育てに関する悩みや不安の相談相手 等	(2) 次世代計画に基づくこれまでの実績 ○「子ども・子育て支援事業計画」に引き継ぐに当たり、現状の「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22～26年度）における施策の取り組み状況について整理し、記載する。

第3章 事業計画の基本的な理念・方針について		
【計画の愛称】 「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」	【計画の基本理念】 「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」	「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」の3つの視点

第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について			
<p>【基本方針1】 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり (基本目標1) 子どもにとって大切な権利の保障 ○子どもの権利保障のための取り組みの推進 (基本目標2) 乳幼児期の教育・保育の充実 ○乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ○質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実 (基本目標3) 学齢期の教育・育成施策の充実 ○豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ○子どもの居場所や体験活動の充実 ○心身の健やかな成長のための取り組みの充実</p> <p>【基本方針2】 子どもを安心して生み育てられるまちづくり (基本目標1) 子どもと子育て家庭の健康の確保 ○妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実 ○健康教育と相談体制の充実 ○小児医療体制の充実</p>	<p>(基本目標2) 地域における子育て支援の充実 ○子育て中の親子の居場所づくりの推進 ○多様な子育て支援サービスの充実 (基本目標3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 ○子育てに関する相談体制・情報提供の充実 ○子育て家庭への経済的な支援の充実 (基本目標4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 ○ひとり親家庭への支援の充実 ○障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実 ○児童虐待防止などの取り組みの充実</p> <p>【基本方針3】 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり (基本目標1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 ○地域の子育て支援活動の充実 ○地域における子どもの見守り活動の推進</p>	<p>(基本目標2) 仕事と子育ての両立支援の推進 ○男女共同の子育ての促進と子どもを大切に社会的な機運の醸成 (基本目標3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進 ○安心して外出できる環境づくりの推進</p>	
<th>第5章 主な事業の5年間の需給計画について</th>			第5章 主な事業の5年間の需給計画について
<p>○「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のについて、5年間の量の見込みと確保方を定める。 ○量の見込みについては、平成25年度に実施したニーズ調査の結果を活用するとともに、本市の現状を勘案しながら算出するものとし、それに対応するための確保方を記載する。</p>			
<th>第6章 事業計画の推進体制について</th>			第6章 事業計画の推進体制について
<p>○事業計画の進捗管理については、「奈良市子ども・子育て会議」で審議を行う。</p>			

# 奈良市子ども・子育て支援事業計画素案 (中間まとめ案)

平成26年11月



# 目 次

---

---

## 第1章 事業計画の策定について

---

---

- 1 計画の趣旨・位置付け . . . . .
- 2 計画の期間 . . . . .
- 3 計画の対象 . . . . .
- 4 本市の他計画との関係 . . . . .

---

---

## 第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題

---

---

- 1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境 . . . . .
- 2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績 . . . . .
- 3 子ども・子育て支援新制度で求められる対応 . . . . .

---

---

## 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について

---

---

- 1 計画の愛称 . . . . .
  - 2 計画の基本理念 . . . . .
  - 3 計画の基本方針 . . . . .
-

---

## 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について

---

- 1 施策の体系
- 2 各施策の現状と課題、方向性
  - 基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり
    - 基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障
    - 基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実
    - 基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実
  - 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり
    - 基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保
    - 基本目標2 地域における子育て支援の充実
    - 基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実
    - 基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実
  - 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり
    - 基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進
    - 基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進
    - 基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

---

## 第5章 主な事業の5年間の需給計画について

---

- 1 提供区域の設定
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

---

## 第6章 事業計画の推進体制について

---

- 1 計画内容の周知
  - 2 市民や関係機関等との連携
  - 3 計画の進行管理
-

---

## 資料編 参考資料

---

- 資料1 事業計画の策定体制と経過 . . . . .
- 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要 . . . . .
- 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 . . . . .
- 3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施 . . . . .
- 資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況 . . . . .
- 1 子ども・子育てに関する統計資料等 . . . . .
- 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋） . . . . .
- 資料3 提供区域ごとの量の見込みと提供体制 . . . . .
- 資料4 事業計画に関する条例・事業一覧等 . . . . .
- 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案） . . . . .
- 2 奈良市子ども・子育て会議条例 . . . . .
- 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領 . . . . .
- 4 進捗管理事業一覧 . . . . .

## 1 計画の趣旨・位置付け

我が国の子ども・子育て支援については、平成2年の「1.57ショック」を契機として取り組みがスタートしました。平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」が制定され、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように、社会全体で応援するとの基本的な考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置付けられました。さらに平成15年7月には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれが行動計画を策定し、実施していくこととされました。

しかしながら、依然として子どもや子育て家庭をめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増大・多様化しており、仕事と子育てを両立できる環境の整備が今後も必要であり、さらに保育所では待機児童が生じています。

これらの課題に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行する予定です。この新制度では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の状況により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現しようとするものです。

さらに、平成25年6月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまでの取組を一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の総合的な施策の充実・強化を目指すこととされました。

本市においては、平成17年3月に前述の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17～21年度）」を策定するとともに、平成22年3月には後期計画（平成22～26年度）を策定し、国の動向を踏まえつつ、本市の子ども・子育て支援の充実に向けて計画的に取り組んできたところです。

また、平成〇年〇月〇日には、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を施行し、子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むこととしています。

本計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を踏まえつつ、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画に位置付けるほか、これまでの「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、本市の子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅し、今までの取り組みをさらに充実させていきます。

## 2 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本市の計画においても、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとしています。

### 【 計画期間 】

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
奈良市次世代育成支援行動計画（後期）					引継 ・ 策定	奈良市子ども・子育て支援事業計画				

## 3 計画の対象

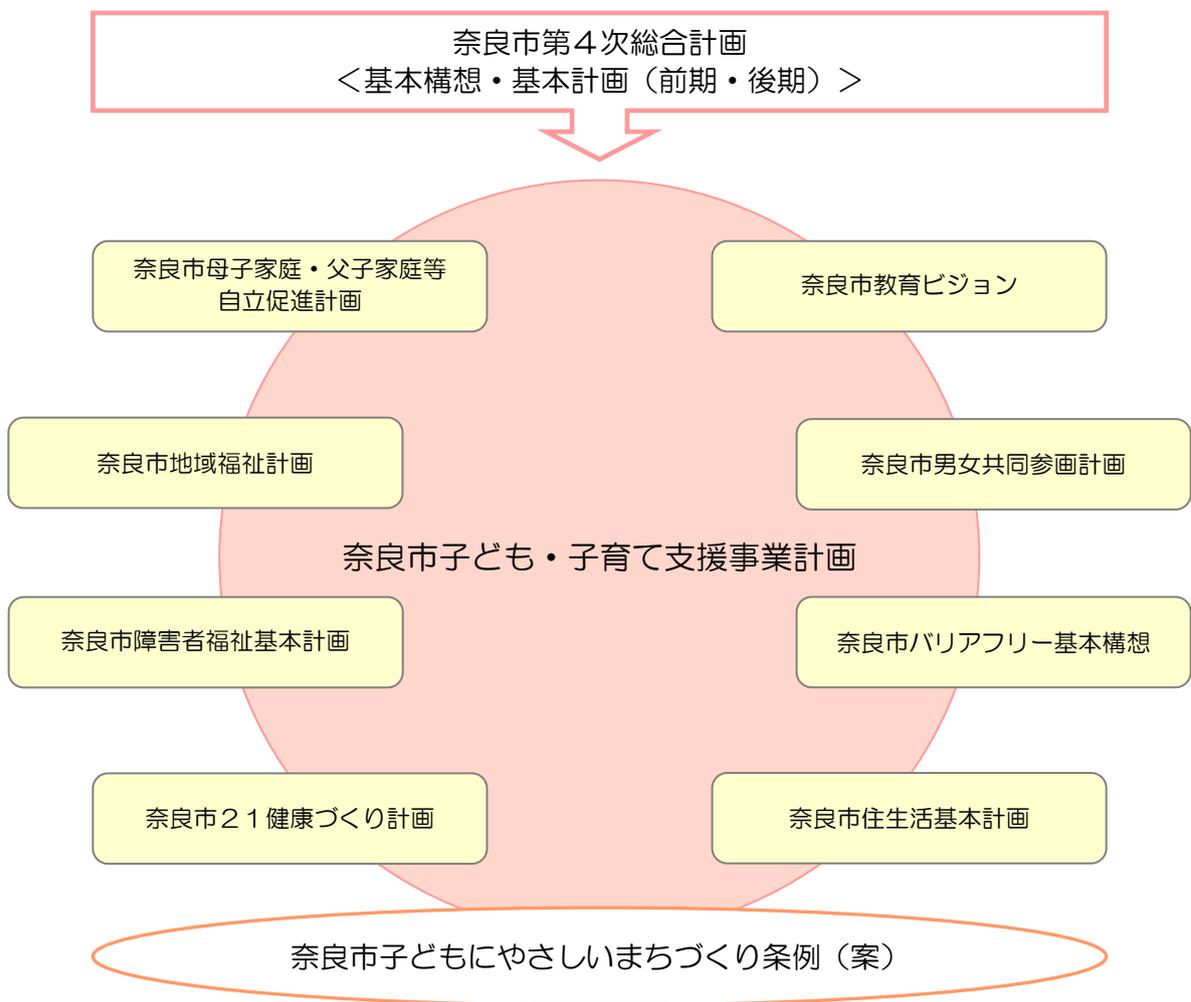
本計画は、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や事業者の個人及び団体を対象とします。なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満とされていますが、施策の内容によっては、義務教育終了前までの児童を中心とします。

## 4 本市の他計画との関係

この計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」を最上位の規範とし、奈良市第4次総合計画における子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

また、計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとします。

### 【 他計画との関連イメージ 】

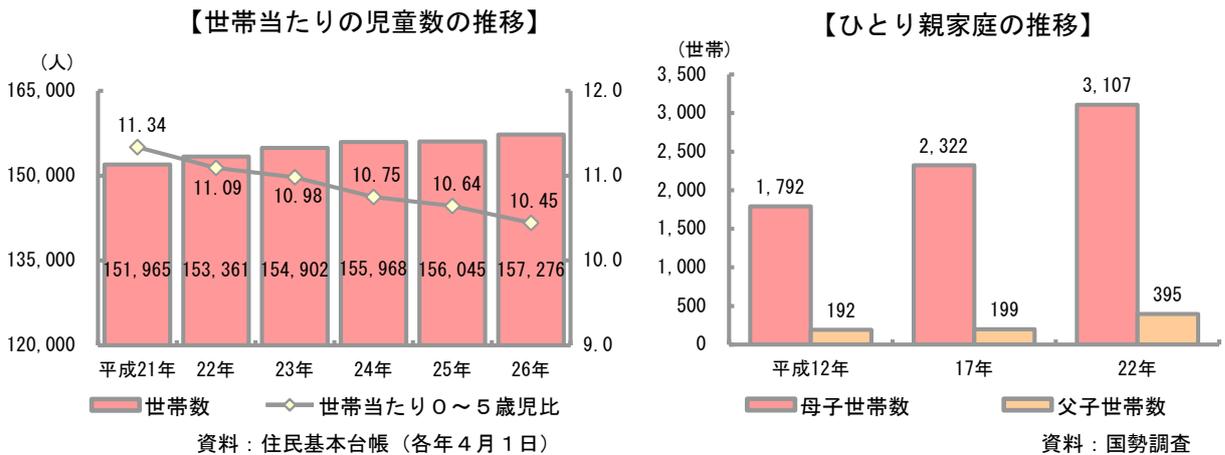


1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 子育て家庭

① 家族の状況の変化

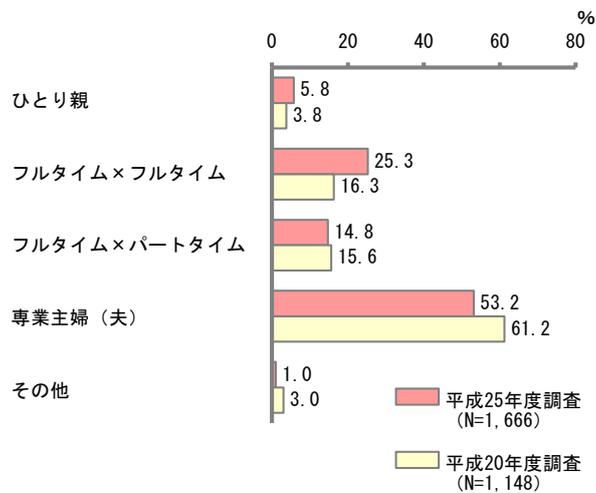
- ・世帯当たりの児童数は減少し、ひとり親家庭が増加しており、家庭の小規模化が進んでいます。



② 保護者の就労状況の変化

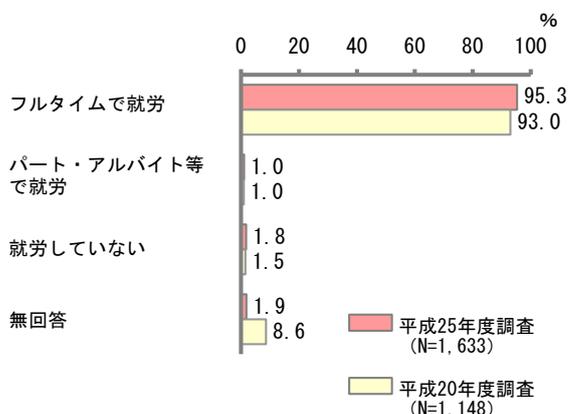
- ・本市の家庭類型は、5年前と比較すると依然として専業主婦（夫）の割合が50%以上となっていますが、フルタイムで働く共働き家庭が9%増加しています

【本市の0～5歳児のいる家庭の家庭類型】

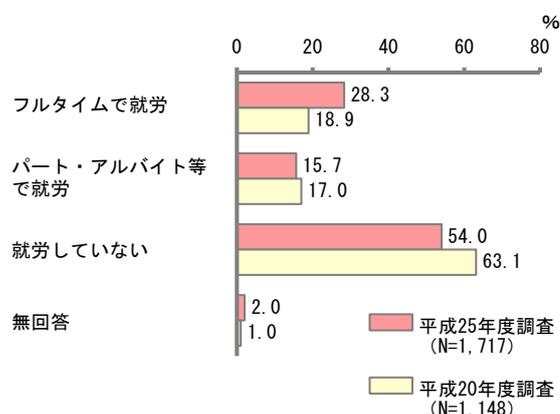


- 保護者の就労状況について、父親では、フルタイムで就労している割合が95%以上となっています。一方、母親の就労状況については、就学前の子どもを持つ家庭における就労中の母親は、5年前と比較すると8%増加しているとともに、フルタイムの共働き家庭の割合も増加しており、家族のあり方の変化がうかがえます。

【父親の就労状況（0～5歳児）】



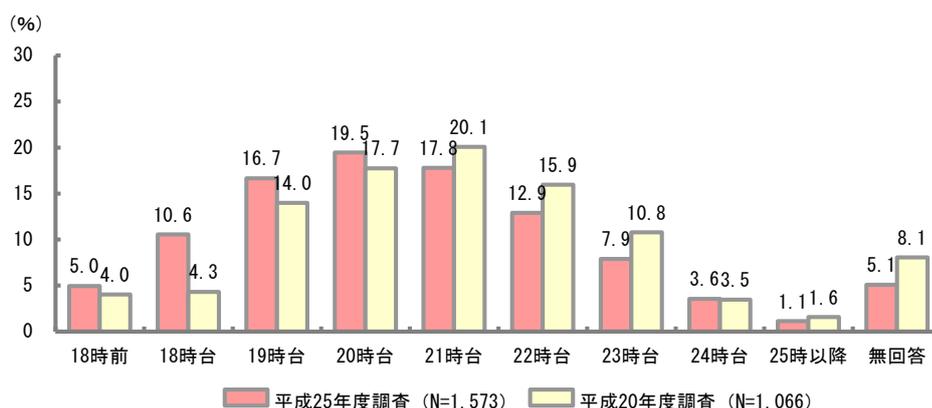
【母親の就労状況（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

- 就学前の子どもを持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、60%以上が20時以降であり、依然として長時間労働の傾向が続いていることから、父親の家庭・育児への関わりが難しいことがうかがえます。

【父親の帰宅時間（0～5歳児）】

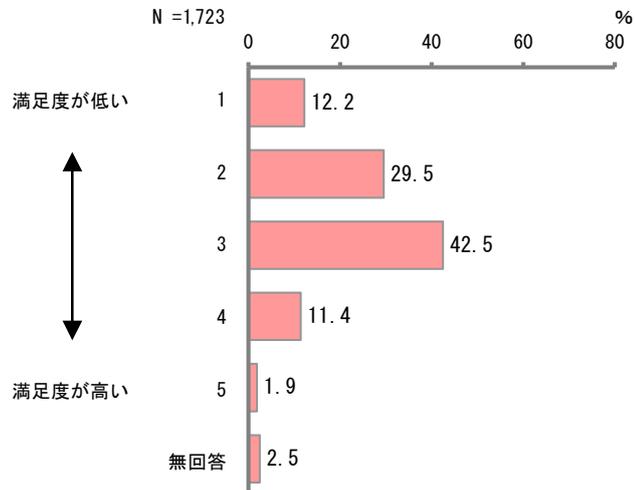


資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

### ③子育てに対する保護者の意識の変化

- 本市における子育ての環境や支援への満足度について、「3」の割合が40%以上と最も高くなっています。

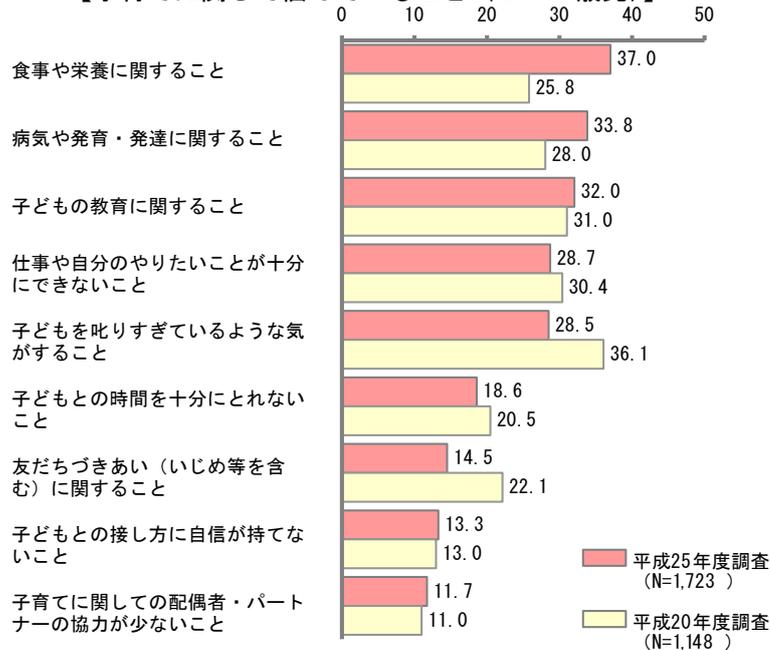
【本市における子育ての環境や支援への満足度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

- 子育てに関して保護者が日常悩んでいることについて、子どもの発育や教育等に関する項目を除き、保護者の状況に関する項目をみると、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」等の割合が高くなっています。

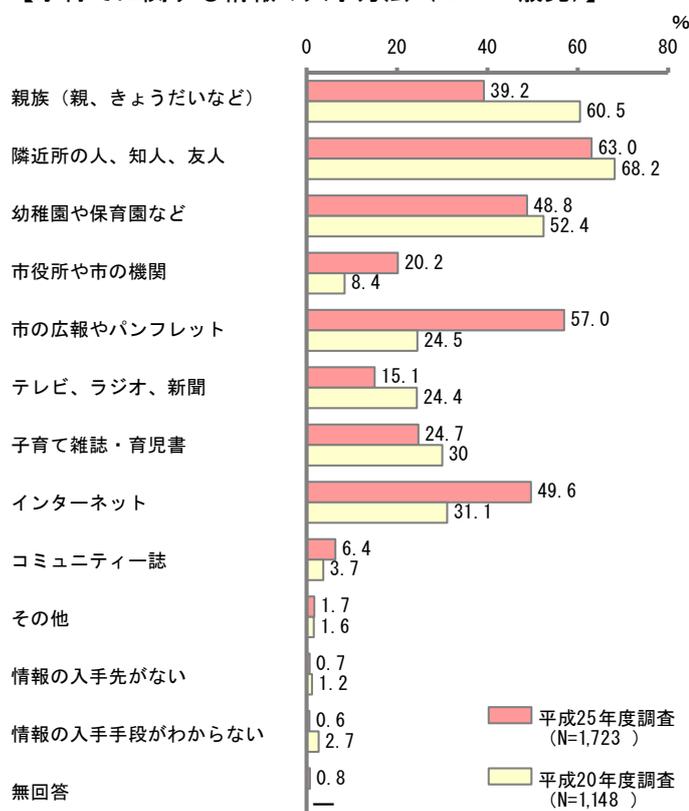
【子育てに関して悩んでいること（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

- 子育てに関する情報の入手方法をみると、親族・知人等の割合が減少する一方で、幼稚園や保育所の割合が高いほか、「市の広報やパンフレット」、「インターネット」の割合が大幅に増加しています。

【子育てに関する情報の入手方法（0～5歳児）】



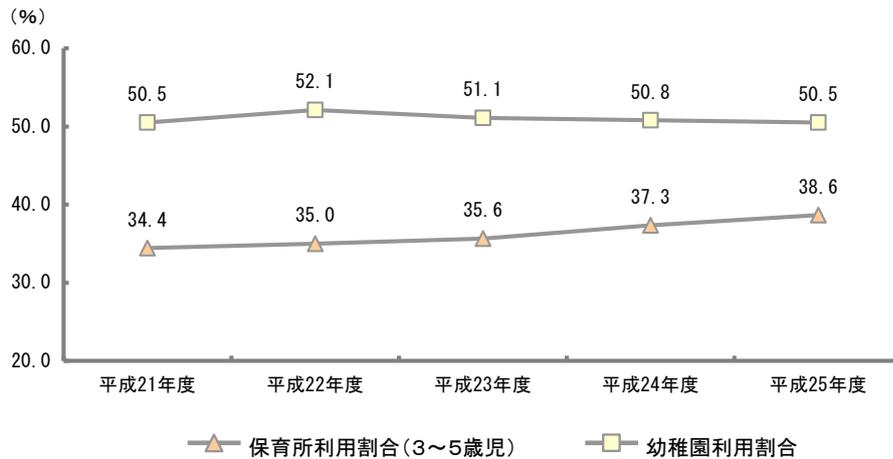
資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

- 本市の子育て家庭を取り巻く環境として、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすという視点からも、子育て家庭が仕事と子育ての両立ができるように、また、子育てへの不安感や負担感を軽減させ、安心して子育てができるように、必要な支援を充実させる必要があります。
- また、並行して、父親も家庭・子育てに関わる機会が増えるような取り組みのほか、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境を醸成する必要があります。
- 情報の入手方法に関連して、本市の子育て応援サイト「子育て@なら」を開設したほか、「なら子育て情報ブック」を作成・配布することで取り組みを充実させているが、子育てに関する悩みや不安の相談相手と情報の入手方法を組み合わせて、より効果的な情報の提供が必要です。

## (2) 子ども

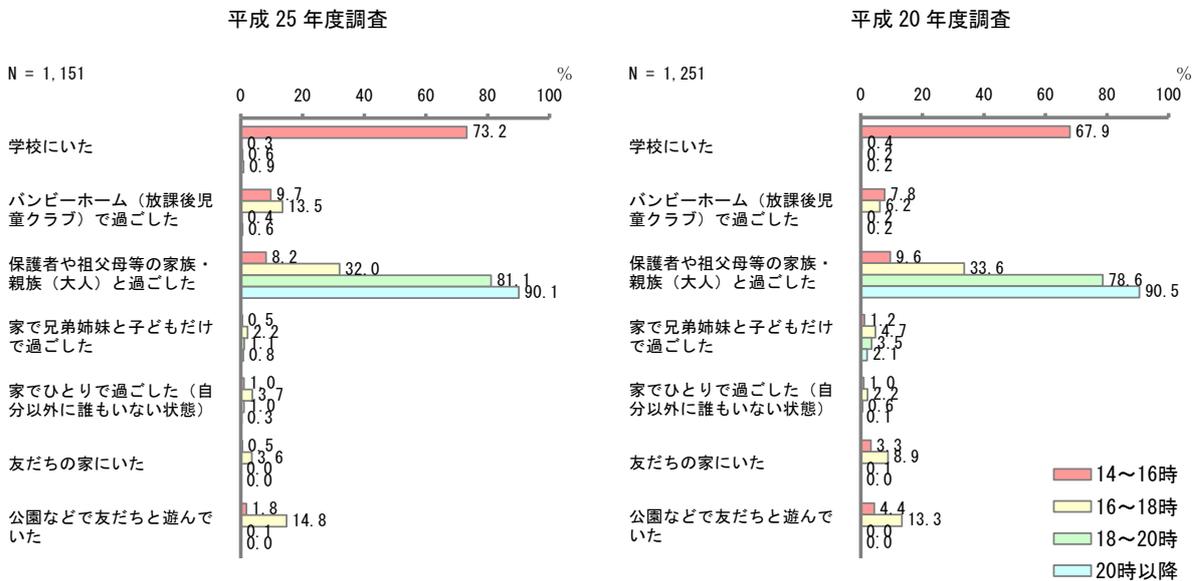
- 家族の状況の変化のほか、就学前児童について、教育・保育施設の利用状況を5年前と比較すると、年齢区分を問わず、幼稚園や保育所に通園している子どもの割合が増加しており、特に3～5歳児については、約90%となっています。保育所では待機児童を解消できていない状況ですが、ニーズに適った保育サービスを提供するための就園場所の確保だけでなく、今後は教育・保育の質の向上も同時に努める必要があります。

【保育所・幼稚園の利用割合の推移】



資料：庁内資料

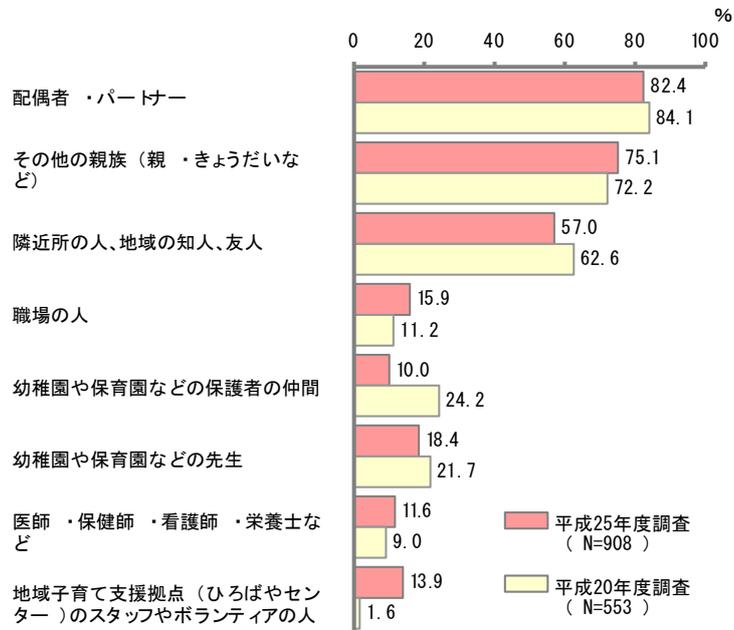
【放課後の過ごし方（小学生）】



### (3) 地域

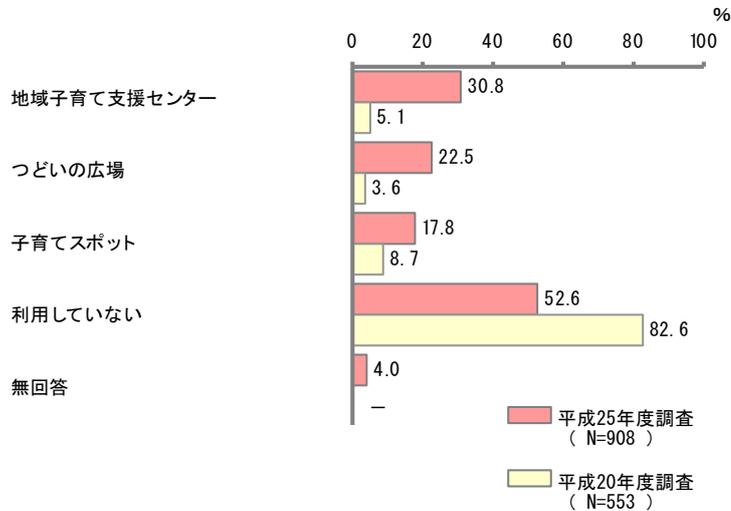
- 子育てに関する悩みや不安の相談相手をみると、親族や知人等を除くと、幼稚園や保育所等の先生や仲間に相談している割合が高いが5年前と比較すると、特に0～2歳児の保護者では、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しています。

【子育てに関する悩みや不安の相談相手（0～2歳児）】



- 子育てに関する悩みや不安の相談相手として、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しているように、子育てに関する相談対応、さらには親子の居場所づくりとしての取り組みを継続することが必要です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（0～2歳児）】



## 2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、個別施策の進捗管理に加え、個別施策を束ねた基本目標と計画全体について評価を行い、市全体として子どもを生き育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとしています。

そこで、本計画の策定においては、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」に基づき、豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまちの実現に向け、「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきた様々な施策の、現状と課題について整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

### 【 主な事業の進捗管理 】

番号	項 目	平成21年3月	平成26年4月
1	■子育て広場を充実させました 公共施設等の地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が集って遊ぶことができるスペースの充実。	センター型 : 4 ひろば型 : 4 児童館型 : 0	センター型 : 7 ひろば型 : 11 児童館型 : 4
2	■病児・病後児保育を充実させました 子どもが病気や病気の回復期で、仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に専用施設で預かる「病児・病後児保育」の充実。	病児保育 : 0 病後児保育 : 1	病児保育 : 2 病後児保育 : 2
3	■認可保育所の定員を拡充させました 待機児童の解消に向けて、私立保育所の新增設を推進。	保育所数 : 44園(※) 保育所定員 : 5,825人	保育所数 : 46園 保育所定員 : 6,373人
4	■認定こども園の設置を進めました 県内初の認定こども園を平成21年度に設置。また、市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に統合・再編する取り組みを開始。	幼稚園型 : 1園 保育所型 : 0園	幼稚園型 : 4園 保育所型 : 1園
5	■バンビーホームの充実を進めました 各小学校区への設置と民間学童施設の増設等のほか、一部のホームにて19時までの延長保育を試行。	直営 : 42か所 民間 : 2か所	直営 : 46か所 民間 : 3か所
6	■子育て家庭の経済的支援を拡充させました 経済的支援の一環として、子どもの医療費助成の対象者を拡大。	<子ども医療費助成> 平成23年8月から、子どもの医療費助成の対象を中学校修了前まで拡大しました。	
7	■子育てと仕事の両立に向けた取り組みも進めました 市内の事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるための取り組みを推進。	<子育て支援企業の表彰> 平成23年度から、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「ならの子育てほっと企業」として表彰する制度を開始しました。	

※認可保育所については、平成21年度末をもって公立保育所が3園閉園。

## (1) 子どもを安心して楽しく育てられるまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

子どもを安心して育て、子どもとのふれあいの中から、喜びと楽しさを感じられるよう、すべての子育て家庭が適切な支援を受けたり、子育てにかかる負担を軽減させるための取り組みを進めてきました。

通常保育事業の受入数の拡充や一時預かり事業、夜間保育事業、幼稚園における預かり事業などの子育て支援サービスの充実や相談体制の充実においては目標を達成した事業も多く、一定の成果が見られます。

しかし、保育所ニーズの高まりにより依然として多数の待機児童が発生している状況であり、待機児童の解消を引き続き検討する必要があります。また、「ならの子育てほっと企業表彰」の応募数の少なさに見られるように、仕事と子育ての両立支援の充実に向けた企業・団体等との連携・協力は十分とは言えず、様々な企業・団体等と連携を深め、ワーク・ライフ・バランスが実践されるよう、働きかけを行っていく必要があります。

## (2) 子どもがいきいきと心豊かに育つまち ●●●●●●●●●●●●●●●●

子どもたちの豊かな感性や自主性を育むため、健康で基本的な生活習慣を身につける保育および教育を推進するとともに、遊びや多様な体験活動、仲間同士や世代間交流の人間関係などを通じた体験活動、学習活動の充実を図ってきました。

保育・教育環境の充実に関する事業において、目標を達成した事業が多く、子どもたちの豊かな人間性と「生きる力」を育む環境の充実は進んできていると言えます。

今後も、学校（園）教育の充実において、よりきめ細かい教育・指導の充実に向け、一層の人材の確保やその資質の向上などが求められます。また、いじめ、不登校、非行等の問題が深刻化する中、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、相談体制の充実が求められます。







## 1 計画の愛称

本市が「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向を示した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出）」が目指す「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいいます。

この条例に基づく取り組みと事業計画との整合性を図るため、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードに、本計画の愛称を『奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン』とします。

## 2 計画の基本理念

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本とし、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来を築く社会の担い手となると考えます。

本計画では、奈良市次世代育成支援行動計画の基本理念「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」の考えを継承するとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」の方向性や本市の目指す将来像を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

**「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」**

### 3 計画の基本方針

本計画では、基本理念を受けて、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」という3つの視点から、子どもにやさしいまちづくりのために、次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開することを目指します。

#### (1) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり【子ども】 ●●●●●●

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

#### (2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり【子育て家庭】 ●●●

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

#### (3) 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり【地域や社会】 ●●●

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

参 考

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の概要

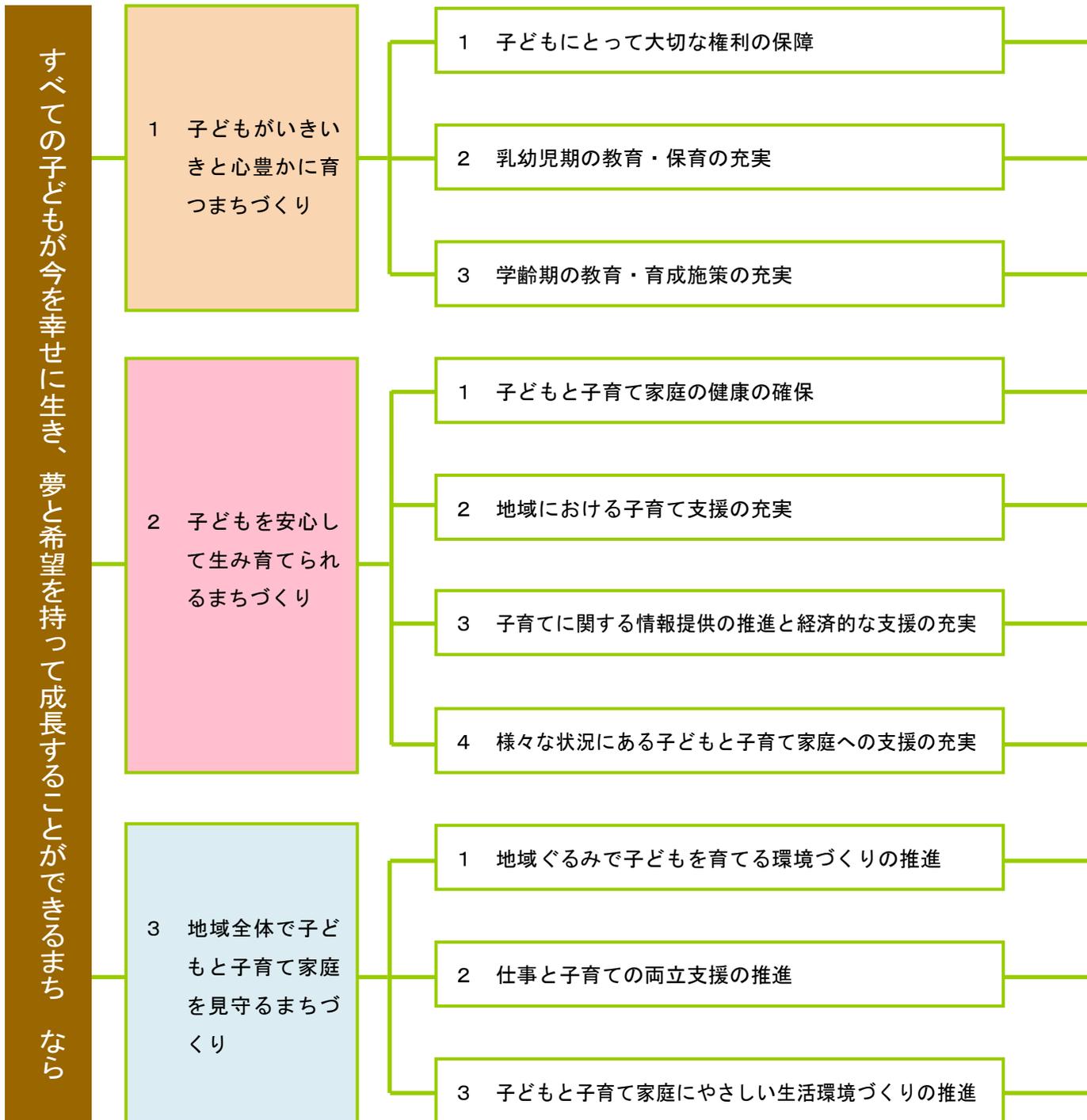
「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例  
(案：平成26年12月議会提出予定)」の概  
要については、議会にて可決後、その概要を  
記載します。

1 施策の体系

【基本理念】

【基本方針】

【基本目標】



【施策の方向性】

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

- ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
- ② 子どもの居場所や体験活動の充実
- ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

- ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実
- ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
- ③ 小児医療体制等の充実

- ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
- ② 多様な子育て支援サービスの充実

- ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

- ① ひとり親家庭への支援の充実
- ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実
- ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

- ① 地域の子育て支援活動の充実
- ② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して外出できる環境づくりの推進

## 2 各施策の現状と課題、方向性

### 基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

#### (1) 子どもにとって大切な権利の保障

##### 現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの権利が尊重されることが大切です。子どもの最善の利益を考え、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり、又は若者が帰ってきたくなるまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくための支援に、地域社会全体で取り組むことが求められます。

##### 施策の方向性

#### ① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成26年12月議会提出予定）」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

国や県、関係機関と連携し、保護者や地域住民、子どもの育ちや学びに関わる人がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を効果的・効率的に実施できる体制づくりを進めます。

##### 主な取り組み

#### ○ 子ども会議の設置

内容
子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

## (2) 乳幼児期の教育・保育の充実

### 現状と課題

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、保育におけるニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

また、ニーズ調査からは、就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、認定こども園や、幼稚園・保育所が核となり、子どもが健やかに成長できるように家庭や地域と連携を深め、子育て家庭をサポートしていくことが求められます。

### 施策の方向性

#### ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

#### ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

就学前児童の子どもの自立と協同の態度を育むことを目的とし、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

## 主な取り組み

### ○ 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

#### 内容

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

### ○ 認定こども園の設置

#### 内容

「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」のもと、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園」として、子ども・子育て関連3法に基づく、幼保連携型認定こども園の設置を進めます。

### ○ 教育・保育の質の向上に向けた取組

#### 内容

多様な教育・保育ニーズや地域の子育て支援等に対応するため、認定こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に、園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

### (3) 学齢期の教育・育成施策の充実

#### 現状と課題

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるためには、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成することが求められます。

また、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、今後も引き続き相談体制を維持するとともに、相談者の心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

##### ② 子どもの居場所や体験活動の充実

地域において子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流を行う場を設けることにより、子どもの育成活動を推進します。

##### ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

また、子どもが相談しやすい体制をつくとともに、関係機関と連携を図りながら、心身の健やかな成長を支援していきます。

#### 主な取り組み

##### ○ 放課後児童健全育成事業

内容
保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、バンビーホーム内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

○ 放課後子ども教室推進事業

内容
放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

○ 児童館事業の充実

内容
身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。

○ 生徒の相談体制の充実

内容
青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

■ 基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値(平成26年度)	目標値(平成31年度)
1	認定区分ごとの定員数	人		
2	市立認定こども園の設置数	園		



## 主な取り組み

### ○ 妊婦健康診査事業

#### 内容

妊娠中の女性と胎児の健康保持並びに異常の早期発見のために実施する妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。

### ○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

#### 内容

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

### ○ 妊産婦・乳幼児の健康相談（巡回相談・おやこプチ講座等）

#### 内容

安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。

### ○ 医療体制の充実

#### 内容

妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の整備充実を図ります。

## (2) 地域における子育て支援の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

### 現状と課題

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

ニーズ調査においては、子育て支援センターをはじめとした子育て支援事業の認知度が高く、利用希望も高いことから、子育て支援事業の充実が求められており、子育てをしているすべての人が利用できるよう、その機能の強化を図る必要があります。

### 施策の方向性

#### ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるよう、地域での様々な子育て支援の充実に取り組みます。

#### ② 多様な子育て支援サービスの充実

保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育のほか、一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。

### 主な取り組み

#### ○ 地域子育て支援拠点事業

内容
主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。

#### ○ 一時預かり事業、幼稚園の預かり保育

内容
保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。 また、幼稚園においても、在園児に対して教育時間終了後にも保育を実施することにより、保護者の子育てを支援します。

○ 時間外保育事業

内容
保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

○ 病児・病後児保育事業

内容
児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

内容
緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を1週間を限度として預かり、養育・保護を行います（ショートステイ）。 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います（トワイライトステイ）。

○ 地域に開かれた幼稚園・保育所づくり

内容
認定こども園や幼稚園では、地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎の開放や未就園児の親子登園を実施しています。また、保育所においても、在園児以外（0歳児から3歳児）の親子を対象に遊び方を教えたり、在園児との交流を行うとともに、子育てについての相談にも対応しています。

### (3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 ●●●●●●●●●●

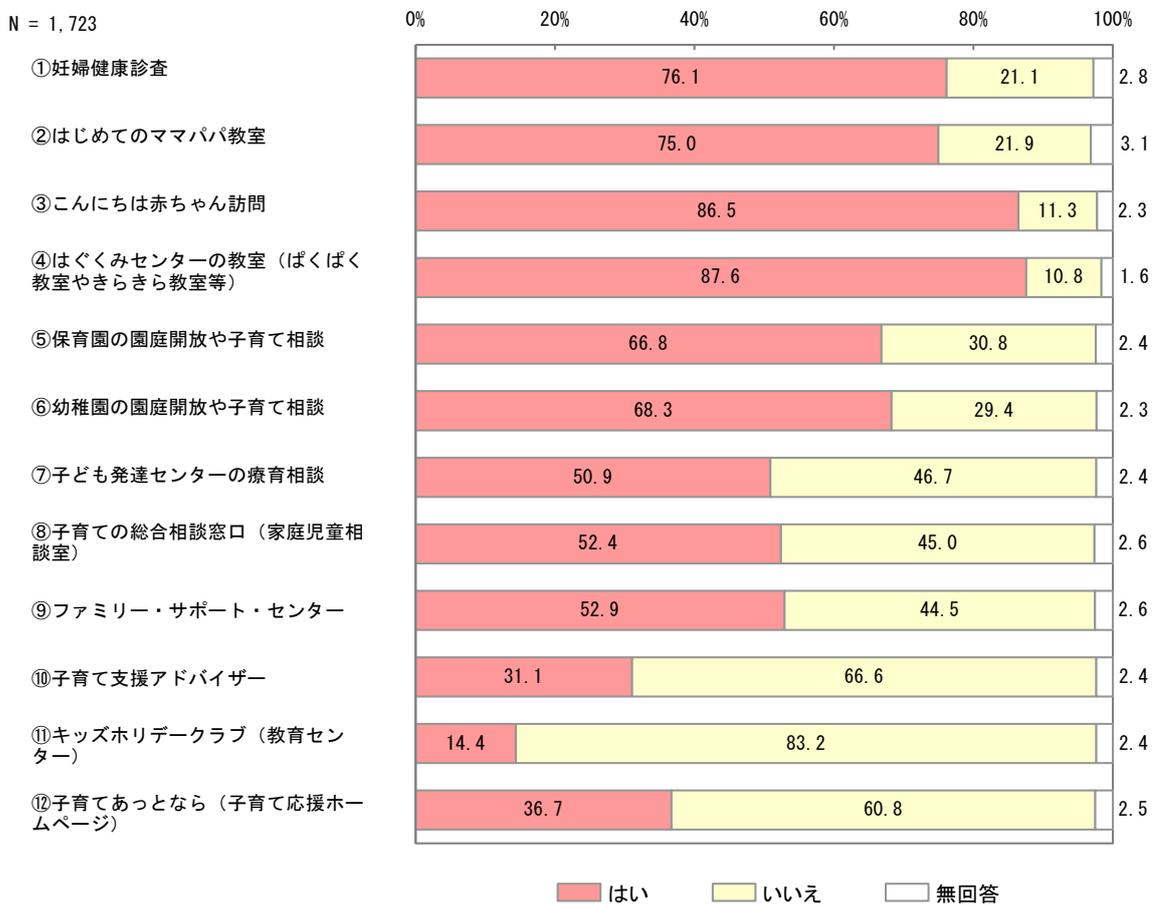
#### 現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市では、子育てを支援する様々な事業や取り組みを行っていますが、ニーズ調査では、事業によっては市民に十分知られていないものもあります。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していくため、必要な支援を適切に受けられることができるように事業の周知などの情報提供の充実や相談体制の充実が求められています。

【奈良市で実施している事業や取り組みの認知度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

## 施策の方向性

### ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

### ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する支援を充実します。

## 主な取り組み

### ○ 利用者支援事業

#### 内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

### ○ 子育て世代支援PR事業

#### 内容

奈良市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育て応援サイト「子育て@なら」を運営するとともに、奈良市の子育て情報を一冊にまとめた「子育て情報ブック」を作成・配布します。

### ○ 子ども医療費助成

#### 内容

健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険医療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します（中学生は入院のみの助成で、入院時の食事療養費は除きます）。

### ○ 就学援助

#### 内容

小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。

## (4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 ●●●●●●●●

### 現状と課題

少子高齢化や単身化がさらに進行し、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、多くの不安やストレスを抱えている子育て家庭も多く、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

その他、近年、幼稚園・保育所・学校において発達障がいやその周辺域の子どもたちが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。

### 施策の方向性

#### ① ひとり親家庭への支援の充実

今後においても、ひとり親家庭への経済的な支援をはじめ、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

#### ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

障がい児や発達に関して支援を要する児童に乳幼児期からの継続的な支援を行うとともに、障がいのある子どもをもつ子育て家庭の多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

#### ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実します。

## 主な取り組み

### ○ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

内容
母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭、父子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練を受講することが適職に就くため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。

### ○ 子ども発達支援事業

内容
子ども発達センターにおいて、発達障がいや言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者を対象に、「療育相談室」及び児童福祉法に規定された「児童発達支援」を実施しています。

### ○ 被虐待児童対策地域協議会の設置・活用

内容
児童虐待の予防・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察署などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。

### ○ 養育支援訪問事業

内容
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。

## ■ 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
1	利用者支援事業	箇所		
2	乳児家庭全戸訪問事業の面接率	%		

(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 ●●●●●●●●●●

現状と課題

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市ではこれまで、育児の孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるため、地域子育て支援拠点事業の充実だけではなく、子育てサークルなどの支援にも取り組んできました。

ニーズ調査によると、子育てに関して、多くの保護者が不安や負担を感じていることがわかります。その内容をみると、子どもの教育や友だちづきあい、しつけなどに関する項目が高くなっており、子育ての孤立化がうかがえます。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

施策の方向性

① 地域の子育て支援活動の充実

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの安全を守るため、交通安全対策や防犯体制を整備し、安全・安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

## 主な取り組み

### ○ ファミリー・サポート・センター事業

#### 内容

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行います。制度の周知を図り、援助会員の増員を目指すとともに、講習会・スキルアップ講座の実施回数を見直し、会員の資質の向上を図ります。

### ○ 子育てサークルの援助

#### 内容

地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することで、主として未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化を防止することを通して、子育て支援を行います。

### ○ 子育て支援アドバイザー

#### 内容

地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。

### ○ 交通安全教室の開催

#### 内容

学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールを映画・ビデオ・人形劇でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために交通安全教室を開催します。

## (2) 仕事と子育ての両立支援の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

### 現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

ニーズ調査では、育児休業を取得していない人は約5割で、その理由は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といった様々な課題があります。

### 施策の方向性

#### ① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切に社会的な機運の醸成

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

### 主な取り組み

#### ○ 男女共同の子育ての推進

内容
男性の家庭参画セミナーなどを通じて、男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家庭への参画が少なかった男性が積極的に関わり、ともに子育てを担う地域づくりを進めます。

#### ○ 仕事と生活の調和推進事業

内容
事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善等、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

### (3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進 ●●●●●

#### 現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めています。また、幼い子どもを連れてでも安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化を進めてきました。今後も、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

また、子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。特に、子どもを事故から守り、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ① 安心して外出できる環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などをすすめ、より子育てしやすいまちにしていきます。

#### 主な取り組み

##### ○ バリアフリー化の推進

内容
より子育てしやすいまちをめざして、道路、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などをすすめていきます。

##### ○ 公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

内容
市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

#### ■ 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
1	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件		

## 1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされており、本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

この提供区域は、小学校や中学校の校区とは異なり、提供区域外の各施設や事業の利用を制限するものではありません。

### (1) 教育・保育における提供区域

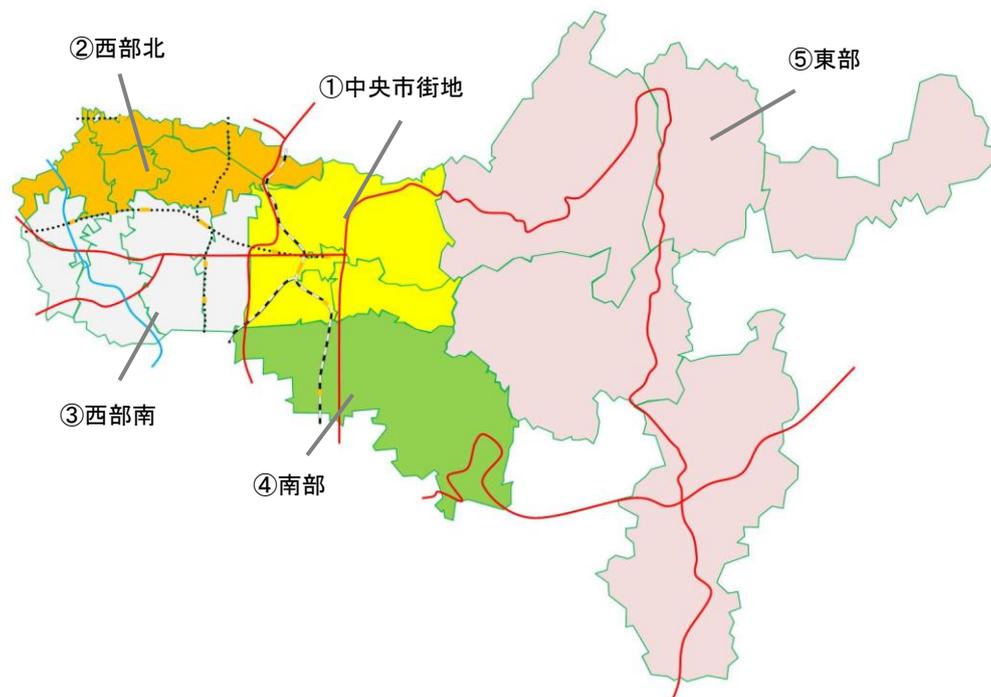
本市では、市政運営の根幹となるまちづくりの基本指針を示している「奈良市第4次総合計画」において、地域別土地利用の考え方として7つのゾーンを設定しています。

しかし、各ゾーンにおける児童数の動向のほか、教育・保育施設の配置状況や利用実態に注目した場合、幼稚園もしくは保育所が存在していないゾーンや実際の利用実態等にそぐわないゾーンもあることから、需給計画を検討するうえでミスマッチが生じることになり、市全域で統一的な提供体制を確保することが困難になると考えられます。

そこで、本計画における提供区域の設定に当たっては、「奈良市第4次総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで22の中学校区を基本単位として、児童数の動向のほか、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映するとともに、可能な限り提供区域内で需給調整を検討することを目的として、隣接する中学校区を組み合わせることにより、次に記載する5つの教育・保育提供区域を設定するものとします。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものではありません。

【本計画における教育・保育提供区域（5区域）】



区域	区域名	構成する中学校区	(参考) 奈良市総合計画における地域別土地利用のゾーン
①	中央市街地	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、平城西、二名、平城 登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡 富雄第三	西北部ゾーン
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、柳生、興東、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

## (2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域 ●●●●●●●●●●

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

### ① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

- ・時間外保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業

### ② 市全域を1つの提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の7事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を1つの提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

- ・利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（就学後）
- ・妊婦健康診査事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体の参入促進事業

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

### 【提供区域】

5つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

今後の方向性については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

【平成27年度】

		平成27年度			
		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要
教育希望 が強い	左記以外				
(参考) 児童数推計					
ニーズ量の見込み					
保育希望率					
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)				
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				
認可外保育施設					
提供量合計					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計						
ニーズ量の見込み						
保育希望率						
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)					
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない					
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育					
認可外保育施設						
提供量合計						
過不足分 (提供量－ニーズ量)						

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計						
ニーズ量の見込み						
保育希望率						
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)					
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない					
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育					
認可外保育施設						
提供量合計						
過不足分 (提供量－ニーズ量)						

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 30 年度】

		平成 30 年度			
		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要
教育希望 が強い	左記以外				
(参考) 児童数推計					
ニーズ量の見込み					
保育希望率					
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)				
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				
認可外保育施設					
提供量合計					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

【平成 31 年度】

		平成 31 年度			
		1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要
教育希望 が強い	左記以外				
(参考) 児童数推計					
ニーズ量の見込み					
保育希望率					
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、 保育所 (教育・保育施設)				
確認を受けない 幼稚園	上記に該当しない				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				
認可外保育施設					
提供量合計					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

確保方策については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 利用者支援事業

##### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

##### 【今後の方向性】

利用者支援事業は、地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されており、まずは市役所において開始することとし、地域子育て支援拠点での実施に向けた環境整備を27年度以降開始することを基本とします。

##### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	2	2	2
②確保方策	1	1	2	2	2

#### (2) 時間外保育事業

##### 【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

##### 【今後の方向性】

時間外保育事業については、定員は設定されていない。民間保育所において引き続き取り組んでいただくほか、公立保育所や現在設置を進めている認定こども園においても本格実施できるように取り組むことで、量の見込みを確保していくことを基本とします。

##### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467
②確保方策	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

#### 【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業については、本市では既にほぼ全ての小学校区に設置しているほか、小学校6年生までを対象としています。

量の見込みに対する確保方策については、小学校の余裕教室の活用等も視野に入れながら、バンビーホーム施設の老朽度及び子どもの人数に対する施設の狭さによって優先順位をつけて、計画的に整備を進めていくことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	2,223	2,284	2,345	2,406	2,465
	高学年	716	735	755	775	794
	合計	2,939	3,019	3,100	3,181	3,259
②確保方策		2,939	3,019	3,100	3,181	3,259

### (4) 子育て短期支援事業

#### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

#### 【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現在市内には対象施設はなく、今後も他市の指定施設により量の見込みに対応していくことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		300	300	300	300	300
②確保方策		300	300	300	300	300

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については、面接率（平成25年度：98.3%）を維持できるように、継続して実施します。

### 【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397
②確保方策	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397

## (6) 養育支援訪問事業

### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

養育支援訪問事業については、今後も、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の後に、養育に関する相談・助言が必要な家庭に対して、家庭訪問を継続して実施します。

### 【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：家庭数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	21	21	21	21	21
②確保方策	21	21	21	21	21

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、国が定める事業のほかに本市では「子育てスポット」という事業も実施することにより、概ね全ての中学校区で取り組んでいるところです。就学前の親子の居場所としては、この事業だけではなく、認定こども園における子育て支援（未就園児保育等）も認定こども園の設置と併せて進めていることから、トータルで考えたうえで内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171
②確保方策	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171

## (8) 一時預かり事業

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

#### 【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）については、私立幼稚園全園のほか、市立認定こども園及び一部の市立幼稚園で引き続き実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定	60,311	59,578	58,616	57,934	56,907
	2号認定	18,555	18,330	18,034	17,824	17,508
	合計	78,866	77,908	76,650	75,758	74,415
②確保方策		78,866	77,908	76,650	75,758	74,415

### ②その他の一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（就学前）

#### 【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

#### 【今後の方向性】

その他の一時預かり事業については、認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりにより、確保を図っていくこととします。また、就学前の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】＜市全域＞

単位：人日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		14,365	15,922	17,487	19,053	20,605
②確保方策	一時預かり事業（その他）	11,430	13,032	14,634	16,236	17,836
	子育て援助活動支援事業	2,935	2,890	2,853	2,817	2,769
	合計	14,365	15,922	17,487	19,053	20,605

## (9) 病児・病後児保育事業

### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

病児・病後児保育事業については、稼働率を向上させ、既存の病児保育施設2箇所及び病後児保育施設2箇所により確保することを基本とします。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	896	1,038	1,180	1,322	1,463
②確保方策	896	1,038	1,180	1,322	1,463

## (10) 子育て援助活動支援事業（就学後）

### 【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

### 【今後の方向性】

小学校就学後の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,115	4,107	4,049	4,025	3,993
②確保方策	4,115	4,107	4,049	4,025	3,993



## 1 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには、市民や関係機関等も、子ども・子育て支援の重要性を共有した上で取り組みを進める必要があります。

そのため、本計画について、関係機関等への配布や設置、または概要版の配布やホームページ等での情報提供のほか、子育てに関連するイベントや講座等を利用するなど、より効果的な計画内容の広報・啓発に努めます。

## 2 市民や関係機関等との連携

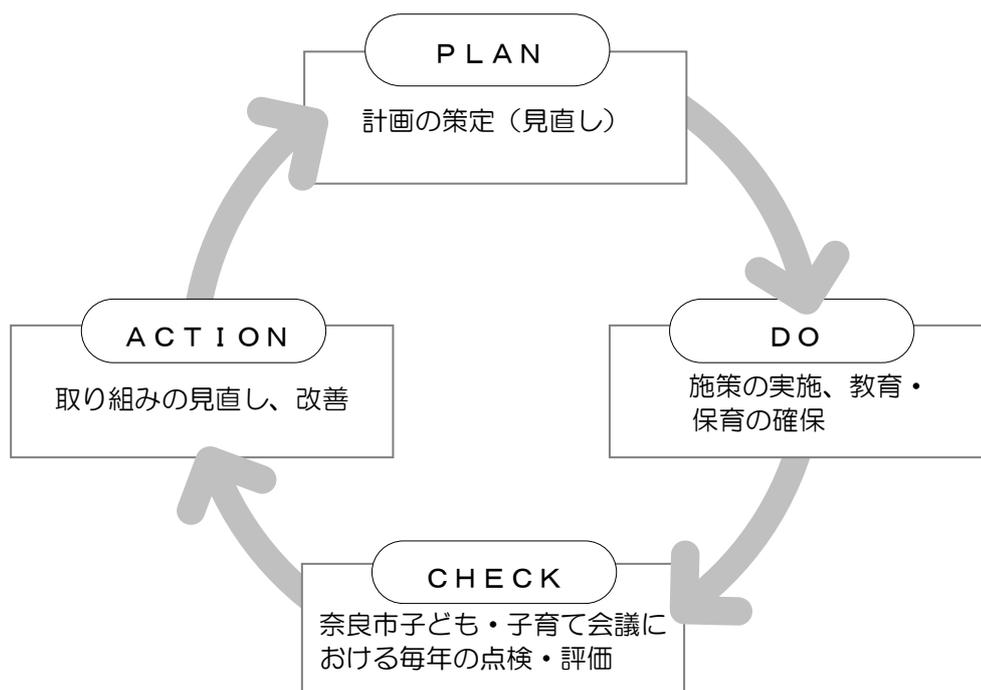
「子どもにやさしいまち」の実現に当たっては、行政の取り組みだけではなく、例えば、子育て中の保護者や子どもからも意見を聴きながら計画を進めていく等、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

### 3 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告することとなります。この「奈良市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係機関の代表だけではなく、市民からの公募や教育・保育施設を利用する保護者のほか、企業の代表等で組織されており、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。また、本計画の進行管理については、ホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。



※PDCAサイクル  
P = PLAN  
(プラン) …具体的な施策など  
D = DO  
(ドゥ) …実行  
C = CHECK  
(チェック) …点検・評価  
A = ACTION  
(アクション) …見直し

---

---

## 資料1 事業計画の策定体制と経過

---

---

- 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要 . . . . .
- 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 . . . . .
- 3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施 . . . . .

---

---

## 資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況

---

---

- 1 子ども・子育てに関する統計資料等 . . . . .
- 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋） . . . . .

---

---

## 資料3 提供区域ごとの量の見込みと提供体制

---

---

---

---

## 資料4 事業計画に関する条例・事業一覧等

---

---

- 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案） . . . . .
- 2 奈良市子ども・子育て会議条例 . . . . .
- 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領 . . . . .
- 4 進捗管理事業一覧 . . . . .

## 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要

本計画の策定に当たっては、学識経験者や教育・保育施設の運営者、子育て支援事業の関係者のほか、市民等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」において審議を行い、本計画の方向性や施策体系、量の見込み等について、ご意見をいただきました。

また、本計画の施策体系や量の見込み等について、より具体的な審議を行うため、「奈良市子ども・子育て会議」の下部組織として「奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会」を設置し、検討を進めました。

## (1) 奈良市子ども・子育て会議

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画策定部会の設置について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・奈良市の現状等について</li> </ul>
第2回	平成 25 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について</li> <li>・部会の審議報告と奈良市版ニーズ調査票について</li> </ul>
第3回	平成 25 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について</li> <li>・部会の審議報告について</li> <li>・ニーズ調査中間報告について</li> </ul>
第4回	平成 26 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の審議報告について</li> <li>・ニーズ調査結果報告書（案）について</li> </ul>
第5回	平成 26 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の審議報告について</li> </ul>
第6回	平成 26 年 7 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の審議報告について</li> </ul>
第7回	平成 26 年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の審議報告について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について</li> </ul>

## (2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会 ●●●●●●●●●●

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 8 月 9 日	・ ニーズ調査項目の設計等について
第2回	平成 25 年 10 月 4 日	・ ニーズ調査実施の報告について ・ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について ・ 子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第3回	平成 26 年 1 月 31 日	・ 子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第4回	平成 26 年 4 月 24 日	・ 教育・保育の提供区域の設定について ・ 量の見込みの算出について
第5回	平成 26 年 6 月 26 日	・ 量の見込みの算出について ・ 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第6回	平成 26 年 8 月 8 日	・ 教育・保育の量の見込みと確保方策について ・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
第7回	平成 26 年 10 月 2 日	・ 子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第8回	平成 26 年 10 月 22 日	・ 奈良市子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について

## 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

### (1) 奈良市子ども・子育て会議

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡田 和大	奈良市PTA連合会 会長	
3	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	北岡 光代	公募委員	
6	栗本 恭子	公募委員	
7	杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	竹村 健	奈良市自治連合会	
9	西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
10	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	横尾 典男	株式会社平井真美館 総務課長	
14	和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

平成26年7月14日 現在

## (2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	北岡 光代	公募委員	
4	栗本 恭子	公募委員	
5	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成 26 年 4 月 24 日 現在

### 3 ニーズ調査・パブリックコメントの実施

#### (1) 奈良市子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

##### ① 調査対象

市内の就学前児童（0～5歳）の保護者から 3,000 人、小学生（1～6年生）の保護者から 2,000 人、合計 5,000 人を無作為に抽出しました。

##### ② 調査期間・方法

平成 25 年 9 月 27 日から平成 25 年 10 月 17 日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

##### ③ 回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
0 ～ 2 歳 児	1,500 通	908 通	60.5%
3 ～ 5 歳 児	1,500 通	815 通	54.3%
小 学 生	2,000 通	1,151 通	57.6%

#### (2) パブリックコメントの実施

## 1 子ども・子育てに関する統計資料等

## (1) 少子化の進行

## ① 人口・年齢3区分別の人口

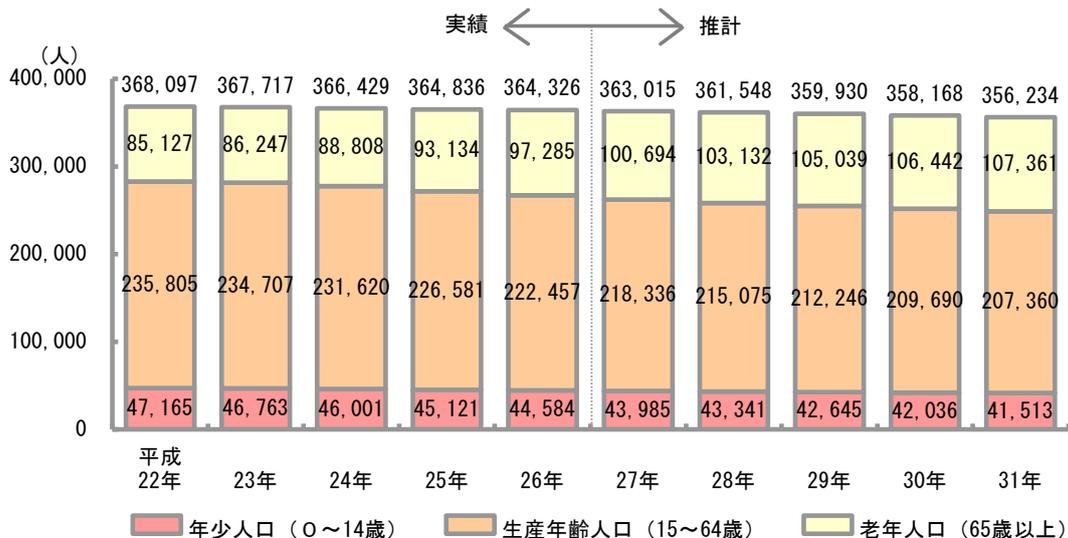
## ア 人口の推移

本市の人口は、平成22年の368,097人以降徐々に減少しており、平成26年には364,326人となっています。

人口を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分で見ると、年少人口は減少傾向が続いており、平成26年には44,584人となっています。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成26年には97,285人となっています。人口推計でも、年少人口の減少、老年人口の増加は続く予想されています。

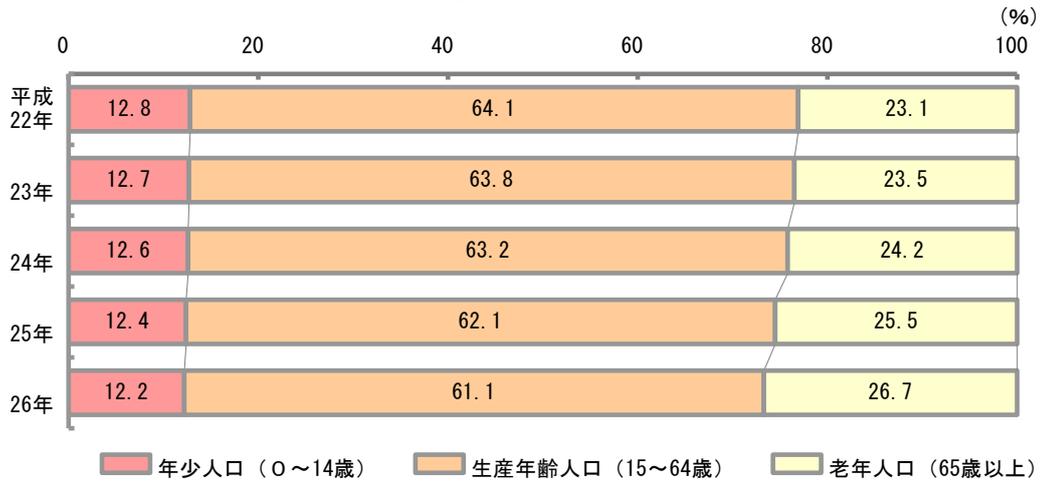
年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成22年では全体に対し12.8%でしたが、平成26年には12.2%に減少しています。それに対し、老年人口は平成22年では総人口の23.1%であったのが、平成26年には26.7%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

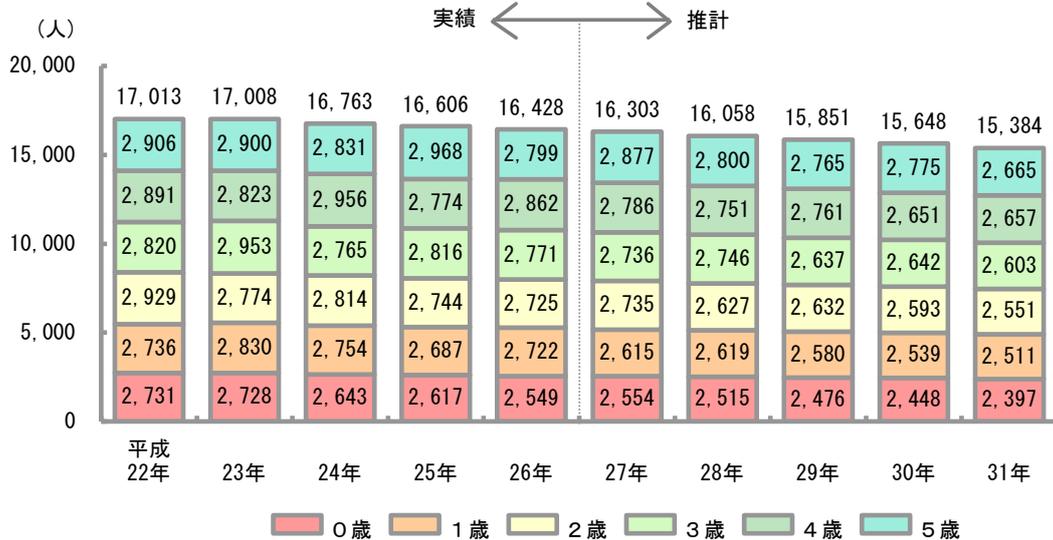


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 子どもの人口

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成26年では16,428人と、平成22年からの4年間で約600人減少していることから、少子化の進行がうかがえます。

【 年齢別就学前児童数の推移 】

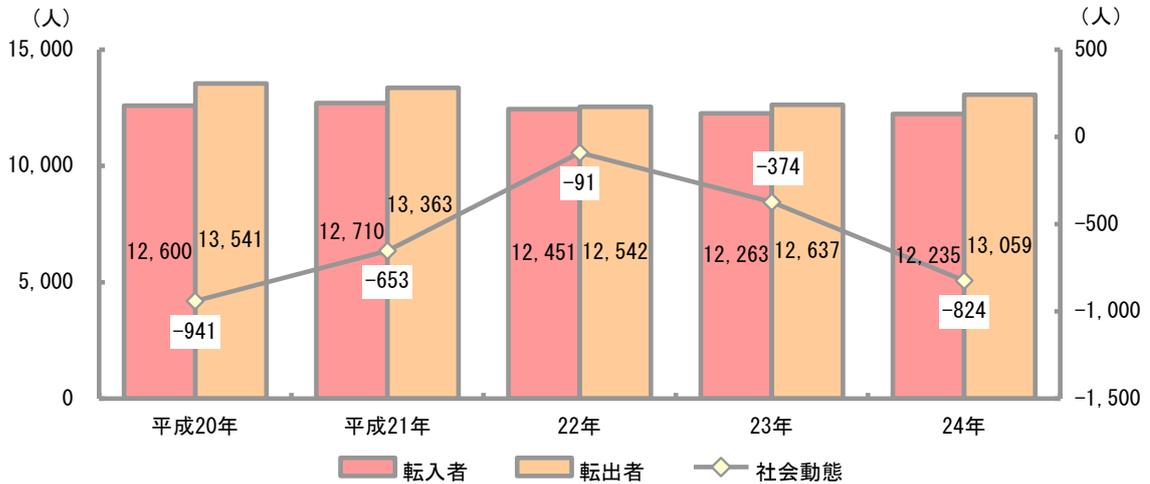


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ③ 社会動態

本市の社会動態をみると、平成20年以降、社会減（転出数が転入数を上回る状態）が続いており、平成24年では800人以上の減少がみられます。

【 社会動態の推移 】



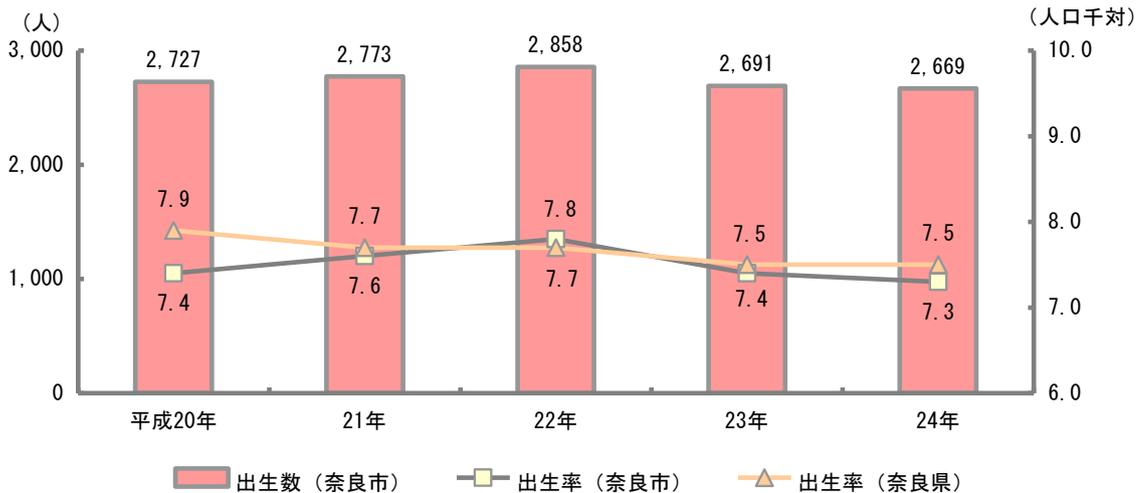
資料：市民課、奈良市保健所保健総務課

## (2) 出生の動向

### ① 出生数

本市の出生数は、平成20年に減少し、その後増加したものの、平成23年に再度減少しています。同様に、出生率も増減を繰り返しています。奈良県の出生率と比較すると、平成22年を除き、県よりも低くなっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



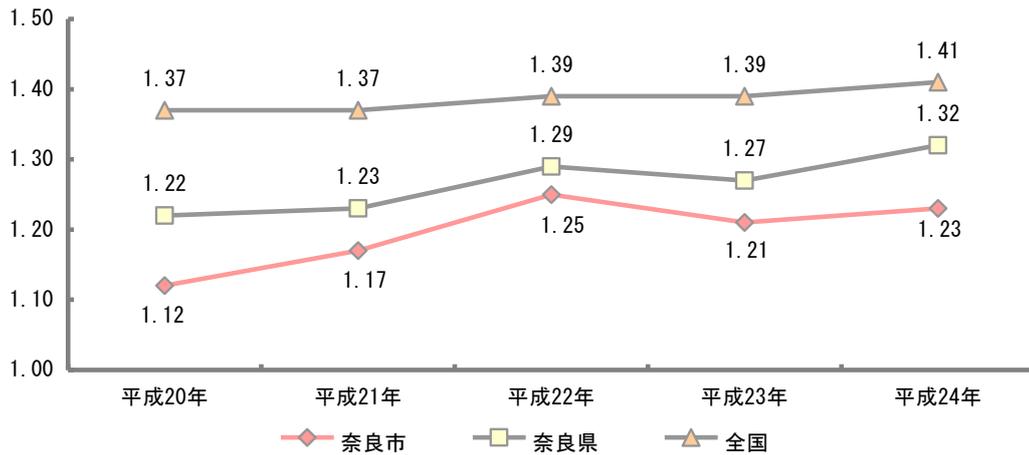
資料：奈良市保健所事業概況

## ② 合計特殊出生率※

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返し、平成 20 年から平成 22 年にかけて上昇し、平成 23 年に減少した後、平成 24 年に若干増加し、1.23 となっています。

また、奈良県及び全国と比較すると、本市の合計特殊出生率は奈良県・全国平均を下回って推移しており、平成 22 年以降は県・国との差も大きくなる傾向がみられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：奈良市保健所事業概況

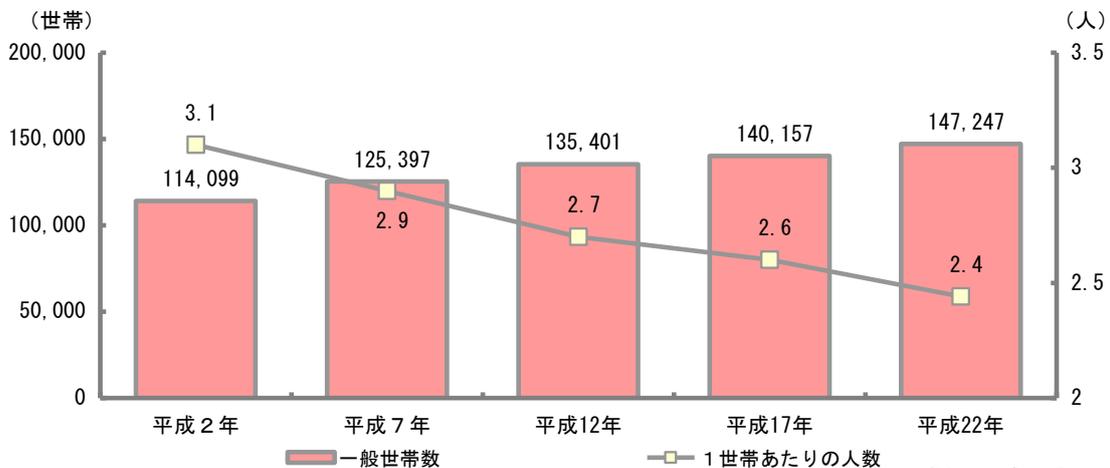
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

## (3) 世帯の動向

### ① 一般世帯数・一世帯あたりの人数

本市の一般世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成 22 年には 147,247 世帯と、平成 2 年から 33,148 世帯増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成 22 年には 2.4 人となっています。

【 一般世帯数・一世帯あたり人数の推移 】



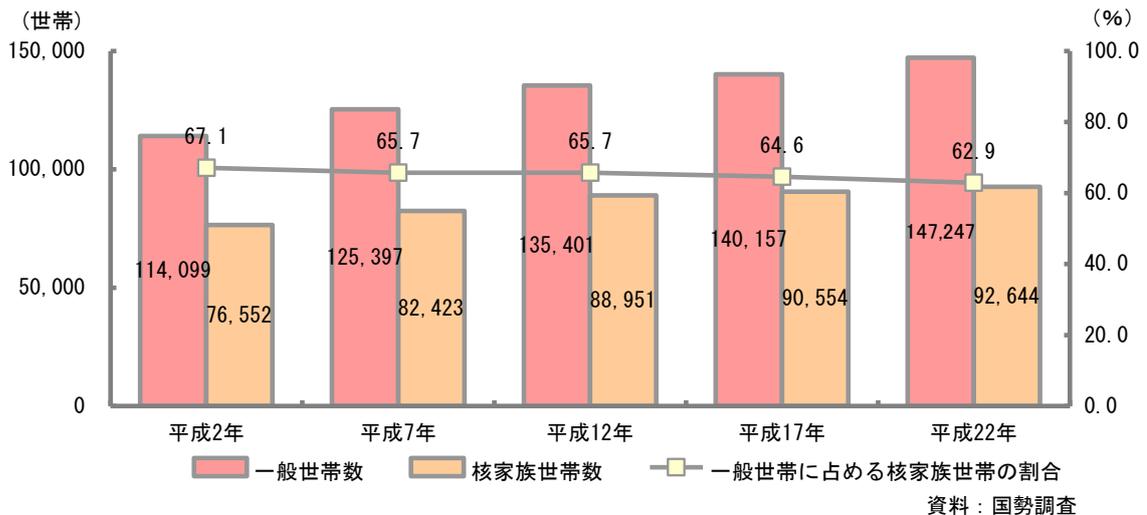
資料：国勢調査

## ② 核家族世帯の動向

### ア 核家族世帯数等の推移

平成2年から平成22年の20年間で、一般世帯数は約1.3倍に増加しています。また、核家族世帯数も20年間で約1.2倍となっています。もっとも、核家族世帯が一般世帯に占める割合は減少傾向がみられます。

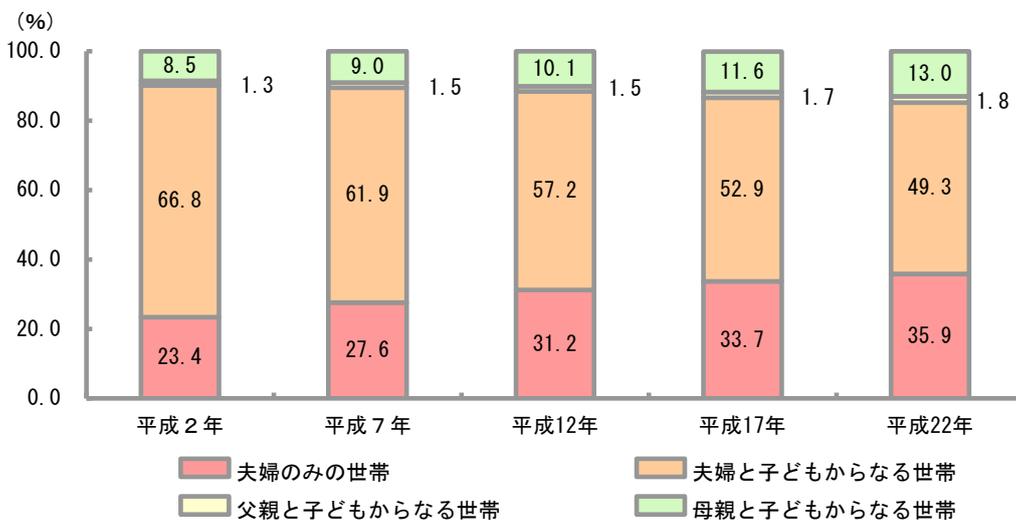
【 核家族世帯数の推移 】



### イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成2年以降、子どものいる世帯（夫婦のみの世帯を除く核家族世帯）の割合は減少しており、平成2年からの20年で12.5ポイント減少しています。もっとも、母親と子どもからなる世帯では増加傾向がみられます。

【 核家族世帯の内訳 】



## (4) 働く女性の状況

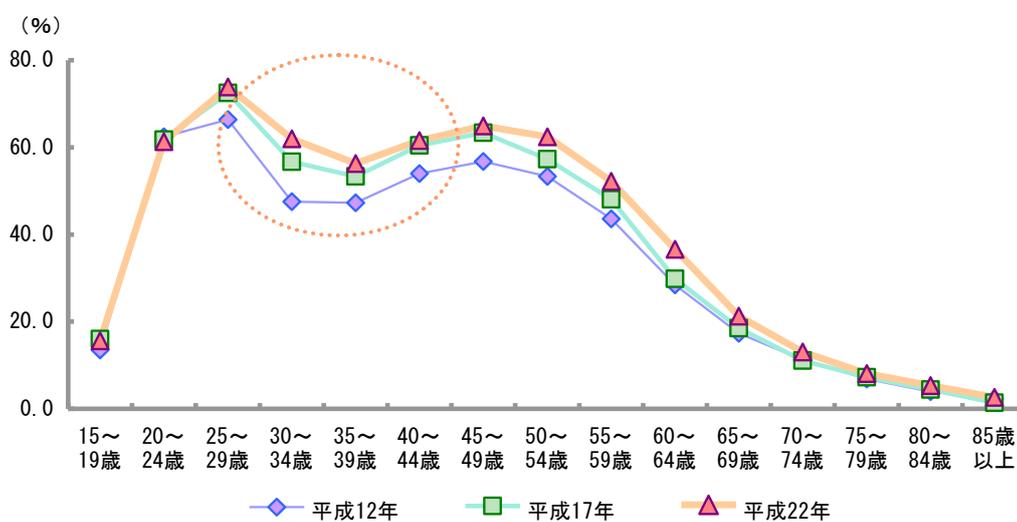
### ① 年齢別女性の労働力

#### ア 年齢階級別就業率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、25歳以降の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

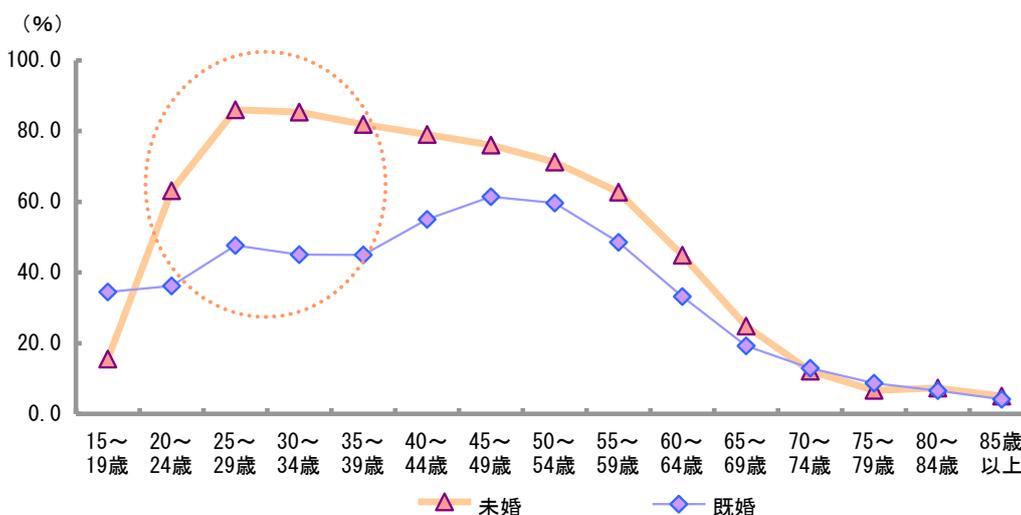
未婚・既婚別で見ると、20代から30代においては、未婚に比べ既婚の労働力率が低くなっており、特に25～39歳で約40ポイントの差がみられます。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

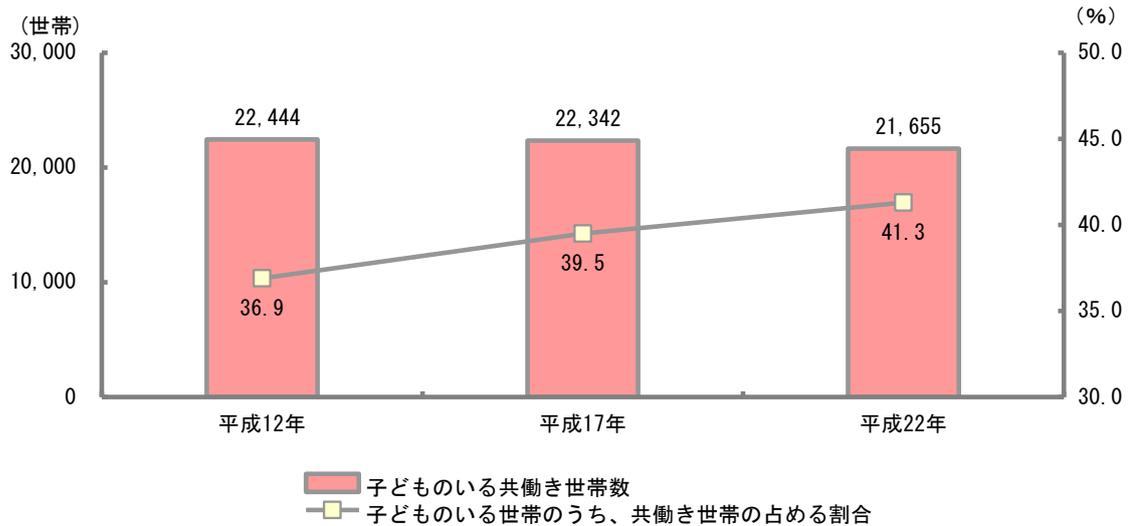


資料：国勢調査

## イ 共働き世帯の状況

子どものいる共働き世帯数をみると、大きな変動はなく、約 22,000 世帯で推移しています。しかし、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加しており、平成 12 年から 22 年の 10 年間で 4.4 ポイント増加しています。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査

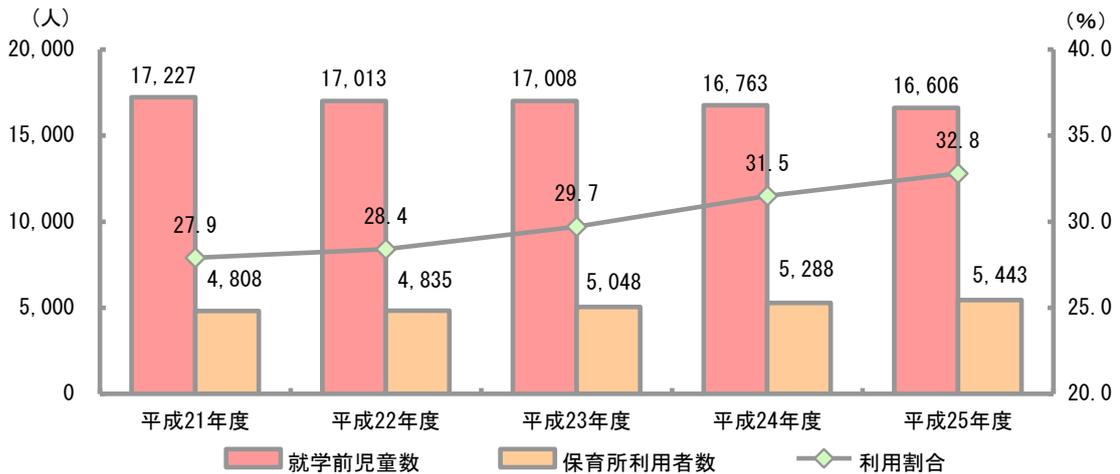
## (5) 保育サービスの状況

### ① 保育所の状況

#### ア 就学前児童数と保育所利用者数の推移

就学前児童数は、年々減少しています。しかし、保育所利用者数は年々増加しており、利用割合も上昇傾向が続いています。

【 就学前児童数と保育所利用者数の推移 】

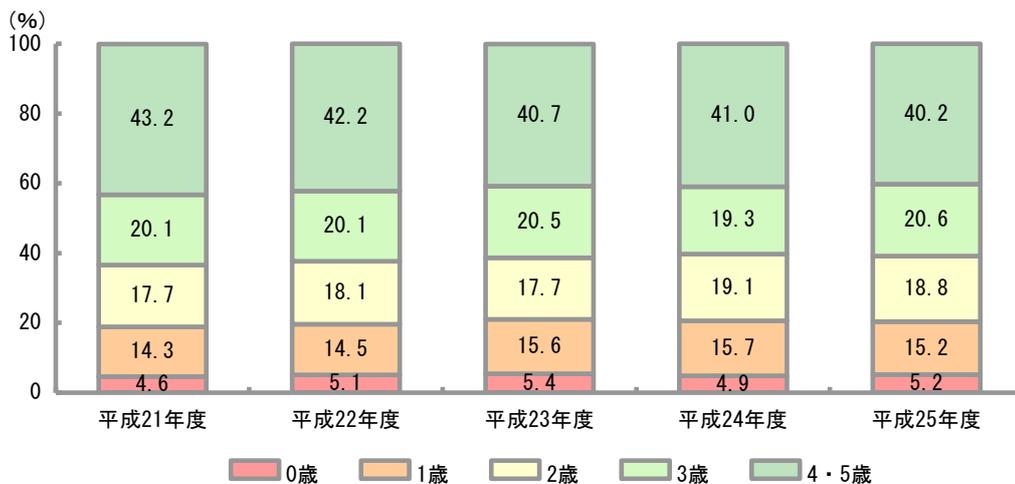


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）  
保育所利用者数：庁内資料（各年度4月1日）

#### イ 保育所利用者の年齢別構成割合

保育所利用者の年齢別構成割合をみると、0～2歳児の割合がゆるやかに増加しています。

【 保育所利用者の年齢別構成割合 】

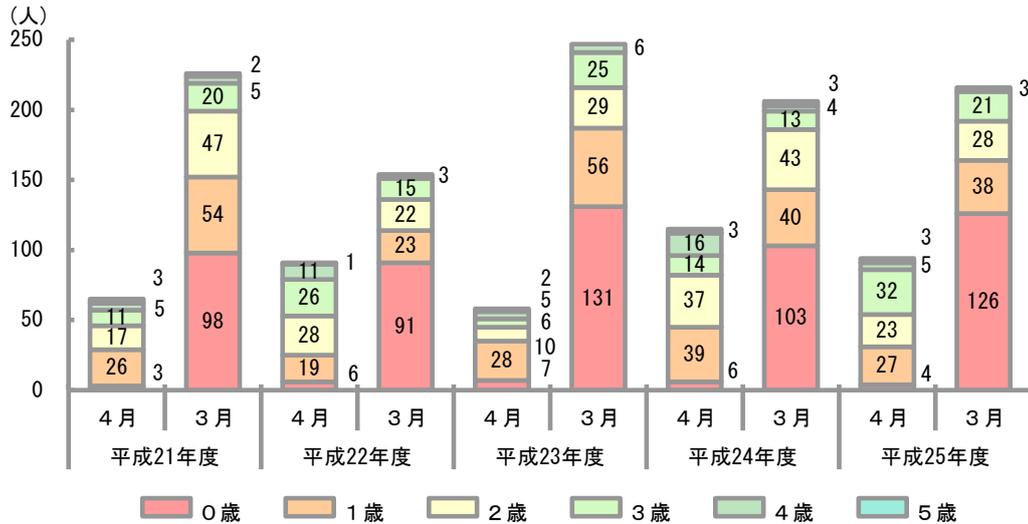


資料：庁内資料（各年度4月1日）

## ウ 待機児童数

本市の年齢別待機児童数の推移をみると、4月1日時点での待機児童数は、増減を繰り返しています。また、3月1日時点での待機児童数は、0歳児で特に多く100人前後で推移しています。

【 待機児童数の推移 】



※国基準による算定

資料：庁内資料（各年度4月1日または3月1日）

## ② 特別保育事業の実施状況

### ア 延長保育事業

本市の延長保育事業の利用状況をみると、実施園数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 延長保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	16 園	19 園	22 園	22 園	23 園
延べ利用人数	71,115 人	75,935 人	80,831 人	91,410 人	88,017 人

資料：庁内資料

## イ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業の利用状況をみると、実施園（全て認可保育所）数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

### 【 一時預かり事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	7 園	7 園	8 園	8 園	9 園
延べ利用人数	7,934 人	8,821 人	8,855 人	9,610 人	9,285 人

資料：庁内資料

## ウ 休日保育事業

本市の休日保育事業の利用状況をみると、実施園数は5年間変わっていませんが、延べ利用人数は増加傾向にあります。

### 【 休日保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
延べ利用人数	386 人	468 人	390 人	495 人	501 人

資料：庁内資料

## エ 病児保育事業

本市の病児保育事業の利用状況をみると、平成 24 年度から平成 25 年度で、実施箇所数が 2 園に増加するとともに、病児保育の利用者数については急増しています。平成 25 年度では、前年の倍以上の 573 人となっています。

### 【 病児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	—	—	—	1 園	2 園
延べ利用人数	—	—	—	231 人	573 人

資料：庁内資料

## オ 病後児保育事業

本市の病後児保育事業の利用状況をみると、平成 25 年度から実施園数が 2 園に増えていますが、利用人数の急増は見られません。延べ利用人数は平成 23 年度の 270 人から、減少傾向にあります。

### 【 病後児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	2 園
延べ利用人数	268 人	222 人	270 人	195 人	181 人

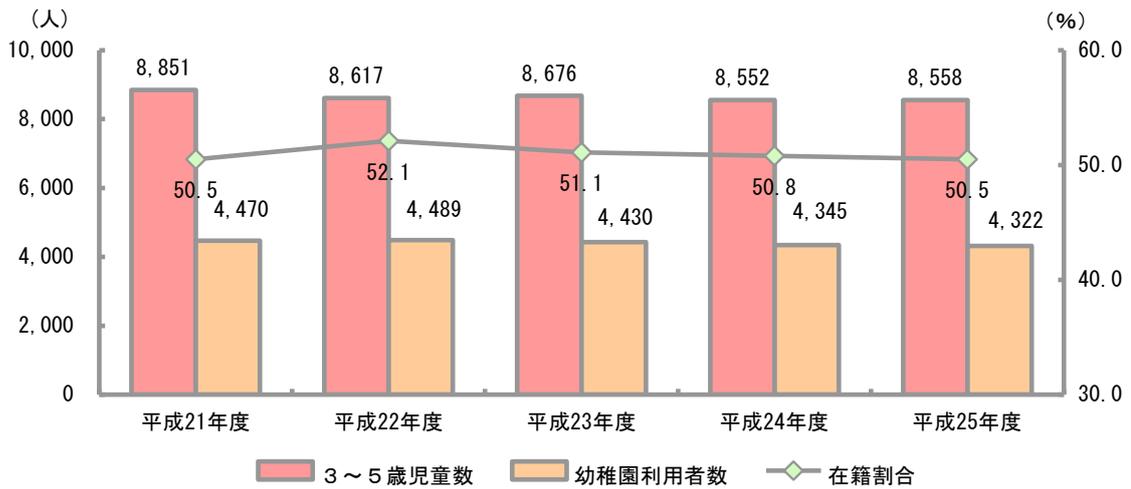
資料：庁内資料

## (6) 幼稚園の状況

### ① 3～5歳児数と幼稚園利用者数

3～5歳児数は平成23年度以降ゆるやかに減少しています。それに伴い、幼稚園利用者数もゆるやかに減少しています。また、3～5歳児に占める幼稚園の利用割合も、平成22年度以降徐々に減少しています。

【 3～5歳児数と幼稚園利用者数 】



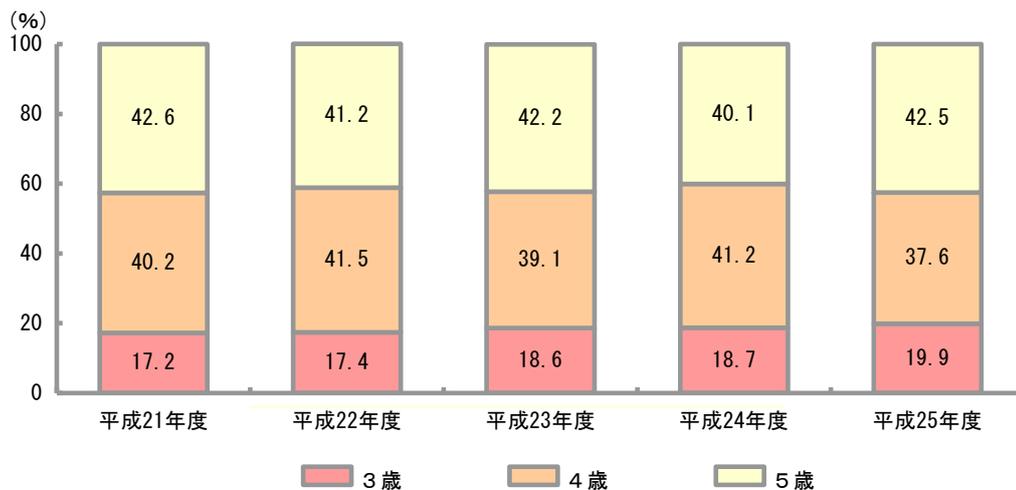
資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）

幼稚園利用者数：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

### ② 幼稚園利用者の年齢別構成割合

幼稚園利用者の年齢別構成割合をみると、3歳児の割合が増加しています。

【 幼稚園利用者の年齢別構成割合 】



資料：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

## (7) バンビーホーム（放課後児童クラブ）の状況 ●●●●●●●●●●

本市では、バンビーホーム（学童保育）を合計 46 か所で開設しています。登録児童数は平成 22 年度から 24 年度には減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、平成 26 年度には 2,800 人を超えています。特に、1 年生の登録児童数の増加が目立っています。

【 バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移 】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数		42 か所	42 か所	42 か所	44 か所	46 か所
登録 人数	1 年生	744 人	754 人	735 人	799 人	837 人
	2 年生	699 人	700 人	699 人	669 人	748 人
	3 年生	583 人	571 人	538 人	564 人	577 人
	4 年生	413 人	370 人	368 人	380 人	369 人
	5 年生	220 人	227 人	201 人	202 人	209 人
	6 年生	109 人	117 人	126 人	122 人	119 人
合計		2,768 人	2,739 人	2,667 人	2,736 人	2,859 人

資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日）

## 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）

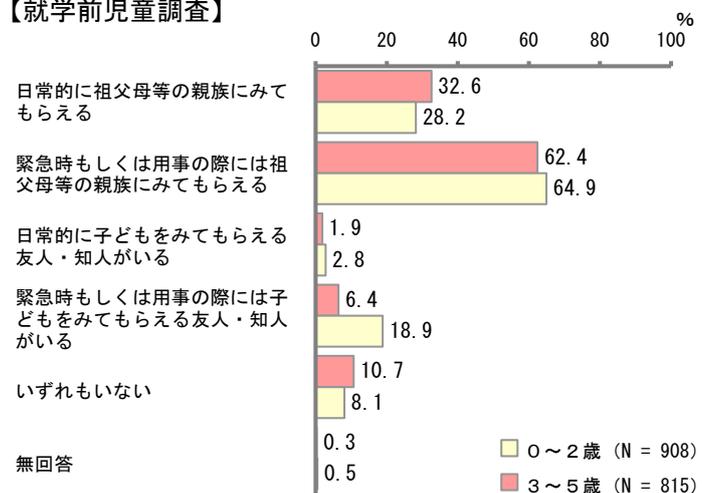
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

### （1）お子さんご家族の状況について

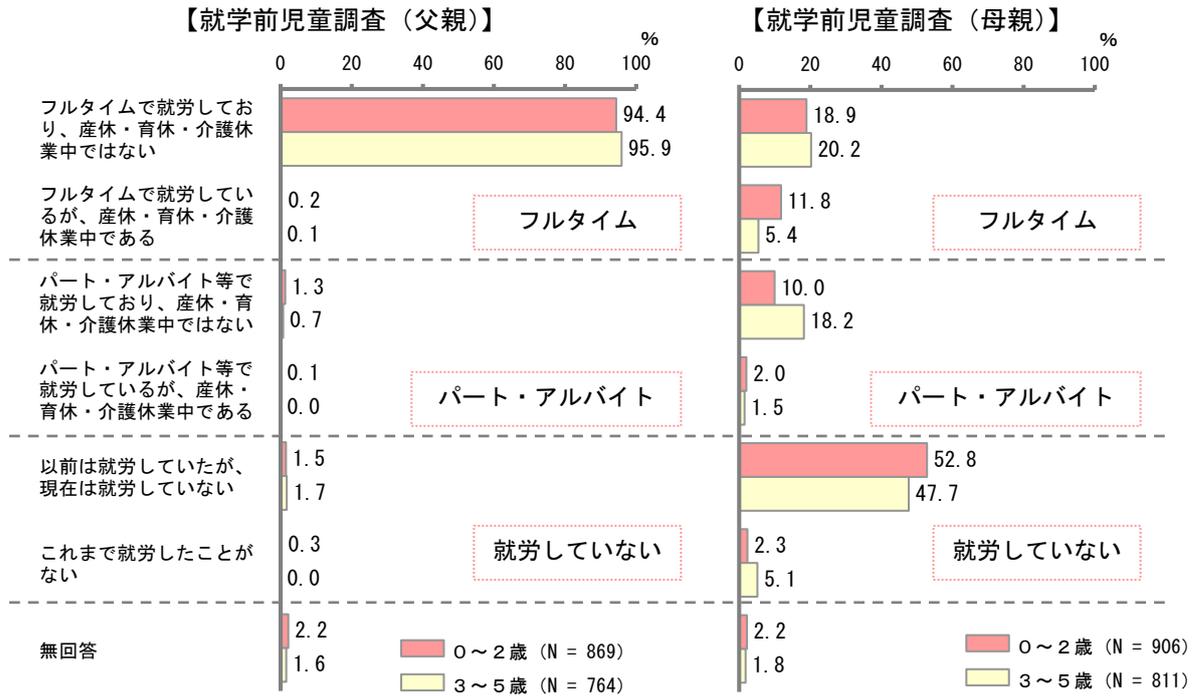
#### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、6割を超えています。
- 一方、みてもらえる親族・知人の「いずれもない」人が約1割となっています。

【就学前児童調査】



## ② 保護者の就労状況



- 父親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに9割以上が“フルタイム”と回答しています。
- 母親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに約5割の人が“就労していない”と回答しています。また、0～2歳児の保護者では、休業中の人も含めると約3割の人が、3～5歳児の保護者でも2割を超える人が“フルタイム”と回答しています。

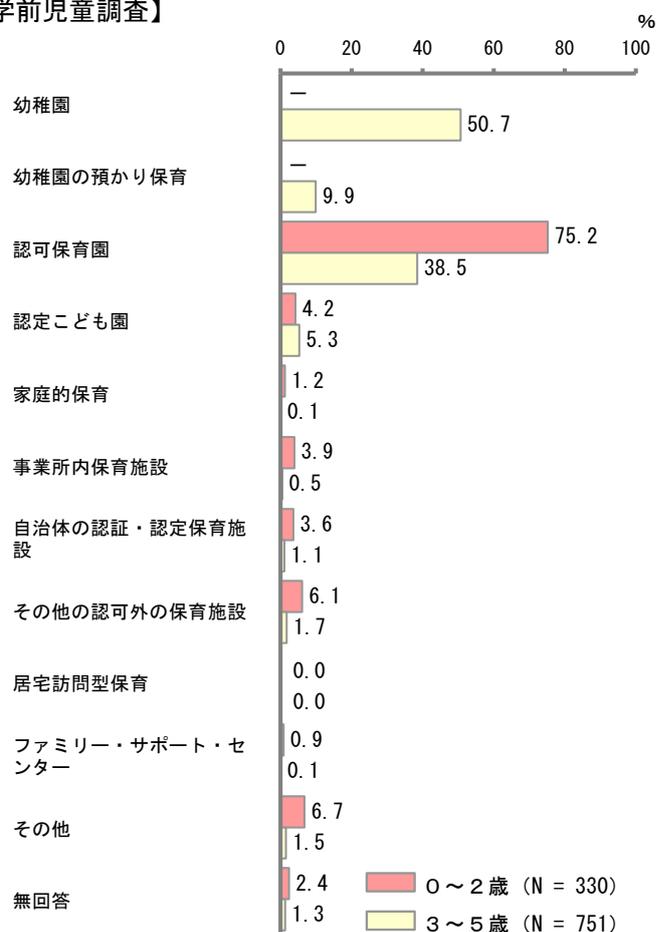
## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

### ① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は、0～2歳児では36.4%、3～5歳児では92.1%となっています。

・利用している教育・保育事業の内訳は、0～2歳児では、「認可保育園」が75.2%と最も高くなっています。3～5歳児では、「幼稚園」が50.7%、「認可保育園」が38.5%となっています。

【就学前児童調査】

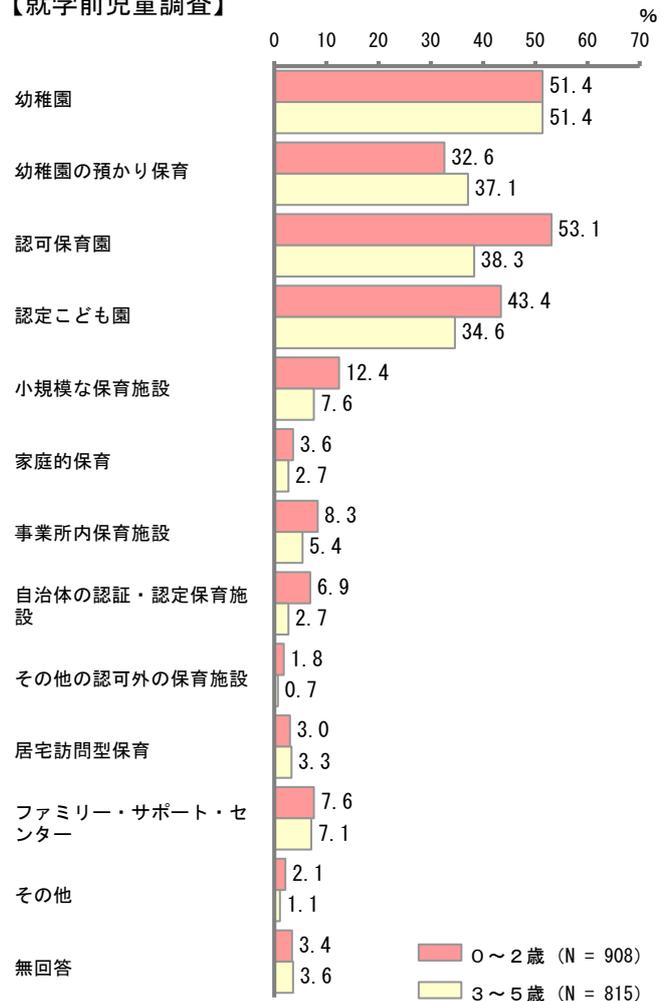


※0～2歳児調査では「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の選択肢はありません。

## ② 平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育の事業については、0～2歳児では「認可保育園」「幼稚園」の割合が高く、5割を超えています。3～5歳児では、「幼稚園」の割合が51.4%と最も高くなっています。
- 0～2歳児、3～5歳児ともに「幼稚園の預かり保育」の割合が3割を超えています。
- 0～2歳児では、3～5歳児よりも「認定こども園」の割合が高くなっています。

【就学前児童調査】

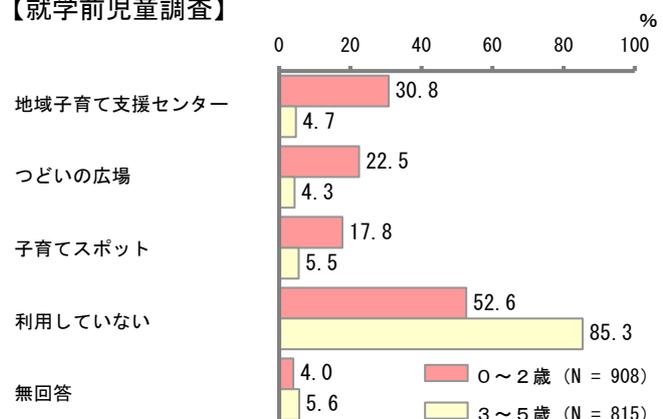


## (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 0～2歳児の保護者では、「地域子育て支援センター」を利用している人が約3割、「つどいの広場」「子育てスポット」を利用している人が約2割となっています。
- 一方、3～5歳児の保護者では「利用していない」の割合が8割を超えています。

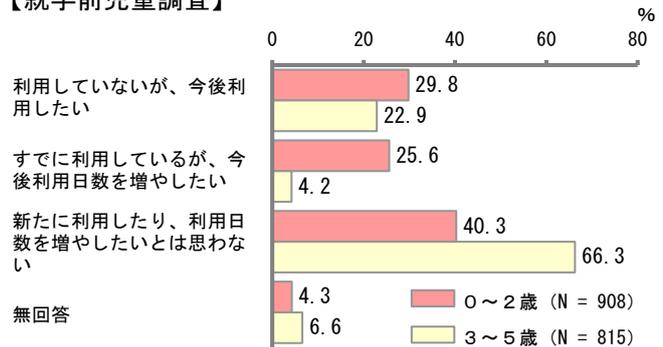
【就学前児童調査】



## ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 0～2歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」をあわせた割合が5割を超えています。
- 一方、3～5歳児の保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高く、約7割にのぼっています。

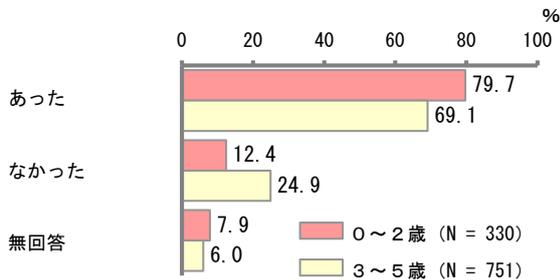
【就学前児童調査】



## (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

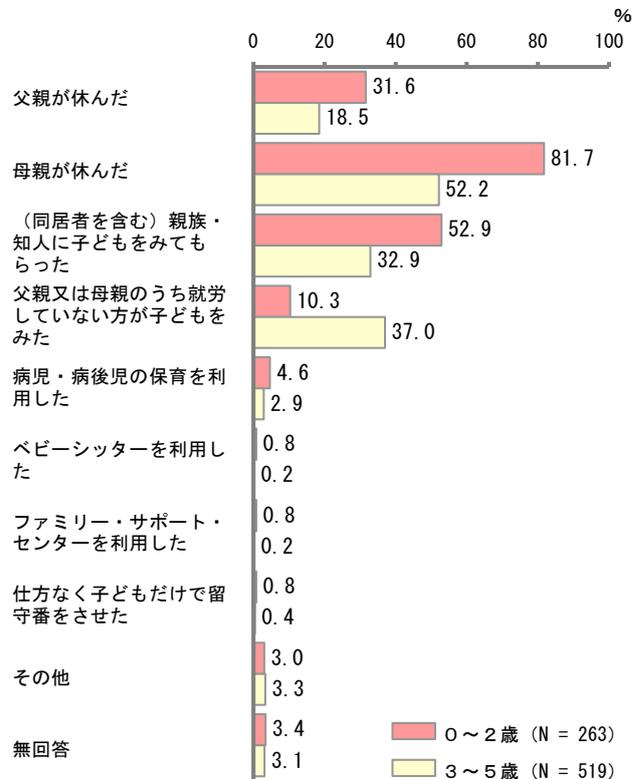
### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



- 平日に教育・保育事業を定期的に利用している人のうち、1年間に、子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことが「あった」人が、0～2歳児の保護者では約8割、3～5歳児の保護者では約7割となっています。

【就学前児童調査】

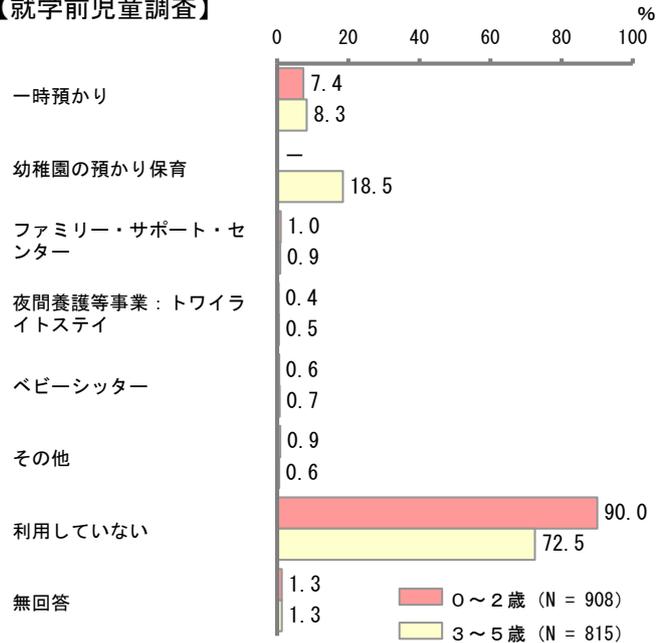


- 対処方法については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「母親が休んだ」の割合が最も高くなっています。

## ② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについては、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「利用していない」の割合が最も高く、特に0～2歳児の保護者では9割となっています。

【就学前児童調査】

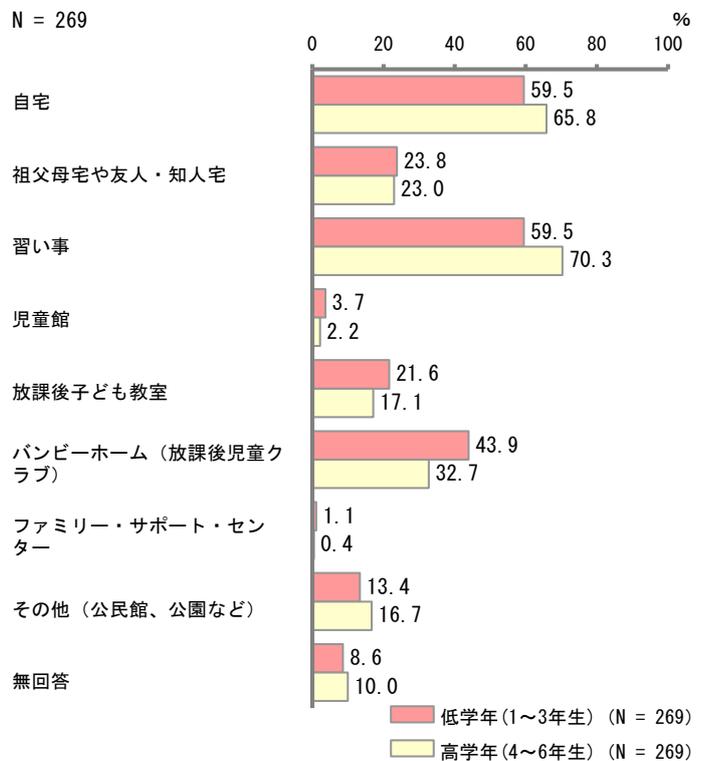


## (5) 小学校入学後の放課後の過ごし方について

### ① 就学前児童の保護者の小学校入学後の希望

- 子どもの小学校入学後、子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」「習い事」の割合が最も高く、次いで「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事」の割合が高くなり、約7割となっています。また、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」の割合が、低学年に比べ低くなっています。

【就学前児童調査（5歳児の保護者のみ）】

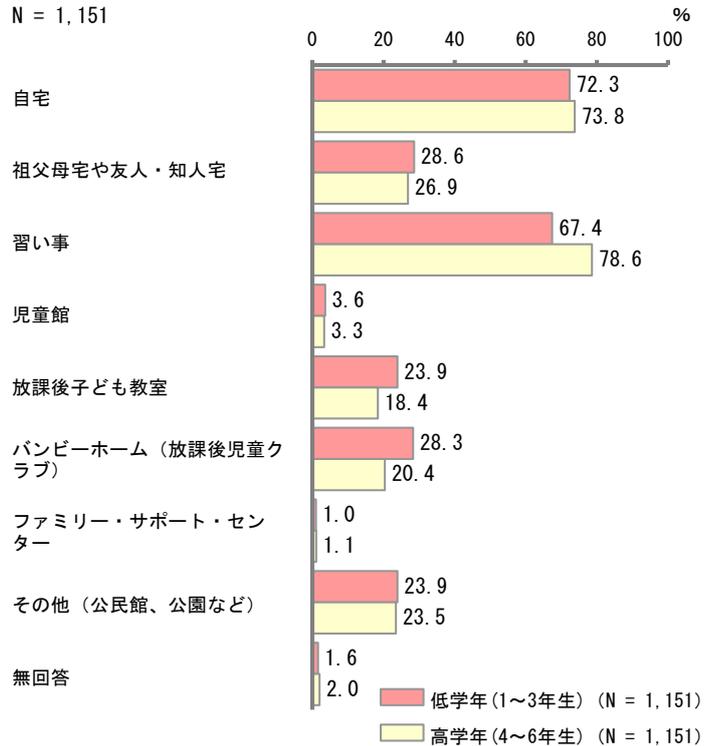


## ② 小学生の保護者の希望

- 子どもに、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたかについて、低学年のうちには「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」となっています。
- 高学年になってからは、「習い事」の割合が高くなり、約8割となっています。

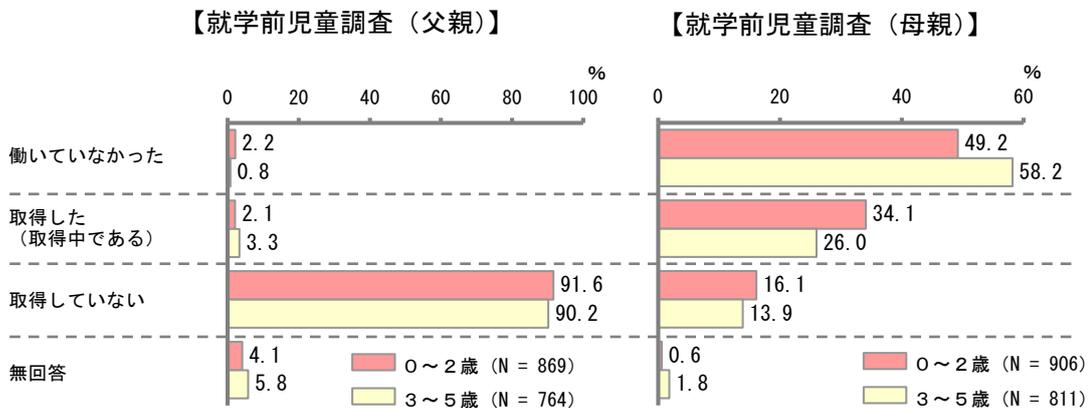
【小学生調査】

N = 1,151



## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

### ① 育児休業の取得状況

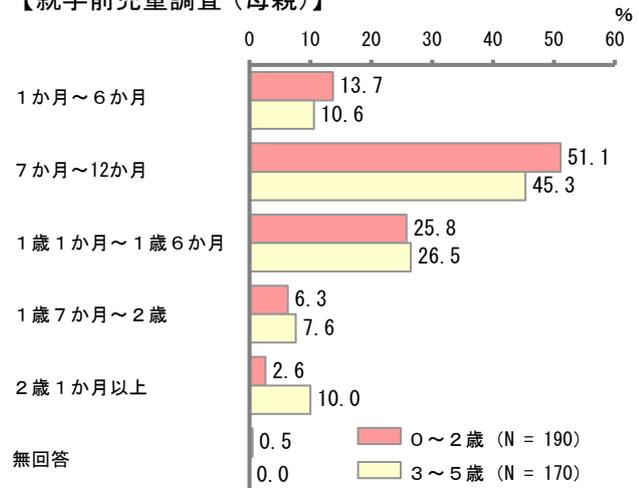


- 父親では、0~2歳児の父親、3~5歳児の父親ともに「取得していない」の割合が約9割となっています。
- 母親では、「取得した(取得中である)」人の割合が、0~2歳児の母親では34.1%、3~5歳児の母親では26.0%となっています。

## ② 職場に復帰したときの子どもの年齢

- 0～2歳児の母親、3～5歳児の母親ともに、「1か月～6か月」と「7か月～12か月」をあわせた“12か月までに復帰した人”の割合が高く、特に0～2歳児の保護者で6割を超えています。

【就学前児童調査（母親）】



## 1 実施事業の概要

## 2 見込みと確保方策

提供区域ごとの量の見込みと提供体制については、第5章のうち、教育・保育の需給計画（平成27年度入所の状況も勘案したうえで確定）を踏まえ、今後記載します。

## 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案：平成 26 年 12 月議会提出予定）

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とをつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例をつくるうえで、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」「意見を言う場がほしい」「大人といっしょに奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していくうえでも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。

2 この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

3 この条例は、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第1号に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## 第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

## 第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

(1) 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。

(2) 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(3) 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

(1) 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。

(2) 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

(3) 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

## 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第 12 条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求められることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第 13 条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援)

第 14 条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第 15 条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第 16 条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 17 条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心

して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

（相談体制）

第 18 条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

## 第 5 章 施策の推進

（計画と検証）

第 19 条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 1 条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

第 20 条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第 21 条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

## 2 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

### 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領

#### (設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関する事
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関する事
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関する事
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要する事

#### (構成)

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

#### (部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

#### (庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき

(2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

## 4 進捗管理事業一覧

対象事業一覧については、現行の「奈良市次世代育成支援行動計画」の総括や、「奈良市第4次総合計画（前期基本計画：～平成27年度）」の総括の動きと並行して、現在調整中です。

## 事業計画素案（中間まとめ案）に対するご意見・ご提案について

平成26年11月6日 時点

No.	ページ	位置	ご意見・ご提案の内容
1	22、23	施策の方向性と主な取り組み	p22の②の質の高い教育・保育を実現する取り組みとしてp23の職員の研修だけでは不十分。前提として「保育士等職員の処遇改善及び保育士定数の改善」が重要課題。奈良県の子ども・子育て会議の取り組みも参考に文章化し内外にアピールを。
2	49、69	病児・病後児保育事業	前回会議でも問題提起しましたが「提供区域」については、市全域ではなく少なくとも各ゾーンごとに分けて整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う

## 仮利用者負担額（仮保育料）の検討について

平成26年10月10日  
奈良市保育所・幼稚園課

### 1 経過

国では、新制度における利用者負担額（保育料）について、平成27年度の予算編成の過程において決定する公定価格に基づき国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決定するものとしています。

しかし、国が上限額を決定する時期については、平成27年2月頃と想定されており、それでは利用者負担額が決まらないまま各市町村の平成27年度の入園募集を行うことになり、支障が生じることから、国では公定価格の仮単価を本年6月に公表するとともに、その後の子ども・子育て会議で検討が進められ、「利用者負担のイメージ」として資料提供されました。

そこで、多くの市町村では「利用者負担のイメージ」をもとに、仮利用者負担額（仮保育料）を算出し、入園募集における判断材料として住民に提供しようと準備しています。

本市でも、市立の幼稚園、保育所、認定こども園において11月から平成27年度の園児募集を始めることとなりますので、仮利用者負担額を算出し、募集要項と合わせて資料提供したいと考えています。

なお、正式な利用者負担額につきましては、国の公定価格の決定後、平成27年度の予算編成の中で内容を決定するとともに、公立施設については、利用者負担額の徴収根拠および内容を条例制定することが求められていることから、3月議会に条例案を提出することになります。

### 2 新制度における国の利用者負担額の考え方

国では、次の原則により、実施主体である市町村が利用者負担額を定めるとしています。

- ① 世帯の所得の状況にその他の事情を勘案して定める。…所得による応能負担
- ② 国が定める水準を限度として定める。…「利用者負担のイメージ」を仮水準に
- ③ 現行の利用者負担の水準を基に定める。…市町村の現行の実態に応じて

また、国では「利用者負担のイメージ」を作成するにあたり、平成25年2月に全国の幼稚園、保育所等の経営実態調査（抽出）を実施しており、それをもとに私立幼稚園と保育所について利用者負担の上限額を設定しています。

実際に示された利用者負担の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度とされています。

なお、市立幼稚園については、利用者負担の上限額が示されておらず、国の定める私立幼稚園の利用者負担の水準、現状の費用の実態、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者の市が定めることとなっています。

### 3 新制度における国の利用者負担のイメージ

(1) 新制度において利用者負担額の設定が必要な区分

認定区分	対象	利用可能な施設・事業	国水準の考え方
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上 教育のみ	認定こども園 幼稚園	現行の私立幼稚園の利用者負担の水準を基本
2号認定 (保育標準時間認定)	3歳以上 保育が必要	認定こども園 保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本
2号認定 (保育短時間認定)			2号認定の保育標準時間の98.3%を基本
3号認定 (保育標準時間認定)	3歳未満 保育が必要	認定こども園 保育所 地域型保育事業 (小規模保育事業等)	現行の保育制度の利用者負担を基本
3号認定 (保育短時間認定)			3号認定の保育標準時間の98.3%を基本

(2) 1号認定(教育標準時間認定)を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

現行の利用者負担の水準は、保育料から就園奨励費補助額を差し引いた額としている。

【国の現行】私立幼稚園の利用者負担の水準

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	680万円~	25,700円

【国の新制度】

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	25,700円

現行を  
基本



ただし、給付  
単価を限度  
とする

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

(3) 2号認定（保育認定満3歳以上）を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円

現行を基本



ただし、  
給付単価  
を限度とする

【国の新制度】短時間は標準の98.3%を基本

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(4) 3号認定（保育認定満3歳未満）を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円

現行を基本



ただし、  
給付単価  
を限度とする

【国の新制度】短時間は標準の98.3%を基本

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(5) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子ども  
ものいずれ場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保  
護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

(軽減額)

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定義	利用者負担額	⇒	利用者負担額		
第2階層	市町村民税非課税世帯(市町村民 税所得割非課税世帯含む)	9,100円		0円		
第3階層	所得割課税額77,100円以下	16,100円		15,100円		

<保育認定>

(3歳以上児)

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間	保育 短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	0円	0円	
第3階層	所得割課税額48,600円 未満	16,500円	16,300円	15,500円	15,300円	

(3歳未満児)

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間	保育 短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	0円	0円	
第3階層	所得割課税額48,600円 未満	19,500円	19,300円	18,500円	18,300円	

(6) 国の新制度の利用者負担設定の特徴について

- ① 満3歳以上利用に係る1号認定と2号認定の利用者負担額の設定を比較すると、非課税世帯では、1号認定（幼稚園）より長時間の保育で給食の副食材料費が込みになっている2号認定（保育所）が6,000円に対して、1号認定（幼稚園）は9,100円と高額の設定になっていること。
- ② 階層区分は2号認定（保育所）が8段階、1号認定（幼稚園）が5段階の違いがあり、最高額の区分が、1号認定（幼稚園）が年収680万円以上であるのに対して、2号認定（保育所）では、さらにその上に3つの階層区分が積み増しされている。
- ③ 2号・3号認定（保育所）の保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の利用者負担額の差が、1.7%になっている。
- ④ 1号認定（幼稚園）については、私立幼稚園の現行の水準を基本にしているため、市立幼稚園の現行の水準と大きな隔りがある。

#### 4 本市の現行の利用者負担について

##### (1) 幼稚園

###### ① 私立幼稚園 (15 園)

各園が独自に入園料、保育料を定めています。

【入園料】 30,000 円～100,000 円

【保育料】 月額 13,000 円～39,200 円

なお、保育料は一律となっていますが、幼稚園就園奨励費により、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額を受け取れますことから、実質は所得による応能負担と同じであると考えられます。

【参考資料】 私立幼稚園入園料・保育料等 (平成 26 年度)

	幼稚園名	入園料 A	月額保育料 B	利用者負担額	施設費等(月額) C	利用者負担額 2
				A(月割り)+B		A(月割り)+B+C
1	学園前ネオポリス	30,000	13,000	13,833	3,000	16,833
2	ひかり	40,000	18,500	19,611	0	19,611
3	帝塚山	100,000	39,200	41,978	4,167	41,978
4	登美が丘カトリック	35,000	14,500	15,472	0	15,472
5	東大寺学園	50,000	13,000	14,389	10,000	24,389
6	奈良育英	40,000	24,000	25,111	1,556	26,111
7	西大寺	40,000	16,000	17,111	2,000	19,111
8	奈良保育学院附属	30,000	23,000	23,833	678	24,511
9	奈良大学附属	30,000	13,500	14,333	7,278	21,611
10	親愛	60,000	25,000	26,667	0	26,667
11	いさがわ	40,000	14,000	15,111	2,000	17,111
12	愛染	40,000	15,000	16,111	3,200	19,311
13	奈良カトリック	50,000	15,000	16,389	7,000	23,389
14	奈良学園	100,000	20,000	22,778	13,333	36,111
15	近畿大学附属	100,000	30,000	32,778	8,333	41,111
	平均月額	1,454	19,580	21,034	4,169	25,203

###### ② 市立幼稚園 (35 園：幼稚園型認定こども園 4 園を含む)

地方交付税の算定基礎数値をもとにした一律の保育料を条例で定めています。

【入園料】 5,650 円

【保育料】 月額 6,300 円

なお、直近の改定は平成 20 年 4 月 1 日となっています。また、市民税非課税世帯等に対しての 20,000 円の減免措置があり、完全に一律の保育料になっていません。

(2) 私立・市立保育所(私立 27 園、市立 19 園 : 保育所型認定こども園私立 3 園、市立 1 園を含む)

保育料は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の通知に基づき、公私立とも同額で、所得、年齢に応じて市が定めている。なお、通知により示された国の基準額はあるが、その一方で保育料は保育単価（実際にかかる費用）を限度額とするとされており、実際は、国が示す基準額まで保育料を上げられない仕組みとなっています。なお、本市では平均すると国基準の約 65%の利用者負担額となっています。

平成 26 年度保育所保育料  は保育単価をもとに算出している部分

《参考》本市の保育単価は 3 歳未満児 (82,730 円)、3 歳児 (32,870 円)、4 歳児以上 (26,200 円)

国 階層	市 階層	定義	国基準 (月額)		市保育料 (月額)		
			3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満児	3 歳児	4 歳児以上
1	A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2	B	市町村民税非課税世帯	9,000 円	6,000 円	0 円	0 円	0 円
3	C	市町村民税課税世帯	19,500 円	16,500 円	7,000 円	5,000 円	5,000 円
4	D 1	15,000 円未満	30,000 円	27,000 円	12,100 円	8,800 円	8,800 円
	D 2	15,000 円以上 40,000 円未満			19,900 円	15,500 円	15,500 円
5	D 3	40,000 円以上 60,000 円未満	44,500 円	41,500 円	28,700 円	17,700 円	17,700 円
	D 4	60,000 円以上 103,000 円未満			38,600 円	19,900 円	19,900 円
6	D 5	103,000 円以上 413,000 円未満	61,000 円	58,000 円	47,500 円	24,300 円	22,100 円
7	D 6	413,000 円以上 734,000 円未満	80,000 円	77,000 円	53,000 円	26,500 円	24,300 円
8	D 7	734,000 円以上	104,000 円	101,000 円	58,000 円	28,700 円	25,400 円

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う  
奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案について

平成26年10月30日  
奈良市保育所・幼稚園課

1 市の利用者負担額設定にあたっての基本的な考え方

(1) 1号・2号・3号共通事項

- ①市の現行の状況から、国が示した利用者負担額のイメージを基本として考える。
- ②公私立の施設間での保護者の負担額の差をなくす。
- ③1号の階層区分と2, 3号の階層区分を統合し、全体として階層区分を10段階から12段階とし、1号から3号までの保育料の関連を持たせる。
- ④給付単価を限度額とする。
- ⑤所得税から市町村民税を階層区分の基礎とする。
- ⑥利用者負担に係る所得階層切替時期が現行の4月から9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定される。
- ⑦包括外部監査の指摘（他中核市の保育料に比べ、適正な額とする）を踏まえ、検討する。
- ⑧市民税非課税世帯を無料としているのを、有料とする。
- ⑨公立施設等の老朽化に対する施設改修等の財源とし、少しでも早く改修を計画的に行う。
- ⑩国からの公定価格の仮単価における基本構造としては、平成27年・28年度の「現行水準ベースの質改善前」と消費税が満年度化する平成29年度以降の「0, 7兆円の範囲で実施される質改善ベース」と「1兆円超の範囲で実施される質の改善ベース」が示されており、教育・保育の質改善とともに公定価格の給付額の増が見込まれることから、一定、利用者負担に反映する。

## (2) 質改善の内容

別紙資料6-12参照

### ①平成29年度以降の「0.7兆円の範囲で実施される質改善ベース」

保育認定の場合

◇保育認定の2区分に応じた対応

- ・ 保育標準時間については、保育士1人（延長保育の給付化）及び非常勤保育士（3時間）を追加

◇研修の充実

- ・ 研修機会確保のための代替要員費を追加（年2日）

◇職員配置の改善

- ・ 3歳児の配置改善（20：1→15：1）

◇職員処遇の改善（+3%）

- ・ 処遇改善等加算を充実
- ・ 担当保育士の常勤化（休日保育の給付化）

◇地域の子育て支援・療育支援

- ・ 療育支援を補助する職員（非常勤）を加配
- ・ 子育て支援に係る事務経費

◇栄養士の配置（嘱託）

◇小学校との接続改善（保幼小連携）

◇第三者評価の受審費用 等々

### ②平成29年度以降の「1兆円超の範囲で実施される質の改善ベース」

◇研修の充実

- ・ 研修機会確保のための代替要員費を追加（年2日） → 年5日分に引上げ

◇職員配置の改善

- ・ 3歳児の配置改善（20：1→15：1）に加えて、4歳児の配置改善（30：1→25：1）

1歳児の配置改善（6：1→5：1）

◇職員処遇の改善（+3%） → 加算率+5%に引上げ

◇地域の子育て支援・療育支援

療育支援の補助者の人件費を引上げ

子育て支援活動経費を引上げ

◇栄養士の配置（嘱託） → 嘱託を非常勤に改善

◇小学校との接続改善（保幼小連携） → 接続改善の人件費も措置

### (3) 質改善による費用変遷イメージ

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
費用額 (イメージ)	100	100 + $\alpha$	100 + $\alpha$	110 + $\beta$	110 + $\beta$

$\alpha$  : 国予算編成を経て確定される       $\beta$  : 1兆円超の範囲で実施される質の改善ベース

#### 【市負担額の算定】

(公定価格—国基準の利用者負担額) × 4分の1

- ・例1-1 質改善前 (国基準) 65%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 65 = 26、国30、県15、**市29**

- ・例1-2 質改善前 (国基準) 67, 5%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 675 = 27、国30、県15、**市28**

- ・例1-3 質改善前 (国基準) 70%

$$(100 - 40) \times 4分の1 = 15$$

内訳：利用者負担40、国30、県15、市15

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 7 = 28、国30、県15、**市27**

- ・例2-1 質改善後 (国基準) 65%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 65 = 26、国35、県17, 5、**市31, 5**

- ・例2-2 質改善後 (国基準) 67, 5%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 675 = 27、国35、県17, 5、**市30, 5**

- ・例2-3 質改善後 (国基準) 70%

$$(110 - 40) \times 4分の1 = 17, 5$$

内訳：利用者負担40、国35、県17, 5、市17, 5

(市)

内訳：利用者負担40 × 0, 7 = 28、国35、県17, 5、**市29, 5**

## 1号（教育標準時間認定の子ども）について

- ① 1号認定（幼稚園）の負担額が、2号認定（保育所）を上回らないように設定する。
- ② 1号認定（幼稚園）については、市立幼稚園が今後、市立こども園に移行していくにあたって、私立幼稚園と同様の教育・保育が提供できる（3年保育、給食、預かり保育、保育室の空調など）と考えられることから、公私共に同じ利用者負担とするが、現状の市立幼稚園の現状や急激な負担増となることから一定の経過措置を検討する。

## 2号・3号（保育認定を受けた子ども）について

- ① 2・3号認定（保育所）については、3歳未満・3歳・4歳以上の3段階から、国の区分にあわせて、3歳未満と3歳以上の2段階に変更する。
- ② 保育標準時間と保育短時間の差については、国の示す率を基本として考える。（保育短時間の料金は保育標準時間の△1.7%）
- ③ 2・3号認定については、平成21年度包括外部監査から、「他の中核市等の水準にあわせて、保育料の引き上げについて検討すべきである」との指摘があり、新制度の実施に合わせて、適正な保育料となるように、中核市や近隣市の現行の状況を参考に見直す。市民税非課税世帯については、有料とするが、経過措置を検討するものとする。
- ④ 3号認定の地域型保育給付の利用者負担額については、現行では施設型と運営状況に差があると考えられるので、別途3号認定の利用者負担額を基本として設定する。

以上の基本的な考え方を基に、次のとおり保育料の設定をしていきます。

## 2 新制度における奈良市の利用者負担額（案）

### (1) 3号認定（保育認定満3歳未満）を受けた子どもの保育料（月額）案 【国基準 67.5%】

- ① 1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。
- ② 新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。主食・副食費相当分と考える。
- ③ 奈良市の特に特徴があると思われる現行の階層を上げた。

⇒ 結果、グラフの階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の67.5%になった。（中核市平均は70.8%）資料6-1、2、3、4、11参照。

### (2) 2号認定（保育認定満3歳以上）を受けた子どもの保育料（月額）案 【国基準 67.5%】

- ① 1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。
- ② 新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。副食相当分と考える。
- ③ 3歳、4歳以上の2区分を、国基準通り1つにまとめた。
- ④ 奈良市の特に特徴があると思われる現行階層の階層を上げた。

⇒ 結果、階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の67.5%になった。（中核市平均は70.8%）資料6-1、2、3、4、10参照。

### (3) 1号認定（教育標準時間認定：満3歳以上）を受けた子どもの保育料（月額）案

現行の市立幼稚園の保育料との格差が大きいため、市内私立幼稚園のうち保育料等が高額な幼稚園3園を除いて、国基準の考え方に沿い、保育料の設定をする。また、2号認定の保育短時間（8時間）の保育料を超えないように配慮する。

## 3 国の軽減措置について

### (1) 国軽減措置制度を踏まえた母子世帯等への軽減措置

市民税非課税世帯の母子世帯等は0円とし、それ以外の対象となる階層は減額する。

### (2) 多子軽減について

(1号) 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(2号・3号) 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

## 4 本市における経過措置について

(1) 2号・3号の保育料については、負担増となることから一定の経過措置を今後検討する。

(2) 私立幼稚園の1号について

現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で国が定める経過措置を講ずる。

(3) 1号の保育料について

現行の市立幼稚園及び市立認定こども園の利用者負担は、私立幼稚園とかい離しているため、保護者負担の急激な変化を緩和する観点から、経過措置を検討します。

## 5 本市における子ども・子育て支援新制度にかかる仮利用者負担額について

別紙のとおり（資料7参照）

(参考) 市立認定こども園

### 今までの保育料等との比較試算

(例1) 市立の認定こども園長時間利用の場合(2号短時間、D6階層)

入園料 235 円 + 保育料 6,300 円 + 給食費 6,800 円 + 預かり保育料 20 日分 10,000 円 = 23,335 円



保育料 22,900 円 + 主食費約 800 円 = 23,700 円 (給食費 {主食費除く}、預かり保育料不要)

(例2) 市立の認定こども園短時間利用で、多子軽減(同時就園)第2子の場合(1号、D3階層)

第1子保育料 6,300 円 + 第2子保育料 6,300 円 = 12,300 円



第1子保育料 8,700 円 + 第2子保育料 8,700 円 / 2 = 13,050 円

(例3) 市立の認定こども園短時間利用で、多子軽減(小学校3年まで)第2・3子の場合(1号、D9階層)

第2子保育料 6,300 円 + 第3子保育料 6,300 円 = 12,300 円



第2子保育料 18,900 円 / 2 + 第3子保育料 18,900 円 \* 0 = 9,450 円

資料6別添

## 仮利用者負担額（仮保育料）案 参考資料集

平成26年11月6日  
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料ランキング  
(国基準に対する徴収割合)

県庁所在地・政令指定都市・中核市	2014年[予算ベース]	備考
豊田市	48.8	
東京・杉並区	49.9	
広島市	52.7	
前橋市	58	
山形市	58.5	
松江市	59	
高崎市	59.3	
豊橋市	60.6	
宇都宮市	61.9	
名古屋市	61.9	
旭川市	62.4	
枚方市	62.7	(2013決算)
岡崎市	62.9	
松山市	63	
豊中市	64.2	(2013決算)
久留米市	64.4	
奈良市	65	
盛岡市	65.1	
静岡市	65.5	
船橋市	66.4	
青森市	67.1	
堺市	68.3	
鳥取市	68.5	
東大阪市	69	
福井市	69.4	
相模原市	69.7	
甲府市	69.7	
熊本市	69.7	
福岡市	69.8	
大津市	69.9	
札幌市	70	
鹿児島市	70.4	
新潟市	70.5	
大阪市	70.5	
大分市	70.5	
浜松市	70.6	
仙台市	70.7	
柏市	70.9	
高槻市	71.1	
京都市	71.4	
横須賀市	71.6	
川越市	71.9	
郡山市	72.2	
さいたま市	72.2	
那覇市	72.8	
長野市	72.8	
千葉市	72.9	
横浜市	73.8	
山口市	74.2	
秋田市	74.6	
宮崎市	74.6	
金沢市	74.9	
川崎市	75	
長崎市	75.8	
いわき市	76.1	
津市	76.2	
和歌山市	76.5	
高松市	76.6	
下関市	77.3	
佐賀市	77.3	
徳島市	77.8	
福島市	78	
水戸市	78.2	
富山市	78.6	
岐阜市	79.2	
函館市	79.6	
倉敷市	79.8	
神戸市	80	(2013決算)
北九州市	80.3	(2013決算)
姫路市	80.8	(2013決算)
岡山市	81.4	(2013決算)
高知市	83.3	(2013決算)
福山市	83.7	(2013決算)
尼崎市	84.2	(2013決算)
西宮市	87.9	(2013決算)

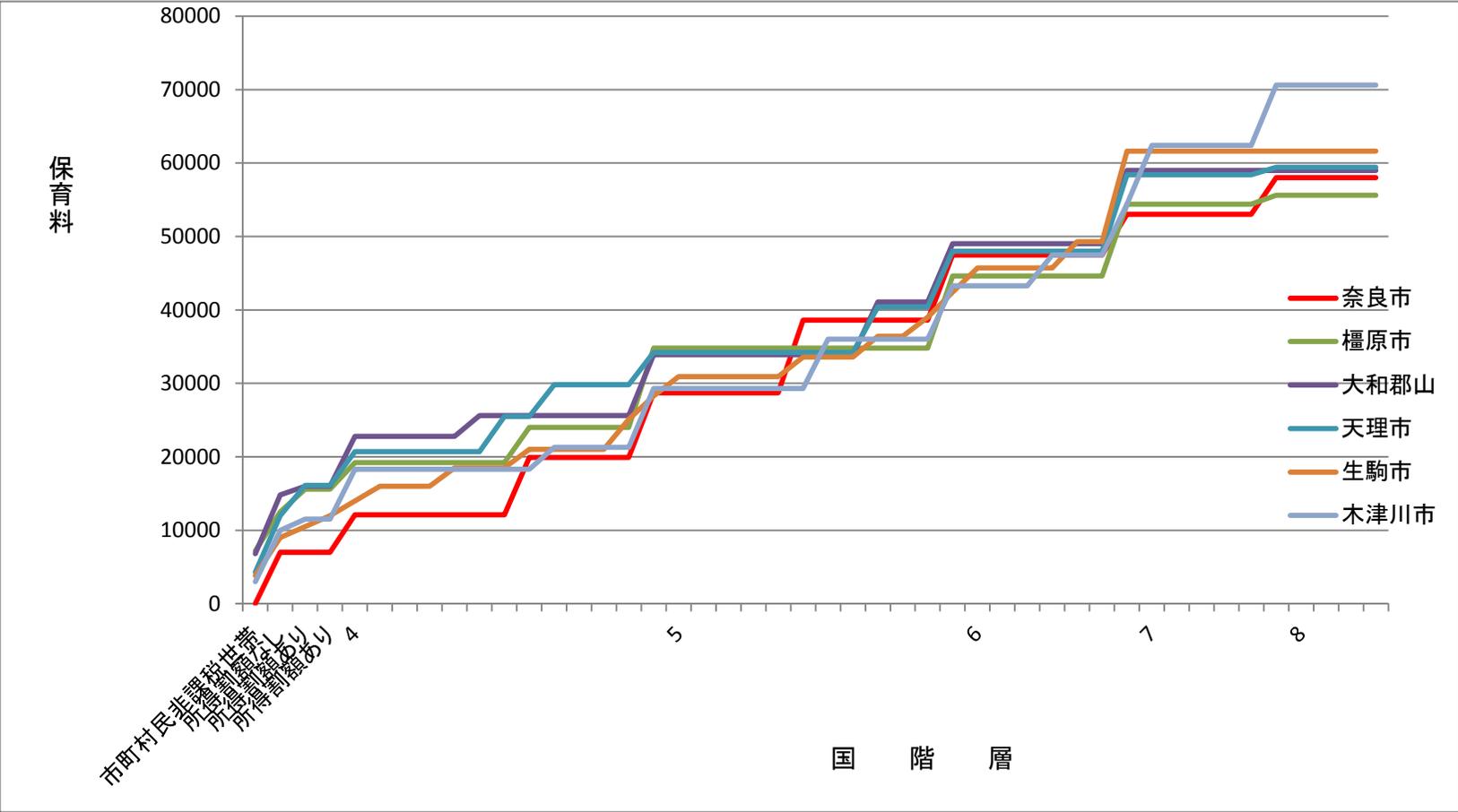
5312

平均 70.8 %

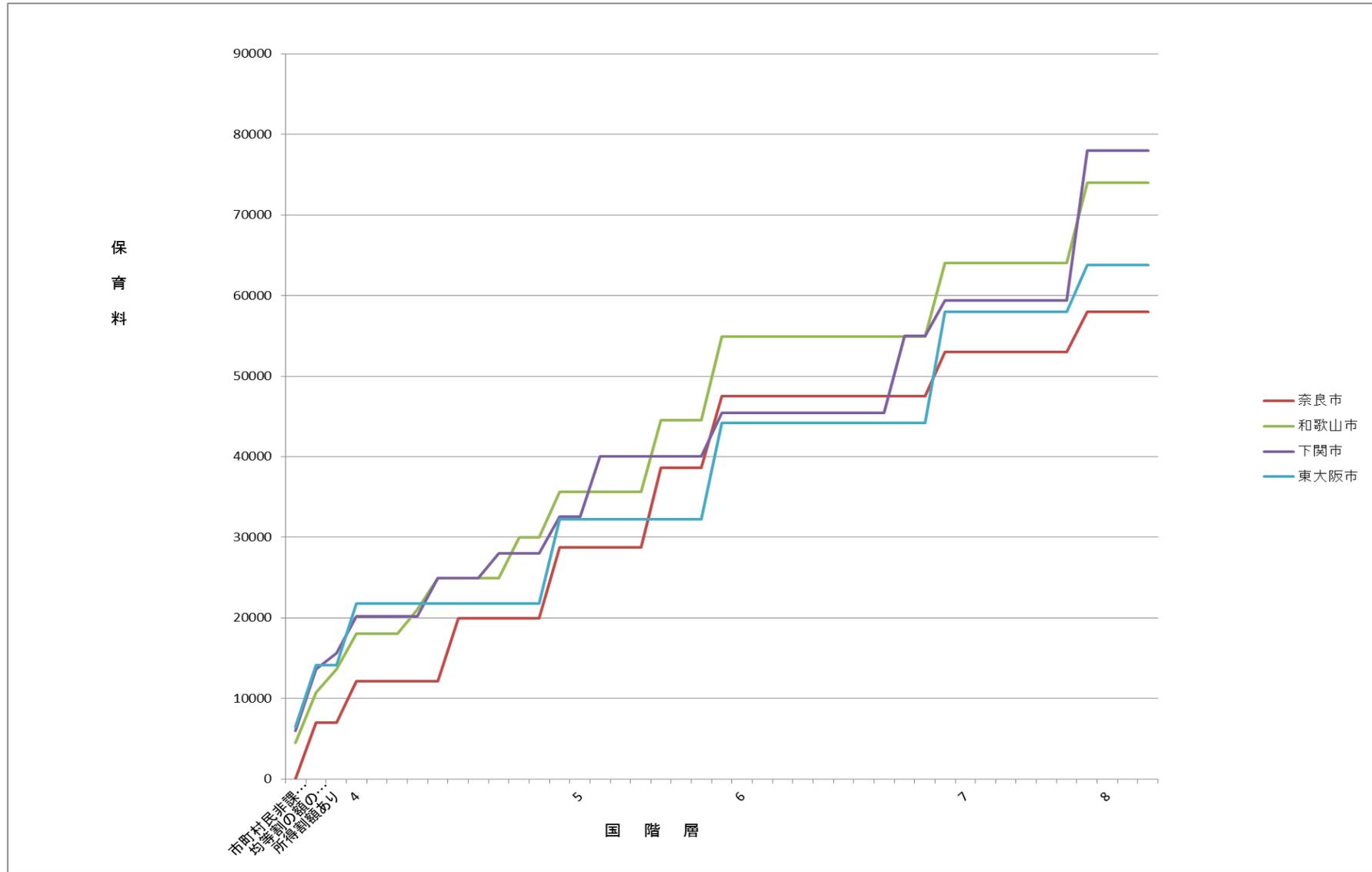
## 近隣市徴収割合

	木津川市	生駒市	大和郡山市	天理市	橿原市	奈良市
国基準割合に対する徴収割合(現行)%	70	70	75	80	72.2	65

近隣市保育料比較 (国基準の65.0%)

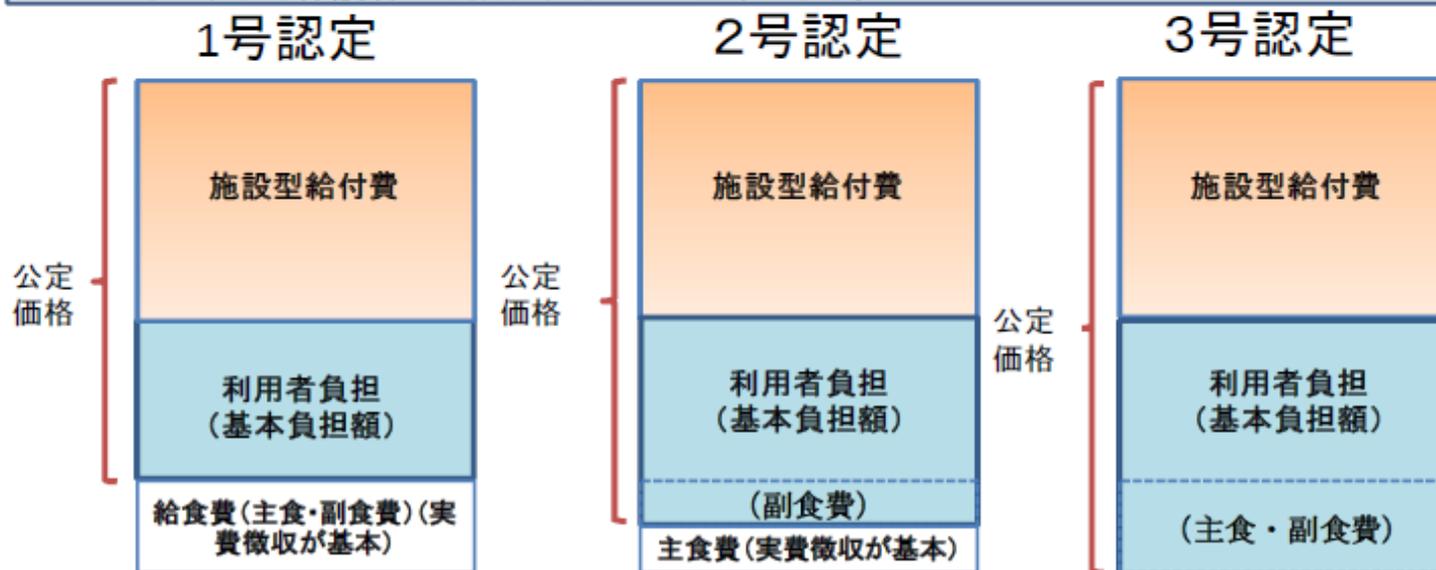


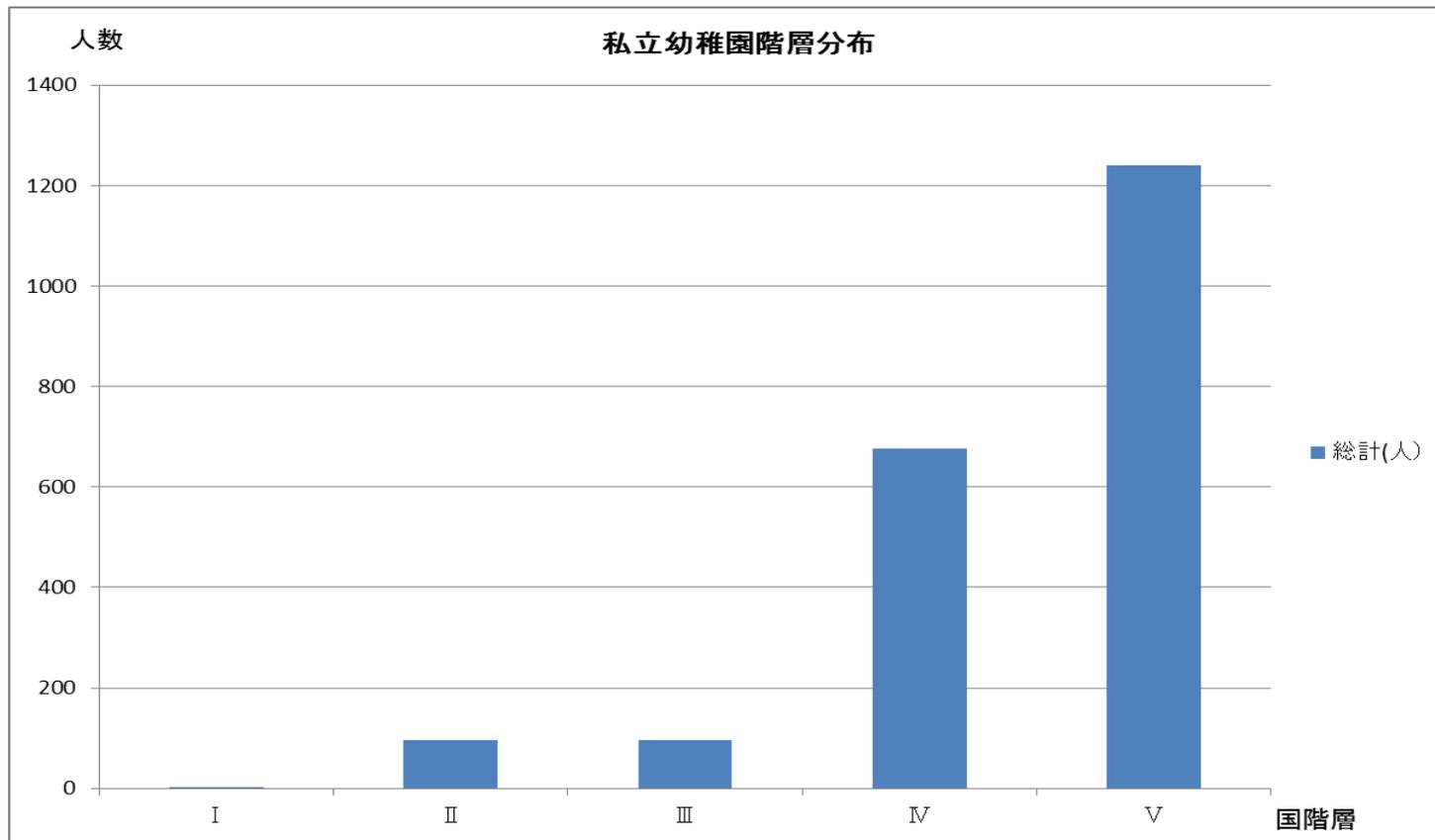
### 中核市保育料比較(国基準の65.0%)



## 給食費の扱い

- 1号認定については、給食を実施している場合にはその材料費を実費徴収として徴収することを基本とする。
- 2号認定については、公定価格の算定上、副食費に対応したうえで、副食費については利用者負担において、主食費については実費徴収として徴収することを基本とする。
- 3号認定については、公定価格の算定上、主食費、副食費に対応したうえで利用者負担において徴収することを基本とする。
- 以上のとおり、生活保護世帯の2号認定、3号認定の給食費を除き、給食材料費については、いずれも保護者から徴収することが基本となる。

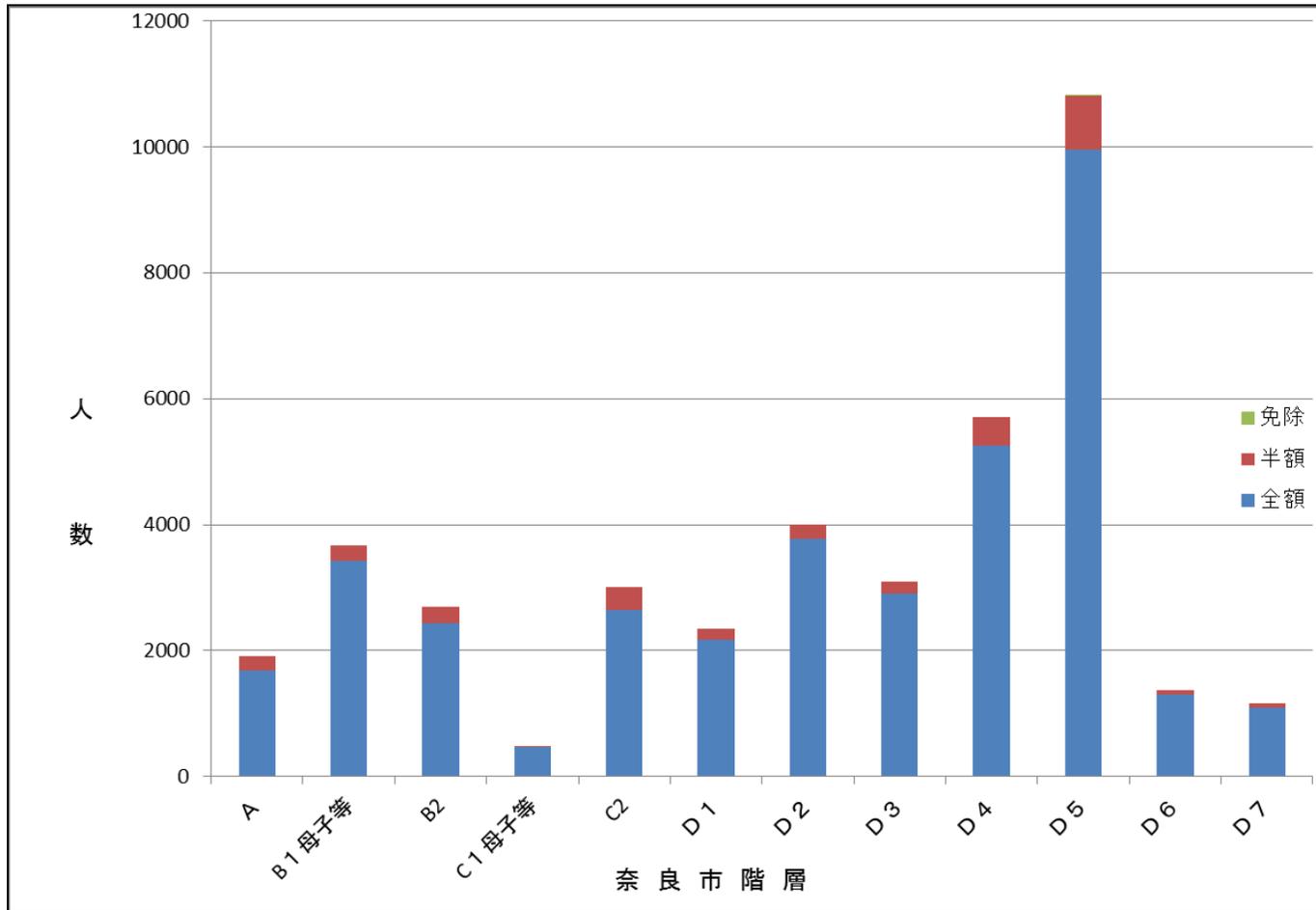




※平成26年度就園奨励費申請数を基に作成。V階層は未申請者数。

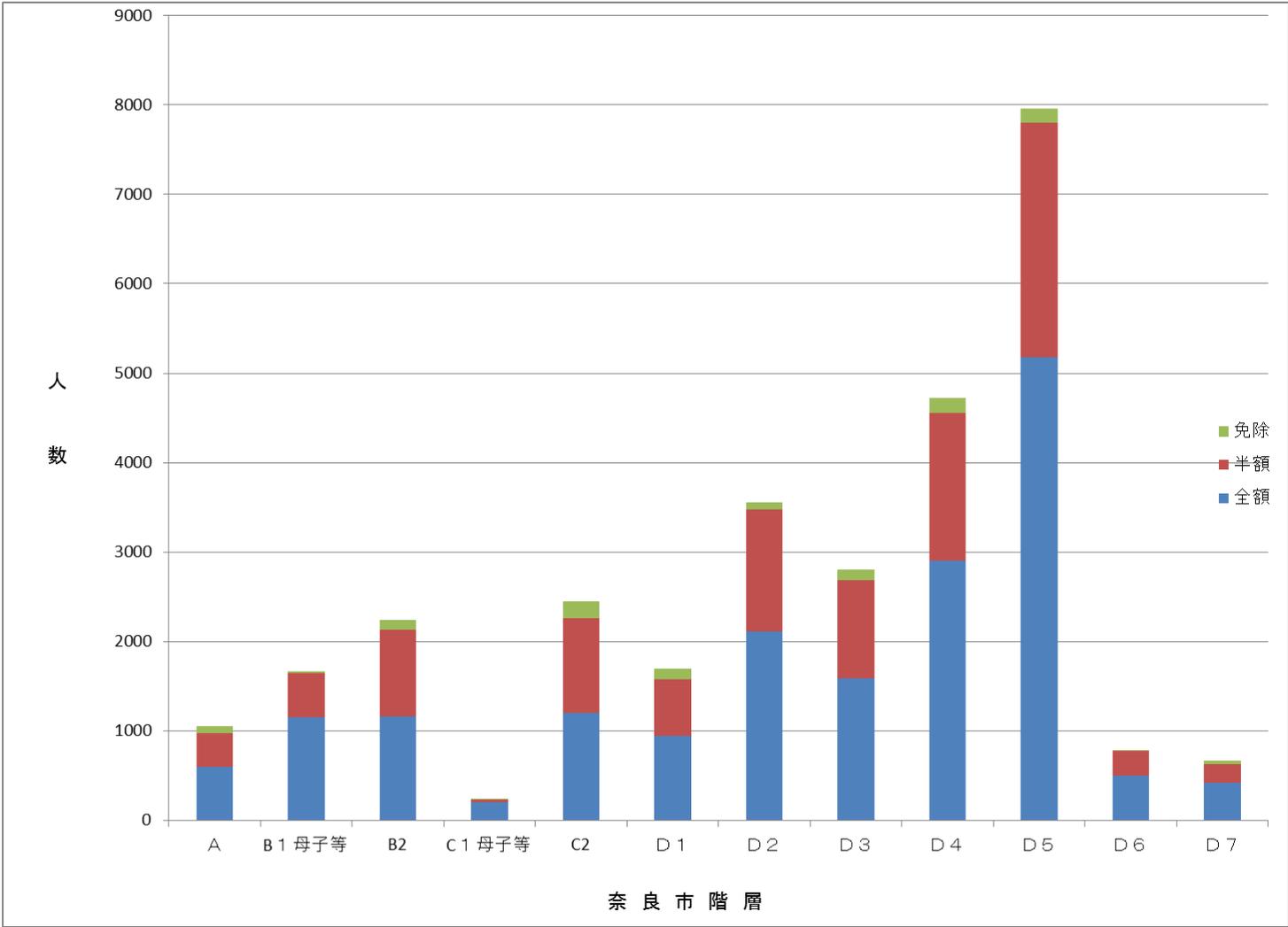
階層名	I	II	III	IV	V
推定年収	生活保護	～260万円	～410万円	～740万円	740万円以上

保育所3歳以上人数分布表【2号】



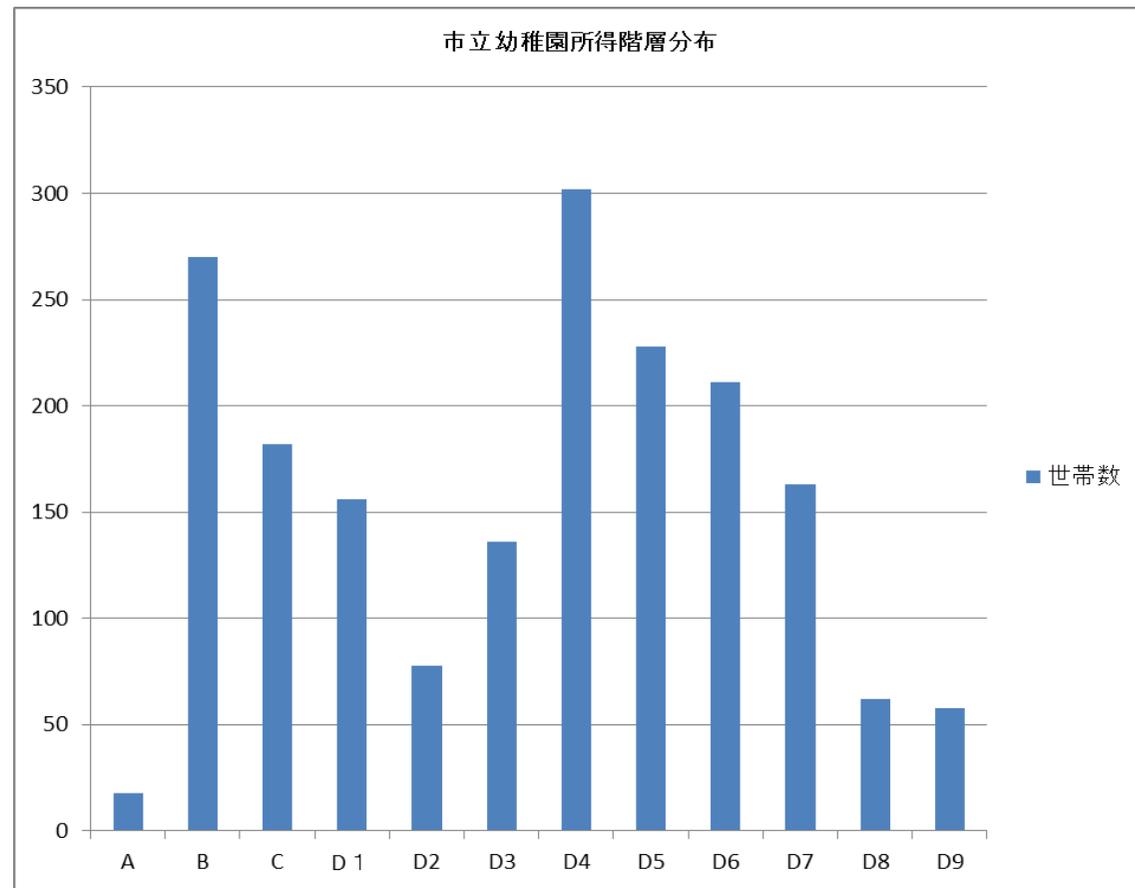
※人数は延べ人数 平成25年度実績

保育所3歳未満人数分布表【3号】



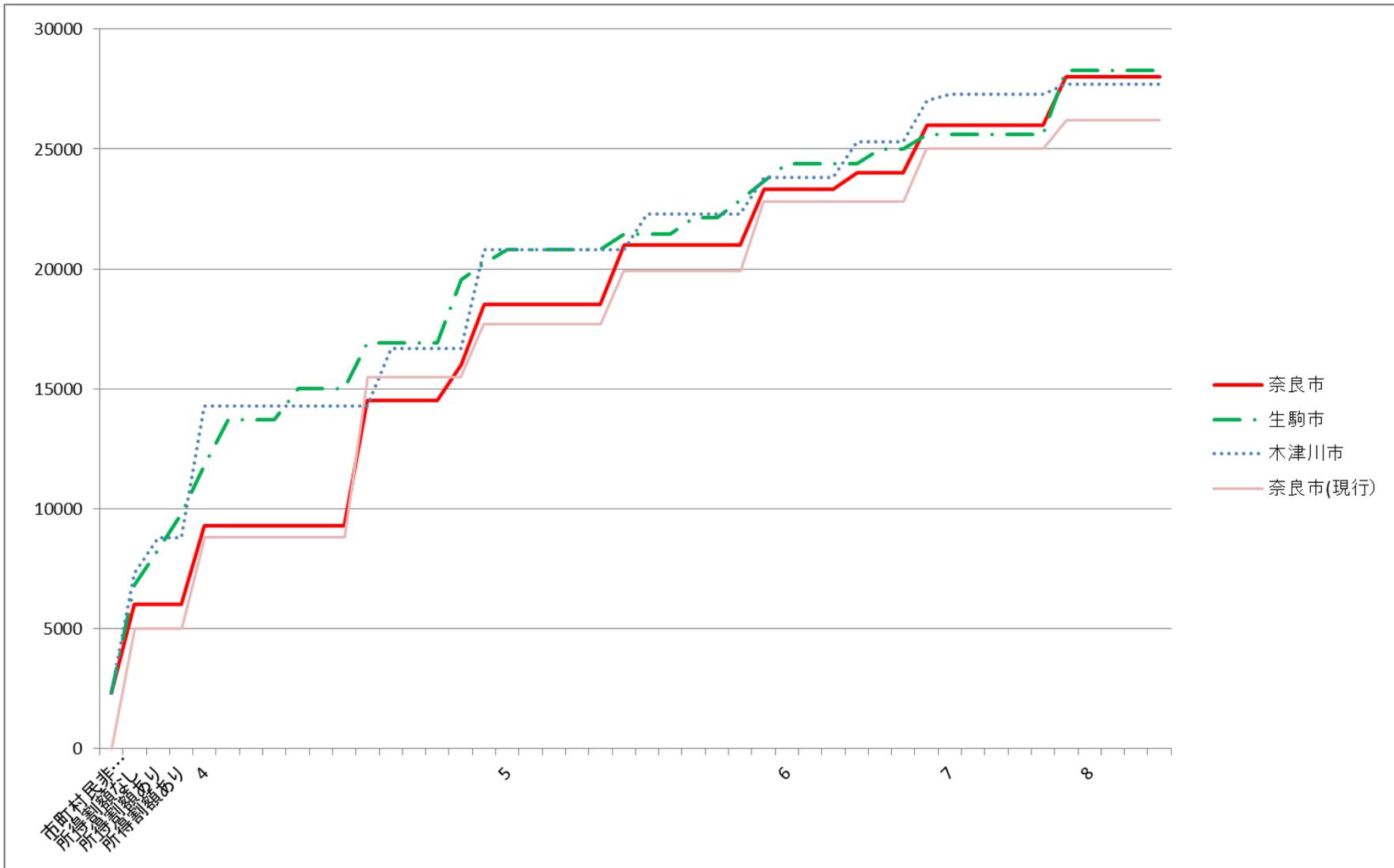
※人数は延べ人数 平成25年度実績

階層	備考
A	生活保護
B	市民税非課税
C	所得割課税額48,600円未満
D1	所得割課税額67,000円未満
D2	所得割額税額77,100円未満
D3	所得割額税額97,000円未満
D4	所得割額税額133,000円未満
D5	所得割額税額169,000円未満
D6	所得割額税額211,200円未満
D7	所得割額税額301,000円未満
D8	所得割額税額397,000円未満
D9	所得割額税額397,000円以上

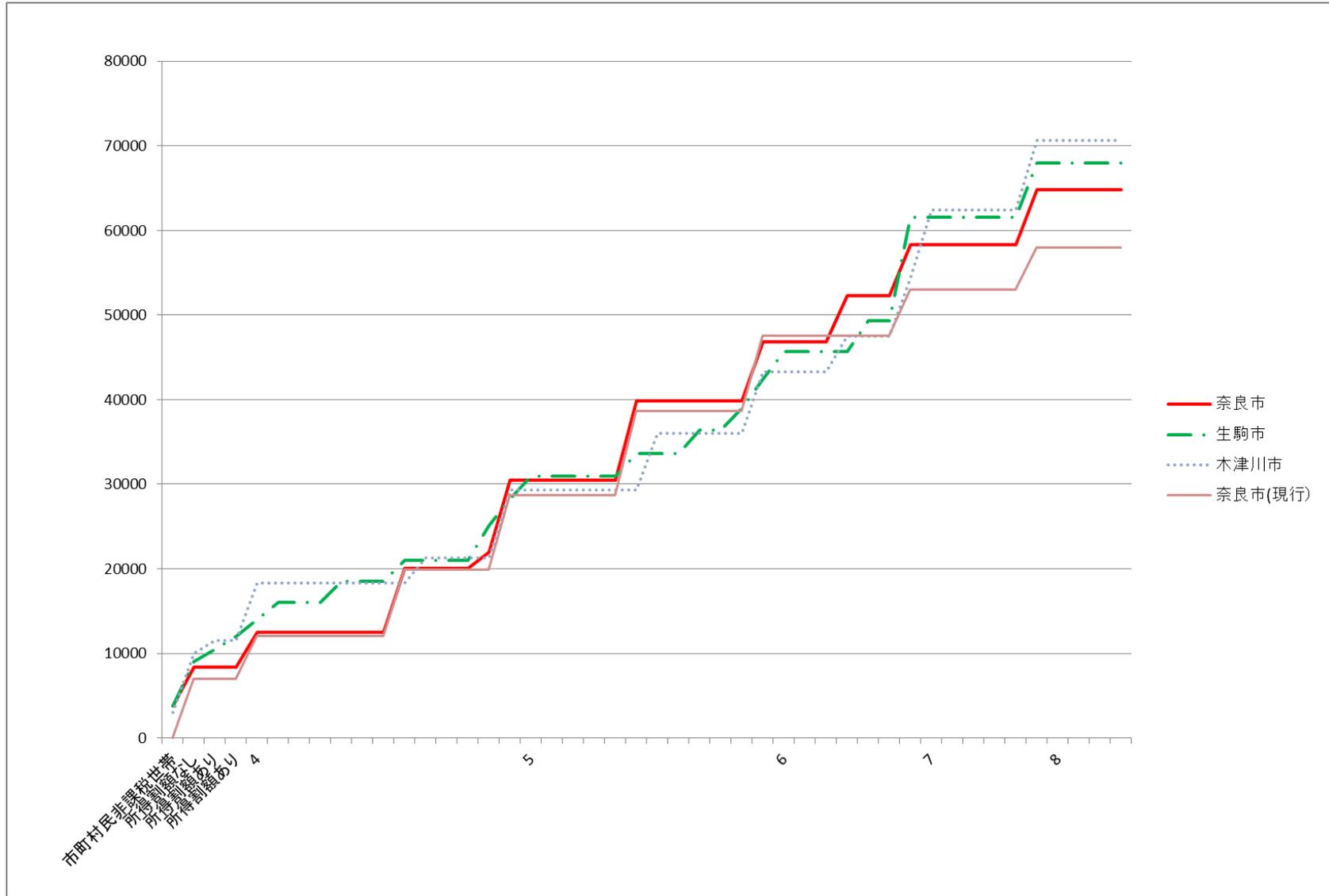


※A階層【生保受給者】の人数は平成26年度就園奨励費申請者の人数から抜粋

近隣市保育料比較【2号】



近隣市保育料比較【3号】





# 子ども・子育て支援新制度の解説

## ③公定価格

平成26年7月  
文部科学省

## Ⅱ. 公定価格の骨格概要

幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型・B型の関係部分

「質の改善ベース」については、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を本文に記載した上で、「1兆円超の範囲で実施する事項」の主要事項を枠囲いで追記している。

# 教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

## 現行水準ベース

### 基本額

>人件費 【教諭の配置基準】
 

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

- ・園長
- ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

>管理費  
 ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等

>事業費  
 ・教材費等

## 質の改善ベース

### 基本額に組み込むことが想定されるもの

>人件費
 

- 事務負担への対応
  - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)
 

週5日分に引上げ

全施設で主幹教諭等を専任化し基本額に組み込み、補助者の経費を引上げ

### 加算額

>主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 

- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
- ・処遇改善等加算

>主に管理費
 

- <事業の実施状況に応じて加算>
  - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
  - ・施設機能強化推進費加算
- <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
  - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 加算により対応することが想定されるもの

>主に人件費
 

- 職員配置の改善
  - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
  - ・4歳児の配置改善(30:1→25:1)
- 職員処遇の改善(+3%)
  - ・処遇改善等加算を充実 

加算率+5%に引上げ
- 地域の子育て支援・療育支援
  - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
  - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
  - ・子育て支援に係る事務経費
- 栄養士の配置(嘱託)
  - ・療育支援の補助者の人件費を引上げ
  - ・子育て支援活動経費を引上げ

>主に管理費
 

- 嘱託を非常勤に改善
- 小学校との接続改善(保幼小連携) 

接続改善の人件費も措置
- 第三者評価の受審費用

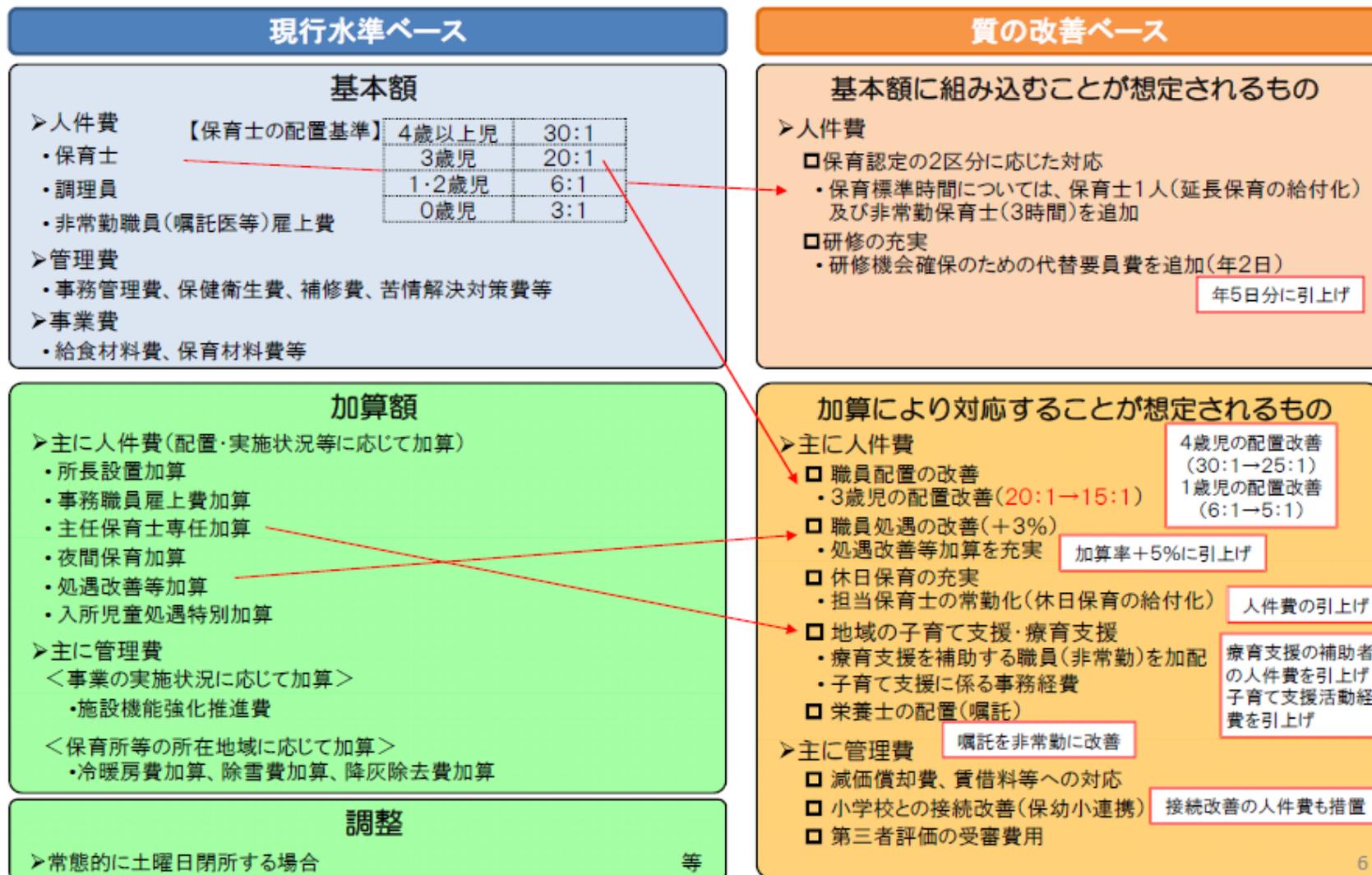
### 調整

>配置基準を満たさない場合(経過措置)

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

## 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

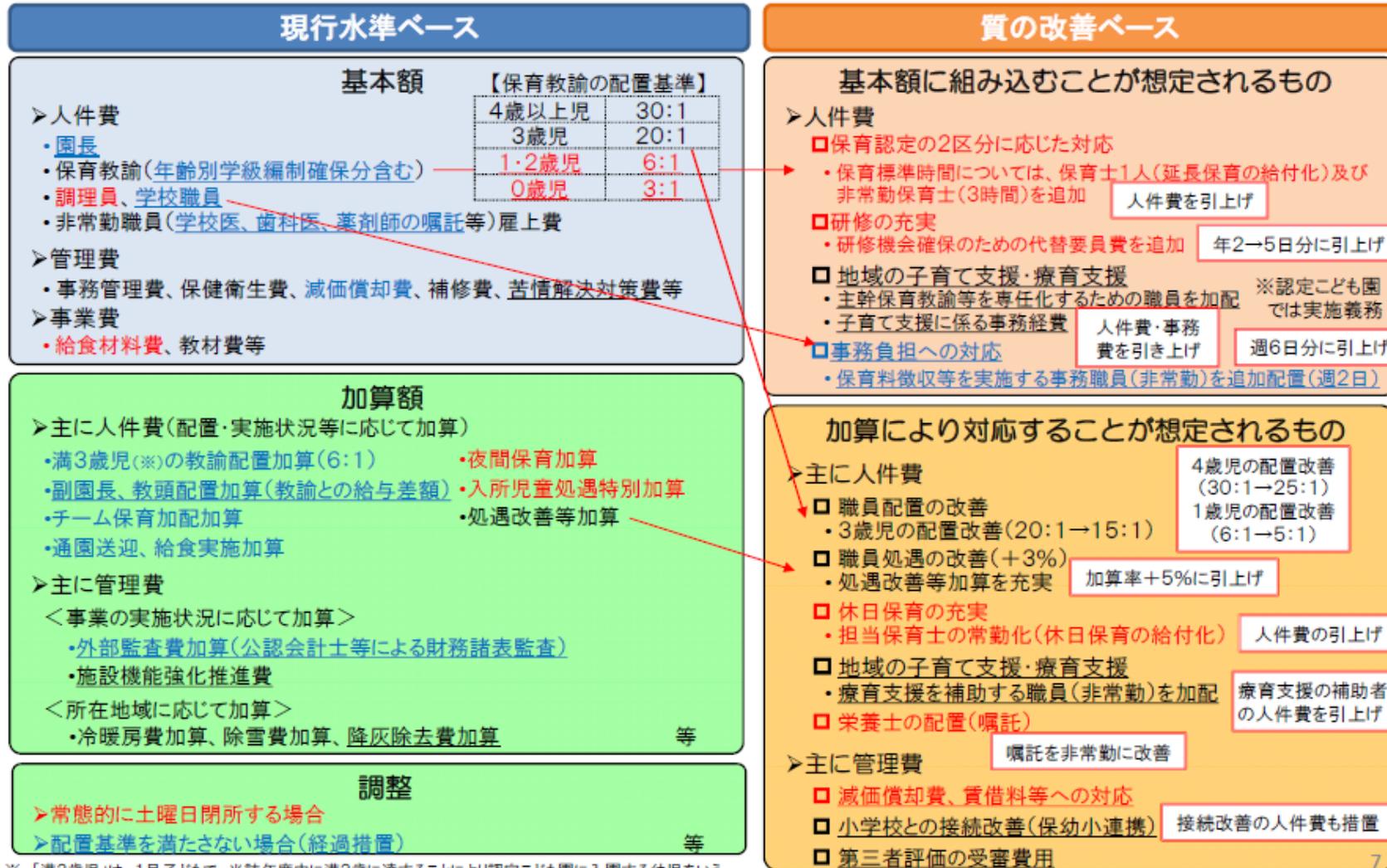
※保育所の場合



# 認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

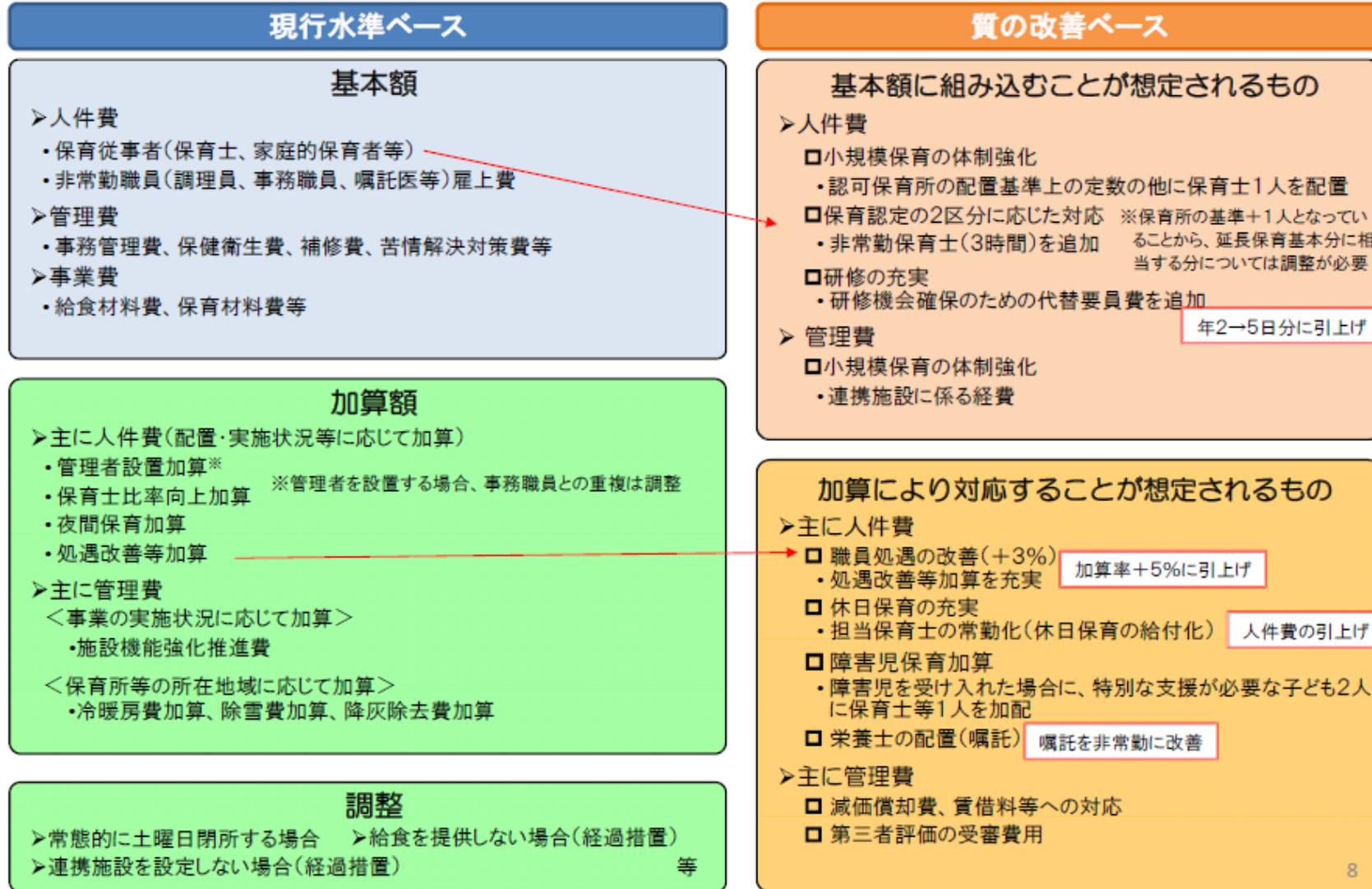
※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

- ・青字: 幼稚園と共通の項目
- ・赤字: 保育所と共通の項目
- ・黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目



※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

## 小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ



## 奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表

平成26年11月6日  
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

【資料7-1】 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表

階層区分				階層 間差率	推定年収	市(案)の保育料 (月額)																				
国		市(案)				1号認定 3歳以上				2号認定 3歳以上				3号認定 0~2歳												
1号	2・3号					国基準額	教育標準 (認定こども園等)	国基準との比率	現行(市立、民間奨励費適用後)入園料5,650円	経過措置(市立幼稚園等)入園料5,650円別途あり	国基準額	現行	国基準と現行の比率	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準との比率	保育短時間	国基準額	現行	国基準と現行の比率	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準との比率	保育短時間
1	1	A	生活保護世帯等		—	0	0	#DIV/0!	4,634	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0		
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)		~260万円	0	0	#DIV/0!	4,634	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0		
		B 2	市民税非課税世帯			9,100	2,100	0.231	4,634	4,600	6,000	0	0.000	2,300	#DIV/0!	2,300	0.383	2,300	9,000	0	0.000	3,800	#DIV/0!	3,800	0.422	3,700
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)		~330万円	15,100	4,700	0.311	6,300	6,300	15,500	5,000	0.323	5,000	1,000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	0.378	7,000	1,000	0	0.378	6,900
		C 2	所得割額 48,600円未満			16,100	5,200	0.323	6,300	6,300	16,500	5,000	0.303	5,500	1,100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	0.359	8,000	1,143	1,000	0.410	7,900
	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	1.396	~380万円	15,100	6,400	0.424	6,300	6,300	27,000	8,800	0.326	9,300	1,057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	0.403	12,500	1,033	400	0.417	12,300
		D 1-2	所得割額 67,000円未満			16,100	6,900	0.429	6,300	6,300																
		D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	1.149	~410万円	15,100	6,900	0.457	6,300	6,300	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1,005	100	0.667	19,700
		D 2-2	所得割額 77,100円未満					16,100	7,400	0.460																
4	5	D 3	所得割額 97,000円未満	1.258	~470万円	20,500	8,700	0.424	6,300	6,300	27,000	15,500	0.574	16,000	1,032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	0.663	22,000	1,106	2,100	0.733	21,600
		D 4	所得割額 133,000円未満	1.371	~550万円	20,500	10,000	0.488	6,300	6,300	28,700	17,700	0.617	18,500	1,045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	0.645	30,500	1,063	1,800	0.685	30,000
	6	D 5	所得割額 169,000円未満	1.271	~640万円	20,500	11,300	0.551	6,300	6,300	28,700	19,900	0.693	21,000	1,055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	0.867	39,800	1,031	1,200	0.894	39,100
		D 6	所得割額 211,200円未満	1.250	~740万円	20,500	12,600	0.615	6,300	6,300	28,700	22,800	0.794	23,300	1,022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	0.779	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000
		D 7	所得割額 301,000円未満	1.425	~930万円	25,700	14,700	0.572	6,300	6,300	28,700	22,800	0.794	24,000	1,053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	0.779	52,300	1,101	4,800	0.857	51,400
5	7	D 8	所得割額 397,000円未満	1.319	~1130万円	25,700	16,800	0.654	6,300	6,300	28,700	25,000	0.871	26,000	1,040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	0.663	58,300	1,100	5,300	0.729	57,300
	8	D 9	所得割額 397,000円以上		1130万円~	25,700	18,900	0.735	6,300	6,300	28,700	26,200	0.913	28,000	1,069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	0.701	64,800	1,117	6,800	0.783	63,700

給付上限額

【資料 7-2】 仮利用者負担額（仮保育料案）月額表に係る前回会議との比較表

階層区分				推定年収	市(案)の保育料 (月額)																					
国		市(案)			1号認定 3歳以上						2号認定 3歳以上						3号認定 0~2歳									
1号	2・3号				国基準額	10/10提示分	教育標準(認定こども園等)	国基準との比率	現行(就園奨励費適用後)入園料5,650円	経過措置(市立幼稚園等)	国基準額	現行	10/10提示分	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準と新しい比率	保育短時間	国基準額	現行	10/10提示分	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準との比率	保育短時間
1	1	A	生活保護世帯等	—	0	0	0		4,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)	~260万円	0	0	0		4,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		B 2	市民税非課税世帯		9,100	2,100	2,100	0.231	4,634	4,600	6,000	0	2,300	2,300		2,300	0.383	2,300	9,000	0	3,800	3,800		3,800	0.422	3,700
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)	~330万円	15,100	4,700	4,700	0.311	6,300	6,300	15,500	5,000	5,000	5,000	1,000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	7,400	7,000	1,000	0	0.378	6,900
		C 2	所得割額 48,600円未満		16,100	5,200	5,200	0.323	6,300	6,300	16,500	5,000	6,000	5,500	1,100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	8,400	8,000	1,143	1,000	0.410	7,900
	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	~380万円	15,100	6,400	6,400	0.424	6,300	6,300	27,000	8,800	10,500	9,300	1,057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	15,100	12,500	1,033	400	0.417	12,300
		D 1-2	所得割額 67,000円未満		16,100	6,900	6,900	0.429	6,300	6,300																
		D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	~410万円	15,100	6,900	6,900	0.457	6,300	6,300	27,000	15,500	16,000	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	21,000	20,000	1,005	100	0.667	19,700
		D 2-2	所得割額 77,100円未満		16,100	7,400	7,400	0.460	6,300	6,300																
4	5	D 3	所得割額 97,000円未満	~470万円	20,500	8,700	8,700	0.424	6,300	6,300	27,000	15,500	18,600	16,000	1,032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	25,100	22,000	1,106	2,100	0.733	21,600
		D 4	所得割額 133,000円未満	~550万円	20,500	10,000	10,000	0.488	6,300	6,300	28,700	17,700	19,900	18,500	1,045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	30,900	30,500	1,063	1,800	0.685	30,000
	D 5	所得割額 169,000円未満	~640万円	20,500	11,300	11,300	0.551	6,300	6,300	28,700	19,900	20,600	21,000	1,055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	38,600	39,800	1,031	1,200	0.894	39,100	
	D 6	所得割額 211,200円未満	~740万円	20,500	12,600	12,600	0.615	6,300	6,300	28,700	22,800	22,800	23,300	1,022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	47,500	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000	
5	6	D 7	所得割額 301,000円未満	~930万円	25,700	14,700	14,700	0.572	6,300	6,300	28,700	22,800	23,900	24,000	1,053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	49,300	52,300	1,101	4,800	0.857	51,400
		D 8	所得割額 397,000円未満	~1130万円	25,700	16,800	16,800	0.654	6,300	6,300	28,700	25,000	25,000	26,000	1,040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	54,400	58,300	1,100	5,300	0.729	57,300
5	8	D 9	所得割額 397,000円以上	1130万円~	25,700	18,900	18,900	0.735	6,300	6,300	28,700	26,200	26,200	28,000	1,069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	58,000	64,800	1,117	6,800	0.783	63,700

平成26年11月4日

市立幼稚園（認定こども園の短時間利用を含む）の利用を希望する保護者の皆様へ

## 1号（教育標準時間）認定の仮利用者負担額（案）について

- ◆ 子ども・子育て支援新制度では、市立幼稚園（認定こども園の短時間利用を含む）の利用を希望する保護者の方に、別途お知らせする方法で1号認定を受けていただきます。
- ◆ 新制度の利用者負担額（保育料）については、市町村が、国の基準の範囲内で、認定区分ごとに定めることとされており、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
- ◆ 奈良市では、現在、子ども・子育て会議の部会において、国から示された利用者負担のイメージをもとに利用者負担額の検討を行っています。  
このたびの園児募集にあたり、10月30日に開催した部会の資料から「仮利用者負担額（仮保育料）案」を参考資料としてお知らせいたします。
- ◆ 実際の利用者負担額は、今後、国の平成27年度予算編成過程で示される基準（公定価格）をもとにして、市の条例案を作成し、来年3月議会で定められます。



## 1号認定の仮利用者負担額（仮保育料）案



- ◇ この案は、奈良市の保育所保育料と私立幼稚園の平均保育料との均衡を考慮しています。
- ◇ 国のイメージは5つの階層区分ですが、市の案は12の階層区分で細かく対応します。
- ◇ 階層区分の（母子）の欄は、母子・父子・在障世帯に対する軽減措置です。
- ◇ 多子世帯の軽減措置として幼稚園（3歳児）から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2番目は半額、3人目以降については無料となります。
- ◇ 現行の市立幼稚園の月額保育料が6,300円であることから、激変緩和のため経過措置も合わせて検討しています。

階層区分(市の案)		推定年収	検討中の市(案) 利用者負担月額	国のイメージ 利用者負担月額
A	生活保護世帯	—	0円	0円
B1	市民税非課税(母子)	~260万円	0円	0円
B2	市民税非課税		2,100円	9,100円
C1	所得割 48,600円未満(母子)	~330万円	4,700円	15,100円 (母子)
C2	所得割 48,600円未満		5,200円	
D1-1	所得割 67,000円未満(母子)	~380万円	6,400円	16,100円
D1-2	所得割 67,000円未満		6,900円	
D2-1	所得割 77,100円未満(母子)	~410万円	6,900円	20,500円
D2-2	所得割 77,100円未満		7,400円	
D-3	所得割 97,000円未満	~470万円	8,700円	20,500円
D-4	所得割 133,000円未満	~550万円	10,000円	
D-5	所得割 169,000円未満	~640万円	11,300円	
D-6	所得割 211,200円未満	~740万円	12,600円	25,700円
D-7	所得割 301,000円未満	~930万円	14,700円	
D-8	所得割 397,000円未満	~1130万円	16,800円	
D-9	所得割 397,000円以上	1130万円~	18,900円	

平成26年11月4日

保育所・認定こども園等の利用を希望する保護者の皆様へ

## 2号・3号（保育）認定の仮利用者負担額（案）について

- ◆ 子ども・子育て支援新制度では、保育所・認定こども園等の利用を希望する保護者の方に、2号又は3号認定を受けていただきます。
- ◆ 新制度の利用者負担額（保育料）については、市町村が、国の基準の範囲内で、認定区分ごとに定めることとされており、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
- ◆ 奈良市では、現在、子ども・子育て会議の部会において、国から示された利用者負担のイメージをもとに利用者負担額の検討を行っています。  
新年度の入所受付にあたり、10月30日に開催した部会の資料から「仮利用者負担額（仮保育料）案」を参考資料としてお知らせいたします。（詳細は裏面です）
- ◆ 正式な利用者負担額は、今後、国の平成27年度予算編成過程で示される基準（公定価格）をもとにして、市の条例案を作成し、来年3月議会で定められます。



## 2号・3号認定の仮利用者負担額（仮保育料）案



- ◇ 新たに保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の区分を設けています。
- ◇ 国のイメージは8つの階層区分ですが、市の案は12の階層区分で細やかに対応します。
- ◇ 階層区分の基礎が、所得税から市町村民税に変更になります。
- ◇ 階層区分の（母子）の欄は、母子・父子・在障世帯に対する軽減措置です。
- ◇ 多子世帯の軽減措置については、従来のとおりです。保育所等に在園する小学校就学前（0～5歳）までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。
- ◇ 2号・3号の保育料については、経過措置も合わせて検討しています。

【お問合せ先】 奈良市役所 保育所・幼稚園課

☎ 0742-34-5086

## 奈良市子ども・子育て会議の所掌事務の追加と部会の設置について

## 1 所掌事務の追加について

就学前の教育・保育について、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）」の改正に伴い、中核市が幼保連携型認定こども園の認可等を行う際に、あらかじめ意見聴取するための合議制の機関を条例に基づき設置する必要があります。

当該機関については、教育・保育に係る有識者等をバランスよく加えることが求められていますが、必ずしも新たな審議会等を設置する必要はなく、既存の子ども・子育て会議を活用することも可能とされていることから、現在既に教育・保育双方の関係者のほか、学識経験者をはじめ多様な分野から委員が参画し、本市の子ども・子育て支援についてご審議いただいている「奈良市子ども・子育て会議」の所掌事務に追加して、その役割を担っていただくこととします。

## 【奈良市子ども・子育て会議の所掌事務】

## &lt; 子ども・子育て支援法関係 &gt;

- ① 子ども・子育て支援事業計画について
- ② 施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員について
- ③ 地域型保育給付を受ける家庭的保育事業等の利用定員について
- ④ 本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について

## &lt; (追加) 認定こども園法関係 &gt;

- ① 幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可について
- ② 幼保連携型認定こども園の事業の停止・閉鎖の命令について
- ③ 幼保連携型認定こども園の認可の取り消しについて

## 2 部会の設置について

就学前の教育・保育について、事業者から幼保連携型認定こども園の設置等に係る認可申請を受けた場合、市は「認定こども園法」に基づいて、個別の案件ごとに合議制の機関（子ども・子育て会議）に意見聴取を行う必要があります。

また、「子ども・子育て支援法」に基づいて、認可された事業者から給付対象となるための確認申請を受けた場合、個別の案件ごとに利用定員の設定について合議制の機関（子ども・子育て会議）に意見聴取を行う必要があります。

以上の2点から、認可と確認が関連していることや、専門的・集中的かつ効率的に審議を行うために、別添の設置要領のとおり部会を設置することとし、名称を「教育・保育部会」とします。

### 【部会の所掌事項】

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖
- (3) その他、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項

## 3 委員の指名と今後のスケジュール

教育・保育部会の委員については、別添の設置要領第3条の規定に基づき、会長が指名することとし、今後のスケジュールにつきましては、2回程度の開催を予定しています。

## 4 認可・確認の際の意見聴取を行う審議会

	認定こども園			幼稚園	保育所	地域型 保育事業
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型			
認可	奈良市子ども・子育て会議（教育・保育部会）	奈良県私立学校審議会	奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	奈良県私立学校審議会	奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
確認	奈良市子ども・子育て会議（教育・保育部会）					

※1 地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※2 幼稚園認定こども園及び保育所型認定こども園は、別途県の認定が必要

奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則(平成26年10月3日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

## 奈良市子ども・子育て会議 教育・保育部会 設置要領（案）

### （設置）

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- （1） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- （2） 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- （3） 前2号のほか、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項

### （構成）

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

### （部会長等）

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### （意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （会議への報告）

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

### （庶務）

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

### （廃止）

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

参考資料

奈良市の財政状況から見た保育料の考え方

平成26年11月6日

奈良市 保育所・幼稚園課

## I 奈良市の財政状況について

### 1. 概況

奈良市はこれまで、様々な行財政改革の推進に取り組んできました。しかし、世界的な景気後退状況の中、全国的な不況と地価の下落により、市民税や固定資産税を中心として歳入をなす市税収が伸び悩み、また少子高齢化に伴う社会福祉費関係支出の増大などの要因により、多額の財源対策を講じなければ歳入と歳出の均衡が取れず大幅な収支不足が生じる見込みとなり、市の財政は極めて厳しい状況にあります。

そういう中、他中核市の現行の国基準に対する保育料設定を見ると、中核市の中で、  
2. 指標から見えることは、財政状況の悪い奈良市と近似している中核市（例高知市、尼崎市等）は国基準に対して80%を超えております。

今まで本市として国基準の65%を維持してきたが、中核市平均でも、70、8%であり、そこまで引き上げるべきところ、現行と中核市平均の半ば台（67、5%）で、今後、保護者の保育料の軽減に寄与していこうとするところです。

### 2. 指標による分析

総務省が全国統一的に統計を取っている地方財政状況調査に使用されている指標の主なものをピックアップし、他の中核市と比較することで、平成23年度から平成25年度までの直近3年度間における本市の財政状況を分析します。

#### ① 財政力指数

地方公共団体の財政力（体力）を示す指標です。基準となる収入額を基準となる需要額で除したもの（割り算）であり、その答えが1に近いまたは1を超えるほど、財政力に余裕があると言えます。

本市においては、3年度とも中核市平均からやや下回っているものの、ほぼ平均的と分析できる範囲に収まっています。

#### ② 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標です。人件費や公債費、扶助費等の容易に削減することが困難な経常的経費に対して、市税や地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度の比率で消費されているかを示す指標で、この比率が低いほど建設事業等の臨時的な（経常的でない）経費に充当できる財源が豊かで、財政構造が弾力的であると言えます。80%を超えると弾力性が失われ、硬直化しつつあると考えられます。

本市においては、過去3年度とも中核市平均を大きく下回り、全中核市中最低位であり、財政構造が極めて硬直化した状態と言えます。

### ③ 地方債現在高

学校や道路を建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、建設時の1会計年度だけでまかなうことが世代間の負担の公平性を欠くこととなり、また多額の経費を要することとなるもの等の財源とするため、地方公共団体が調達する長期的な借入金の残高のことを言います。

本市においては、3年度とも中核市平均よりかなり多額であり、相当低位にあります。また、この借入金の元利償還金が、経常収支比率を押し上げ、財政構造の硬直化の要因の一つとなっています。

### ④ 将来負担比率

地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、地方公共団体が将来的に負担することとなる実質的な負債が、標準として算出した財政規模に対してどの程度の比率を占めているかという指標であり、将来の財政を圧迫する蓋然性の度合いを示しています。

本市においては、3年度とも全中核市中最下位であり、現時点で明らかになっている負債は財政規模の2倍程度にもものぼっており、将来において大きな負担となってきます。

## 平成23年度決算・中核市比較一覧

### ① 財政力指数 (3年平均)

1 豊田市	1.302
2 岡崎市	1.035
3 川越市	0.983
4 船橋市	0.970
5 豊橋市	0.962
6 宇都宮市	0.959
7 柏市	0.944
8 豊中市	0.933
9 大分市	0.889
10 西宮市	0.871
11 倉敷市	0.848
12 姫路市	0.834
13 尼崎市	0.833
13 高崎市	0.833
15 横須賀市	0.826
16 岐阜市	0.824
17 福山市	0.821
18 大津市	0.809
19 高松市	0.804
20 和歌山市	0.797
21 金沢市	0.787
21 高槻市	0.787
23 富山市	0.777
中核市平均	0.777
24 前橋市	0.762
25 奈良市	0.760
26 郡山市	0.756
27 東大阪市	0.749
28 松山市	0.701
29 長野市	0.690
30 鹿児島市	0.675
31 盛岡市	0.665
32 いわき市	0.655
33 秋田市	0.628
34 久留米市	0.622
35 宮崎市	0.612
36 高知市	0.571
37 長崎市	0.550
38 下関市	0.544
39 青森市	0.532
40 旭川市	0.489
41 函館市	0.450

### ② 経常収支比率 (%)

1 姫路市	82.1
2 豊田市	82.2
3 岡崎市	85.0
4 高松市	85.4
5 松山市	85.6
6 倉敷市	85.7
7 長野市	86.0
8 豊橋市	86.8
9 函館市	87.6
10 高崎市	87.8
11 金沢市	88.0
12 鹿児島市	88.2
13 大津市	88.4
14 郡山市	88.6
15 福山市	88.9
16 青森市	89.3
17 岐阜市	89.4
18 富山市	89.6
19 前橋市	89.7
20 宮崎市	89.9
21 高知市	90.2
22 秋田市	90.4
中核市平均	90.4
23 旭川市	90.5
24 宇都宮市	90.6
25 久留米市	90.9
26 高槻市	91.5
27 川越市	91.8
28 船橋市	91.9
29 大分市	92.4
30 いわき市	93.4
31 下関市	94.2
32 盛岡市	94.3
32 和歌山市	94.3
34 尼崎市	94.5
35 長崎市	94.9
36 西宮市	95.3
37 柏市	95.5
38 横須賀市	95.7
38 東大阪市	95.7
40 豊中市	96.0
41 奈良市	98.9

### ③ 地方債現在高 (千円)

1 高槻市	48,236,378
2 岡崎市	67,579,618
3 郡山市	87,877,276
4 川越市	88,961,034
5 豊田市	89,623,186
6 豊中市	93,251,591
7 豊橋市	107,204,501
8 大津市	107,425,732
9 柏市	109,747,189
10 船橋市	114,921,162
11 久留米市	120,288,008
12 宇都宮市	127,385,834
13 盛岡市	130,668,897
14 高崎市	133,557,430
15 岐阜市	133,977,371
16 長野市	134,001,962
17 いわき市	134,003,009
18 前橋市	142,635,897
19 秋田市	143,088,966
20 高松市	145,804,300
21 下関市	147,668,640
22 函館市	150,784,290
23 和歌山市	151,772,380
中核市平均	154,436,513
24 倉敷市	158,012,197
25 福山市	158,830,162
26 東大阪市	164,130,746
27 西宮市	167,302,426
28 横須賀市	168,129,739
29 松山市	169,702,512
30 青森市	174,838,618
31 旭川市	185,886,264
32 大分市	185,965,737
33 奈良市	197,694,552
34 姫路市	198,387,673
35 宮崎市	210,022,167
36 高知市	220,454,920
37 長崎市	231,052,293
38 金沢市	246,140,684
39 富山市	246,687,444
40 鹿児島市	262,275,342
41 尼崎市	275,918,915

### ④ 将来負担比率 (%)

1 高槻市	-
1 豊田市	-
1 船橋市	-
1 岡崎市	-
5 郡山市	15.8
6 岐阜市	16.2
7 久留米市	21.4
8 宇都宮市	23.1
9 長野市	24.0
10 鹿児島市	29.6
11 東大阪市	43.9
12 福山市	46.4
13 豊中市	51.2
14 大津市	53.5
15 豊橋市	57.1
16 高崎市	61.2
17 横須賀市	63.7
18 西宮市	65.4
19 姫路市	67.9
20 柏市	68.9
21 松山市	69.2
22 川越市	78.5
23 いわき市	80.2
24 倉敷市	80.4
25 大分市	82.3
中核市平均	85.2
26 長崎市	85.7
27 高松市	94.4
28 函館市	96.4
29 前橋市	96.6
30 金沢市	102.4
31 下関市	103.3
32 宮崎市	106.0
33 盛岡市	107.1
34 秋田市	109.5
35 旭川市	112.4
36 青森市	144.2
37 和歌山市	148.3
38 尼崎市	166.8
39 富山市	181.7
40 高知市	195.3
41 奈良市	204.0



## 平成25年度決算・中核市比較一覧

① 財 政 力 指 数 (3年平均)	② 経 常 収 支 比 率 (%)	③ 地 方 債 現 在 高 (千円)	④ 将 来 負 担 比 率 (%)
1 豊 田 市 1.059	1 姫 路 市 82.8	1 高 槻 市 48,932,560	1 高 槻 市 -
2 岡 崎 市 0.982	2 豊 田 市 83.8	2 岡 崎 市 66,086,815	1 豊 田 市 -
3 川 越 市 0.952	3 高 松 市 84.8	3 郡 山 市 87,257,631	1 船 橋 市 -
4 宇 都 宮 市 0.942	4 い わ き 市 84.9	4 豊 田 市 89,752,865	1 岡 崎 市 -
5 豊 橋 市 0.938	4 長 野 市 84.9	5 川 越 市 91,086,125	1 枚 方 市 -
5 船 橋 市 0.932	6 那 覇 市 85.6	6 豊 中 市 93,872,220	6 岐 阜 市 1.0
7 柏 市 0.923	7 横 須 賀 市 86.0	7 枚 方 市 96,848,355	7 郡 山 市 1.6
8 豊 中 市 0.893	8 函 館 市 86.1	8 柏 市 102,250,349	8 久 留 米 市 4.6
9 西 宮 市 0.870	8 郡 山 市 86.2	9 豊 橋 市 105,347,825	9 東 大 阪 市 8.6
10 大 分 市 0.868	10 倉 敷 市 86.5	10 大 津 市 112,420,717	10 宇 都 宮 市 9.7
11 姫 路 市 0.843	11 松 山 市 86.7	11 宇 都 宮 市 123,489,598	11 長 野 市 20.1
12 倉 敷 市 0.826	12 豊 橋 市 86.9	12 船 橋 市 125,817,237	12 鹿 児 島 市 22.4
13 高 崎 市 0.821	13 岡 崎 市 87.3	13 久 留 米 市 126,983,867	13 福 山 市 22.7
13 尼 崎 市 0.818	14 枚 方 市 87.8	14 い わ き 市 128,491,875	14 豊 中 市 23.9
15 岐 阜 市 0.817	14 岐 阜 市 88.3	15 盛 岡 市 130,133,858	15 大 津 市 28.9
15 福 山 市 0.805	14 鹿 児 島 市 88.3	16 高 崎 市 132,523,114	16 高 崎 市 36.6
17 枚 方 市 0.804	17 福 山 市 88.5	17 長 野 市 133,330,961	17 柏 市 37.8
18 高 松 市 0.801	18 金 沢 市 88.6	18 岐 阜 市 133,952,057	18 姫 路 市 42.4
19 横 須 賀 市 0.800	19 旭 川 市 88.8	19 那 覇 市 138,466,994	19 西 宮 市 43.0
20 大 津 市 0.796	20 前 橋 市 88.9	20 秋 田 市 140,103,123	20 豊 橋 市 48.6
21 和 歌 山 市 0.788	21 秋 田 市 89.0	21 函 館 市 146,944,765	21 い わ き 市 55.6
22 金 沢 市 0.783	22 高 崎 市 89.3	22 高 松 市 148,226,542	中 核 市 平 均 59.9
22 富 山 市 0.782	23 大 津 市 89.4	23 前 橋 市 150,437,254	22 松 山 市 60.9
24 高 槻 市 0.774	24 富 山 市 89.5	中 核 市 平 均 153,122,506	23 横 須 賀 市 61.9
25 前 橋 市 0.773	中 核 市 平 均 89.7	24 下 関 市 153,767,240	24 川 越 市 64.0
中 核 市 平 均 0.760	25 宮 崎 市 89.8	25 福 山 市 155,101,012	25 倉 敷 市 64.1
26 奈 良 市 0.744	26 青 森 市 90.2	26 西 宮 市 156,427,168	26 大 分 市 64.8
27 那 覇 市 0.735	27 宇 都 宮 市 90.8	27 和 歌 山 市 162,675,868	27 前 橋 市 70.8
27 郡 山 市 0.732	28 高 槻 市 91.2	28 倉 敷 市 164,260,589	28 函 館 市 77.0
29 東 大 阪 市 0.726	28 柏 市 91.4	29 青 森 市 167,042,465	29 高 松 市 77.5
30 松 山 市 0.701	30 豊 中 市 91.4	30 横 須 賀 市 171,166,520	30 宮 崎 市 78.8
30 長 野 市 0.690	31 船 橋 市 92.4	31 東 大 阪 市 172,261,044	31 長 崎 市 81.2
32 鹿 児 島 市 0.677	32 久 留 米 市 92.4	32 松 山 市 173,308,864	32 金 沢 市 88.6
33 盛 岡 市 0.674	32 大 分 市 92.8	33 大 分 市 185,974,792	33 盛 岡 市 89.2
34 い わ き 市 0.654	34 盛 岡 市 92.9	34 旭 川 市 187,052,026	34 秋 田 市 91.9
35 久 留 米 市 0.634	35 高 知 市 92.9	35 姫 路 市 199,618,888	35 旭 川 市 93.7
36 秋 田 市 0.620	36 川 越 市 93.2	36 高 知 市 202,533,376	36 下 関 市 97.5
37 宮 崎 市 0.611	37 長 崎 市 94.0	37 宮 崎 市 202,835,049	37 那 覇 市 101.0
38 高 知 市 0.560	38 西 宮 市 94.4	38 奈 良 市 217,072,418	38 青 森 市 127.6
39 長 崎 市 0.539	39 東 大 阪 市 94.5	39 金 沢 市 237,866,337	39 和 歌 山 市 128.3
40 下 関 市 0.534	40 下 関 市 94.7	40 長 崎 市 241,239,469	40 富 山 市 141.7
41 青 森 市 0.532	41 和 歌 山 市 94.7	41 富 山 市 245,983,874	41 尼 崎 市 147.7
42 旭 川 市 0.474	42 尼 崎 市 95.2	42 尼 崎 市 264,270,516	42 高 知 市 173.9
43 函 館 市 0.447	43 奈 良 市 97.5	43 鹿 児 島 市 271,053,542	43 奈 良 市 188.1

## Ⅱ 包括外部監査指摘事項

### 1. 包括外部監査とは

包括外部監査は、毎会計年度、契約した外部監査人（契約を締結できる者は、弁護士、公認会計士等）が、特定のテーマを定めて、地方公共団体の「財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理」を監査するもので、地方自治法の規定により、都道府県、政令指定都市、中核市に実施が義務付けられており、奈良市は、中核市に移行した平成14年度から実施しています。

### 2. 包括外部監査の目的

包括外部監査人は、地方公共団体が「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため監査するものとされています。

・地方自治法第2条第14項とは

➤地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

・地方自治法第2条第15項とは

➤地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

### 3. 平成21年度の包括外部監査

①監査テーマ「少子高齢化に関する財務事務について」

②監査人 公認会計士 大西 寛文 氏

③監査テーマ選定理由

奈良市の財政に大きな影響を与える少子高齢化の進展に対応するために奈良市がどのような事業を行っているのか、また、それらの財務事務が、関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めているかについて監査を実施するのが有用であると考え、監査テーマとして選定した。（結果報告書2頁より抜粋）

④指摘事項

担当課に対する質問、関係書類・帳票類の閲覧、突合及び現場視察が約10か月間にわたり実施された結果、外部監査人からの意見も含め43項目にわたる指摘を受けましたが、その中の1項目として次のような指摘事項がありました。

『保育料の引き上げについて検討すべきである』

市において保護者が負担する保育料は他自治体と比較して相対的に低く、保育コストの受益者負担率も他自治体と比較して低い。そのため、受益者負担のあり方も含め、保育料の引き上げについて総合的に検討する余地があると考えられる。（結果報告書54頁より抜粋）